

# 東邦音楽短期大学 自己点検・評価報告書

平成 28 年 6 月

## 目次

## 自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価報告書の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
3. 提出資料・備付資料一覧	18
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	<b>33</b>
テーマ 基準Ⅰ－A建学の精神	34
テーマ 基準Ⅰ－B教育の効果	36
テーマ 基準Ⅰ－C自己点検・評価	41
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	44
◇基準Ⅰについての特記事項	44
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	<b>47</b>
テーマ 基準Ⅱ－A教育課程	48
テーマ 基準Ⅱ－B学生支援	57
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	74
◇資格基準Ⅱについての特記事項	74
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b>	<b>75</b>
テーマ 基準Ⅲ－A人的資源	76
テーマ 基準Ⅲ－B物的資源	88
テーマ 基準Ⅲ－C技術的資源をはじめとするその他の教育資源	91
テーマ 基準Ⅲ－D財的資源	93
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	95
◇基準Ⅲについての特記事項	96
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	<b>97</b>
テーマ 基準Ⅳ－A理事長のリーダーシップ	98
テーマ 基準Ⅳ－B学長のリーダーシップ	102
テーマ 基準Ⅳ－Cガバナンス	109
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	113
◇基準Ⅳについての特記事項	113

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、東邦音楽短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 28 年 6 月 30 日

理事長・学長

三室戸 東 光

ALO

國 谷 尊 之

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人三室戸学園は、昭和 9 (1934) 年 11 月、三室戸敬光が東京高等音楽学院の学院長に在職中に、私財を投じて東京都文京区に同学院大塚分教場を開設し、これを昭和 13 (1938) 年 2 月に三室戸為光が分離独立の上継承し、学校名を「東邦音楽学校」と改称したときに始まる。

三室戸為光は、東邦音楽学校を現在の文京キャンパスの地に移転させるとともに、東邦商業女子学校を併設、更にはこの商業女子学校を東邦女学校として開設し、女子の教育

にも力を注いだ。

戦後、昭和 21 (1946) 年 7 月に財団法人三室戸学園を設立、初代理事長に三室戸為光

が就任。昭和 22 (1947) 年には東邦女学校を東邦高等女学校 (5 年制) にするとともに、東邦中学校を開設した。さらに、昭和 23 (1948) 年 3 月に東邦高等女学校を東邦高等学校に改め男女共学にするとともに、同年 4 月に普通科のほかに全国初の音楽科を開設した。

学校の発展充実に併せ、昭和 26 (1951) 年 2 月にこれまでの財団法人を学校法人に組織変更するとともに、同年 4 月東邦音楽短期大学を開設した。

なお、学園としては、その後「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目指す」という建学の精神を具現化するために、昭和 40 (1965) 年 4 月に東邦音楽大学を、平成 16 (2004) 年 4 月に東邦音楽大学大学院を開設した。

東邦音楽短期大学については、前回の認証評価受審 (平成 22 (2010) 年) 以後の教育組織改組として、平成 24 (2012) 年度に従来の 8 専攻 (ピアノ、声楽、管弦打楽器、作曲、ソングライティング、デジタルパフォーマンス、エレクトロニックオルガン、ピアノレスナー) を 5 専攻 (声楽、器楽、コンポーザングアーティスト、電子オルガン、音楽教養) に改編した。

改編にあたっては、「短期大学は、単に大学の短縮版ではない」ことを基本認識として、音楽を切り口に社会人の学び直しや高齢化社会を見据えた介護福祉等を主なキーワードに据えて改編を行った。

改編後の専攻については、特に新たに開設した「音楽教養専攻」は、これまでの専攻とは異なり専門的な知識・技術を追及するというより、好きな音楽を学びたい者、これから本格的に音楽を学ぼうとする者、音楽に関する教養を専門的に深めたい者、職業又は実生活に必要な音楽能力を身に付けたいという者を対象としたほか、教育内容も社会人等に学びやすいカリキュラム編成にするとともに、学納金についても大幅に引下げ、より就学しやすい環境に改めた。

また、取得可能な資格として介護職員初任者研修、リトミックインストラクター、社会

福祉主事 (任用) 等の資格を取得できるようにした。コンポーザングアーティスト専攻においては、学外の専門のスタジオを活用した学外実習も新たに導入し、教育内容をよ

り充実したものとした。

## (2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

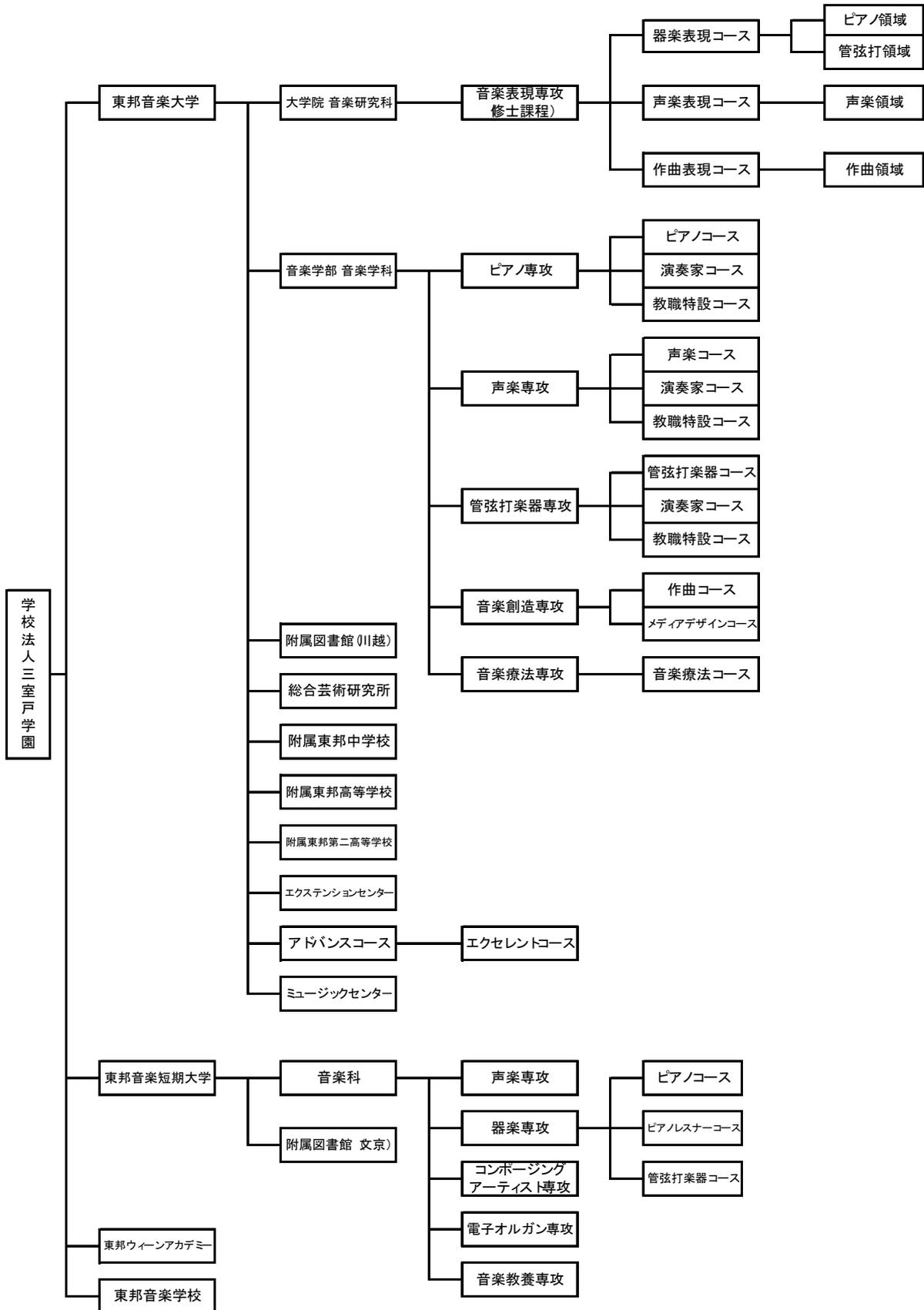
平成 28 年 5 月 1 日現在

教育機関	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東邦音楽短期大学	文京区大塚 4-46-9	50	100	115
東邦音楽大学	川越市今泉 84	100	400 (※20)	246
東邦音楽大学大学院	文京区大塚 4-46-9	15	30	35
東邦音楽大学附属高等学校	文京区大塚 4-46-9	80	240	68
東邦音楽大学附属第二高等学校	川越市今泉 84	50	150	78
東邦音楽大学附属中学校	文京区大塚 4-46-9	50	150	43
東邦音楽学校	文京区大塚 4-46-9	135	220	0

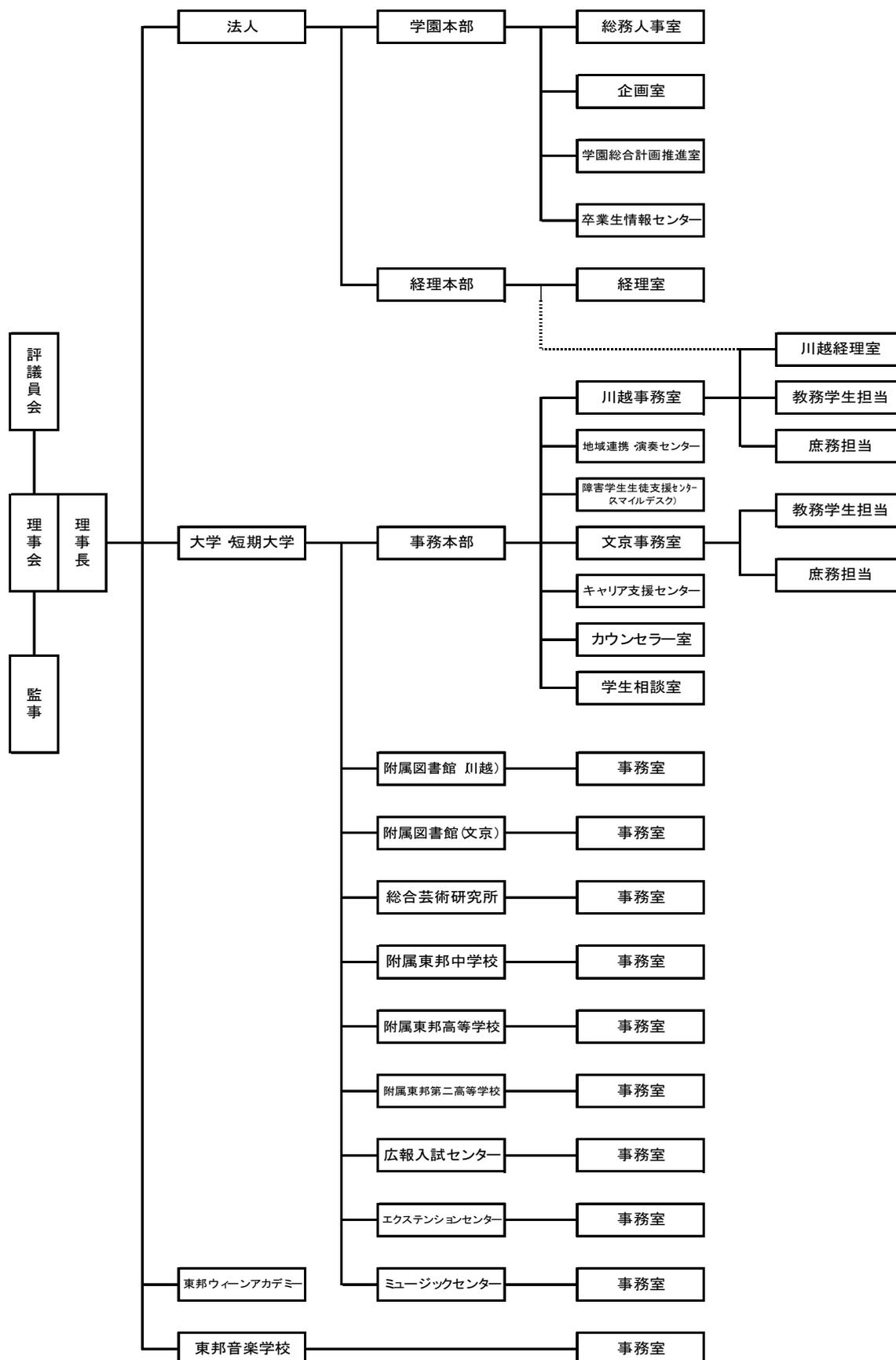
※東邦音楽大学の収容定員 (※20) は、3 年次編入学定員

(3) 学校法人・短期大学の組織図（平成28年5月1日現在）

平成28年度 学校法人三室戸学園  
教育・研究組織図



平成28年度 学校法人三室戸学園  
事務組織図



#### (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域ニーズ

本学は、東京中心部に近い東京23区の文京区西部に位置し、JR山の手線の内側に唯一立地する音楽短期大学であり、その立地地域については、通学範囲地域と地元地域の両面から捉えることが出来る。

キャンパスは、交通至便の場所に位置しており、東京メトロ丸ノ内線および有楽町線の最寄り駅から徒歩で約3～8分、JR大塚駅からも約10分で、ドアツウドアでの通学時間を1時間以内で見ると都内全域、隣接県の横浜や千葉、埼玉までカバーしている。

この全エリアでの人口流入は継続しており就学学生の増加も同様である反面、音楽系大学に加え音楽関連の専門学校も多いため音楽を目指す高校生等にとっては選択の幅が広い地域とななっている。

立地足元地域の文京区は『文の京』と言われ、東京大学をはじめとする高等教育機関が数多く所在し、区域が広くないにもかかわらず、私立の中学校・高等学校ともにその数は23区中第2位となっている。また、この区にある高等学校（国・公・私立）の生徒の大学等進学率を見ると、男子の場合70.6%で23区のトップに立ち、区の南部には商業地域が幾らかみられるものの、全体としては住宅地が多く、環境としては都内で最も犯罪率が少なく文京の地に相応しい環境となっている。

文京区の世帯数は114,529で人口は210,659人(平成28年3月1日)、昼間は区外からの通勤者と通学者が多くなるため、昼間人口は居住者の約1.8倍となっている。

本学は、四年制大学とは違って、短大の地域の教育拠点ならびに社会人の学びの場と位置づけており、交通至便も含め学修に対して好立地環境のなかで、社会人ニーズに対応する環境にもなっている。

#### (5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項要する事項(向上・充実のための課題)	対策	成果
評価領域Ⅱ教育の内容 ○シラバスの様式が統一されておらず、不十分な表記もみられるため、検討が望まれる。	シラバスのフォームを改善し、シラバス作成の重要5ポイントである(1)授業の概要と目的、方法と形式の明確な提示、(2)到達目標の具体的な提示、(3)準備学習(予習・復習等)の具体的な提示、(4)教科書・参考書の具体的な提示、(5)成績評価の方法と基準の明確な提示をすることを徹底した。各教科担当のシ	フォーム改善とシラバス作成ガイド配布により、記入方法の統一化が図られ、様式の統一もなされた。チェック体制を強化することによって、記入のばらつきを防ぎ、全ての授業において具体的な計画が明示されることが実現され、授業の質の保障につながっ

	<p>ラバス作成においては、「シラバス作成ガイド」を配布し、具体的な記入例を示して、書式を統一した。提出されたシラバスは、シラバス点検員を中心に点検作業を行い、記入状の不備をチェックし、適合しないものに関しては、当該箇所を示し、再提出を求めた。</p>	<p>た。</p>
<p>評価領域VI研究 ○教育研究活動状況等を記載した『東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育研究者一覧』を作成しているが、学内のみの共有にとどまっているため、学外への配布等の検討が望まれる。</p>	<p>『東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育研究者一覧』については、本学園HPに公開することにより、学外の方にも活用していただくように改善した。 本学園トップページ「学園案内」→「教育情報・事業報告等」→「教育研究者一覧」 <a href="https://www.tohomusic.ac.jp/collge/guide/pdf/h27_kyoiku.pdf">https://www.tohomusic.ac.jp/collge/guide/pdf/h27_kyoiku.pdf</a></p>	<p>本学園のHPに公開したことにより、本学の教員に関する学外からの問い合わせにも、適切に対応ができるようになった。また、教育研究業績のup-to-dateにも役立っている。</p>
<p>評価領域VIII管理運営 ○併設大学との合同教授会が行われているが、実態にあわせた規程の見直しが望まれる。また、事務職員の休日勤務や時間外勤務に関する規程及びキャンパス・セクシャル・ハラスメントに関する規程の整備が望まれる。</p>	<p>○教授会をはじめ各種委員会について、大学と短期大学が合同で実施することができるように関係規程を整備した。 ○事務職員の休日勤務や時間外勤務に関する規程を整備し、勤務環境の改善を図った。 ○ハラスメントに関する対応は、従前からガイドラインを作成するとともに、相談窓口を設置して、その対応に当たってきたが、新たに「三室戸学園ハラスメント規程」を整備し、ハラスメント対策を強化した。</p>	<p>○大学と短期大学が、教授会をはじめ各種委員会を合同で実施することにより、教育や学生支援等に関して情報共有が図られる。また、そのための規程を整備したことにより、教職員全員がそのメリットを改めて理解した。 ○事務職員の職場環境の改善に繋がった。 ○教職員のハラスメントに対する認識がこれまで以上に深まった。</p>
<p>評価領域IX財務 ○余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門共に支出超過が続いている。収支バ</p>	<p>○本学園の収入の大きな部分は、学生生徒からの学納金及び国・地方自治体からの補助金である。 入学者数については、短期大学については平成24年度以降増</p>	<p>○本学園は、流動比率は高いが、年度毎に見るとなお、支出超過になっている。 短期大学は入学者数が増</p>

<p>ランスの改善が望まれる。</p> <p>○短期大学の収容定員充足率をあげるよう努力されたい。</p>	<p>加傾向に転じているが、大学が減少傾向にある。</p> <p>支出の抑制については人件費など経費の節減に努めている。</p> <p>しかしながら、今後さらに入学者数を増やす努力を行い、法人全体で収支バランスが改善するよう努めていきたい。</p> <p>○短期大学の収容定員の充足率の向上については、教育改革に積極的に取り組み、社会のニーズも踏まえ平成24年度に8専攻を5専攻に再編し、社会人が学びやすい長期履修制度の導入や学費の改定など行った。</p> <p>○第二期中期計画（平成24年度～平成28年度 5年間）については、その計画を評価検証し、1年前倒しで第三期中期計画（平成28年度～平成32年度）を策定・実施することとした。</p>	<p>加傾向にあり、これまでの教育改革の積極的な取り組みや、広報入試センターを中心にした学生募集活動の効果が現れている。</p> <p>また、平成27年度は日本私立学振興・共済事業団の補助事業である「私立大学等総合改革支援事業（タイプ1「大学・短期大学」（タイプ2「大学」）」に採択され、教育の質の向上が認められ、補助金も増額措置された。</p> <p>○短期大学については、平成27年5月現在、収容定員100名に対して、学生数111名であり、平成22年5月の学生数56名に対して収容定員充足率はあがった。</p>
---	--	---

②上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
該当なし	—	—

③過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及び履行状況を記述する。

該当なし

## (6) 学生データ (学校基本調査のデータを準用)

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

■学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成28年度を含む過去5年間のデータを示す。(平成24年度～平成28年度)

学科等の名称	事項	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
音楽科	入学定員	50	50	50	50	50	
	入学者数	23	43	42	56	46	
	入学定員充足率(%)	46	86	84	112	92	
	収容定員	100	100	100	100	100	
	在籍者数	38	70	88	111	115	
	収容定員充足率(%)	38	70	88	111	115	

②卒業者数(人)(平成23年度～平成27年度)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
音楽科	20	14	23	31	38

③退学者数(人)(平成23年度～平成27年度)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
音楽科	6	1	4	3	4

④休学者数(人)(平成23年度～平成27年度)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
音楽科	3	1	2	2	1

⑤就職者数(人)(平成23年度～平成27年度)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
音楽科	11	6	5	13	21

⑥進学者数(人)(平成23年度～平成27年度)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
音楽科	4	4	9	10	7

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要 (人)

平成 28 年 5 月 1 日現在

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
音楽科	6	2	1	0	9	5		2	0	56	音楽
(小計)	6	2	1	0	9	5		2	0		
[その他の組織等]											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							2	1			
(合計)	6	2	1	0	9		7	3	0		

② 教員以外の職員の概要 (人)

平成 28 年 5 月 1 日現在

	専任	兼任	計
事務職員	6	10	16
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	0	1
その他職員	0	0	0
計	7	10	17

③ 校地等 (㎡)

平成 28 年 5 月 1 日現在

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共用の状況等)
	校地敷地	0	4,557.20	0	4,557.2			
運動場用地	0	2,110.91	0	2,110.91				
小計	0	6,668.11	0	6,668.11				
その他	0	249.26	0	249.26	附属中高と共有			
合計	0	6,917.37	0	6,917.37				

## ④校舎 (㎡)

平成 28 年 5 月 1 日現在

区分	専用 (㎡)	共用(㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共用の状況等)
校舎	3,095.07	6,752.33	4,872.72	9,847.40	1,700	附属中・高と共用

## ⑤教室 (室)

平成 28 年 5 月 1 日現在

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
4	3	43	0	0

## ⑥専任教員研究室 (室)

平成 28 年 5 月 1 日現在

専任教員研究室
9 (共同研究室)

## ⑦図書・設備

平成 28 年 5 月 1 日現在

学科・専攻 課程	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル〔うち外国書〕			
音楽科	61,378 [1,244]	25	0	15,383	0	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
		407.44	60
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
		327.03	なし

## (8) 短期大学の情報の公表について

## ①教育情報の公表について

平成 28 年 5 月 1 日現在

	事項	公表方法
1	大学の教育研究上の目的に関する事	東邦音楽短期大学ウェブサイトの学園案内「教育理念」教育体制とその方針に記述し掲出している。
2	教育研究上の基本組織に関する事	東邦音楽短期大学ウェブサイトの学園案内に教育体制の組織図を掲出している。

3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	東邦音楽短期大学ウェブサイトの学園案内「教育情報」に教育研究者一覧として掲出している。
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	東邦音楽短期大学ウェブサイトの学園案内「教育情報」に修学上の情報として掲出している。
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	東邦音楽短期大学ウェブサイトの専攻・コースにカリキュラム情報として掲出し、学園案内のカリキュラム概要で科目一覧等を掲載している。
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	東邦音楽短期大学の学生向け履修ガイドに成績の基準を掲載している。
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	東邦音楽短期大学ウェブサイト施設・設備にキャンパスマップや施設等の写真を配した情報を掲出している。
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	東邦音楽短期大学ウェブサイトに学費等納入金として情報を掲載している。
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	東邦音楽短期大学ウェブサイトにキャンパスライフサポートとして関連諸情報を掲出している。

## ②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書 財務情報については、各勘定の大分類のレベルでまとめた「資金収支計算書」、「消費収支計算書（（新）業務活動収支計算書）」「貸借対照表」、『財産目録』、「監査報告書」及び「事業報告書」を本学園のホームページで公開している。また、決算書については、公認会計士及び監事の監査報告書とともに経理本部の経理室に備付け、関係者等から要求があった場合、開示できる体制を整えている

URL: [https://www.toho-music.ac.jp/college/guide/pdf/DTIN\\_h26\\_houkoku.pdf](https://www.toho-music.ac.jp/college/guide/pdf/DTIN_h26_houkoku.pdf)

## (9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 27 年度）

- 学習成果をどのように規定しているか。
- どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

本学は学習成果の規定としてディプロマポリシーを定めている。シラバスには到達目標と準備学習（各回の授業に際して求められる予習と復習）が明示され、学生はこれをもとに着実に学習成果を積み上げていくことができる。Semester制実施により半期ごとに目標を明確化していることと併せ、CAP 制を導入し、無理のない授業時間で確実に学習成果を達成するよう履修指導を行っている。評価については「試験等の評価は S・A・B・C・D をもって表し C 以上を合格とする」と学則に定め、GPA 制度を導入している。以上のことは各学生に配布する「履修ガイド」、学生オリエンテーションおよびシラバスで周知されている。

学習成果の向上・充実のために、「授業改善のための学生アンケート」を活用している。アンケート調査、教員のフィードバック、報告書作成と公表、そして評価結果のフィードバックという一連の検証作業は、学生にとって最適な教育内容について議論し改善していく手段として十分に機能している。また、教員同士の情報交換・分析の場として各専門部会があり、これに加えて各教員は日常的に情報交換、意思疎通を行っている。また、全教員を対象とした FD 研修会を開催し、前述の学生アンケートの結果と併せて授業改善を図るための情報共有と意識の向上が図られている。

## (10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成 27 年度）

本学園は、平成 3 年オーストリアのウィーンに日本の音楽大学として初めて海外研修所「東邦ウィーンアカデミー」を開設し、参加学生全員が共同生活をしながら、ウィーン国立音楽大学の教授、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者等から直接レッスン指導や講義を受けているもので、学生にとって音楽の都ウィーンにおいて直に歴史ある国際的な文化に触れる貴重な経験の機会がある。

短期大学には、選択科目「ウィーンアカデミー」があり、その履修者は、大学生とともに 15 日間の研修を現地で受けることとしている。

近年の短期大学学生の参加状況は、次のとおりである。

25 年度	26 年度	27 年度
2 人	3 人	2 人

## (11) 公的資金の適正管理の状況（平成 27 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など。）

公的資金の管理については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）及び科学研究費補助金取扱要領（昭和 51 年文部省

学術国際局裁定)に定めるもののほか、「学校法人三室戸学園 科学研究費補助金取扱規程」と、その執行管理体制強化並びに不正防止のため「学校法人三室戸学園 科学研究費補助金管理細則」を定め適正に処理されている。

公的資金については、毎年12月～翌年5月までに監査法人による会計監査、並びに監事による監査を受けている。

これまで不正行為や取扱ルールに違反する重大な事実が指摘されたことはなく、内部統制が適正に機能していることを確認している。

今後共、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき公的資金の適正な運営・管理体制の強化に努めてまいりたい。

(12) 理事会・評議員会の開催状況(平成25年度～27年度)

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事 の出席 状況
	定員	現 員 (a)		出席 理事 (b)	実出席率 (b/a)	意思表 示出席 者数	
理事 会	6人	6	H25.5.28 15:00～16:00	6	100%	0	2
		6	H25.5.28 17:30～18:30	6	100%	0	2
		6	H25.9.18 15:00～16:30	6	100%	0	2
		6	H25.12.11 17:00～18:00	6	100%	0	2
		6	H26.3.27 16:30～18:30	5	83%	1	2
		6	H26.5.28 15:00～16:00	6	100%	0	2
		6	H26.5.28 17:30～18:30	6	100%	0	2
		6	H26.10.9 15:00～16:30	6	100%	0	2
		6	H27.1.7 15:00～15:30	6	100%	0	2

		6	H27.2.26 15:00~16:30	6	100%	0	2	
		6	H27.3.26 16:30~18:40	5	83%	1	2	
		6	H27.4.1 14:15~15:00	6	100%	0	2	
		6	H27.5.27 15:00~16:00	6	100%	0	2	
		6	H27.5.27 17:30~18:30	6	100%	0	2	
		6	H27.10.16 15:00~16:30	5	83%	1	2	
	5人	5	H27.12.22 15:00~16:30	5	100%	0	2	
		5	H28.2.25 15:00~16:30	5	100%	0	2	
		5	H28.3.24 14:50~16:30	5	100%	0	2	
	評議員会	23人	23	H25.5.28 16:00~17:15:00	21	91%	2	2
			23	H25.12.11 16:00~16:40	19	83%	4	2
			23	H26.3.27 15:00~16:15	17	74%	6	2
			23	H26.5.28 16:00~17:15	22	96%	1	2
23			H27.3.26 15:00~16:15	19	83%	4	2	
23			H27.4.1 14:00~14:15	19	83%	4	2	
23			H27.5.27 16:00~17:00	21	91%	2	2	
23			H28.1.7 13:30~14:30	22	96%	1	2	
23			H28.3.24 13:30~14:30	20	87%	2	2	

(13) その他

■上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

本学は、音楽系の短期大学であり学生数も約 100 名で小規模であるが、今回の認証評価を受審するにあたって、多くの教職員がその準備にあたった。

今回の認証評価により、本学の強み、特色や課題が教職員に共有されたと認識している。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会

委員長：三室戸学長、委員：教員 8 名、職員 5 名

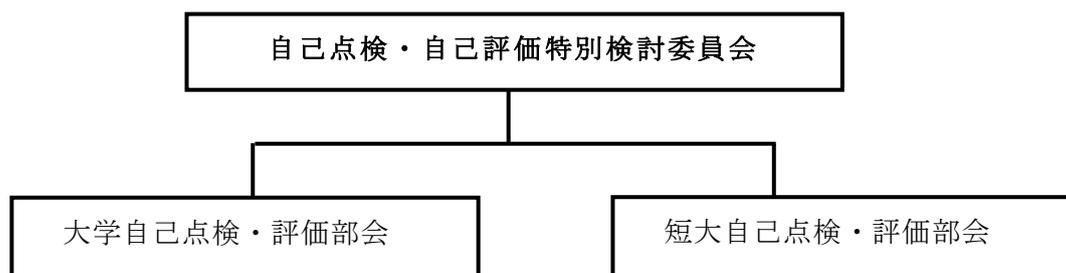
同委員会大学自己点検・評価部会

委員長：高橋教授、委員：教員 6 名、職員 4 名

同委員会短大自己点検・評価部会

委員長：國谷教授、委員：教員 6 名、職員 4 名

### ■自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



### ■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、学則第 4 条に、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うものとする」と規定している。

自己点検は東邦音楽大学・東邦音楽短期大学が合同で実施し、その結果を報告書に取りまとめ、学内外に配布している。

また、今回の認証評価の受審に際しては、自己点検・自己評価特別検討委員会において、基本方針を定め、具体の作業は、短大自己点検・評価部会が中心に行っている。

### ■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

（自己点検・評価を行った平成 27 年度を中心に）

日時	事項	内容
H27.6.17	教授会	・H28年度の認証評価受審決定
H27.9.30	自己点検・自己評価特別検討委員会	・短大認証評価受審に向けての対応方針 ・自己点検・評価報告書案の作成責任者について ・今後のスケジュールの確認
H27.9.30	教授会	・短大認証評価受審に向けての対応方針 ・自己点検・評価報告書案の作成責任者について ・今後のスケジュールの確認
H27.10.14	短大自己点検・評価部会	・自己点検報告書案の作成進捗状況 ・受審の対応分担者について ・今後のスケジュールの確認
H27.10.22	事務担当者会議	・データ、議事録、印刷冊子の取りまとめ担当の確認 ・自己点検・評価報告書の事務職員担当の確認
H28.1.20	短大自己点検・評価部会	・自己点検・評価報告書案の作成進捗状況 ・受審の対応分担者について ・今後のスケジュールの確認
H28.2.25	短大自己点検・評価部会委員長及び主要委員との打合せ	・自己点検・評価報告書案の作成進捗状況 ・受審の対応分担者について ・今後のスケジュールの確認

H28.3.16	短大自己点検・評価部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案原案の確認</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
H28.4.20	自己点検・自己評価特別検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案原案の確認、精査</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
H28.4.20	教授会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案の確認、精査</li> <li>・今後の作業について学長一任</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
H28.5.26	評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短大認証評価の受審説明</li> </ul>
H28.5.26	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案を説明、了承</li> <li>・今後の作業は理事長一任</li> </ul>
H28.6.15	教授会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案を審議、了承</li> </ul>
H28.6.27	学長決裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書確定</li> </ul>

## 3. 提出資料・備付資料一覧

## (1) 記述の根拠となる資料等一覧

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料	該当する資料	資料番号
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果				
A 建学の精神				
建学の精神・教育理念についての印刷物	◎		学園案内（平成 27 年度）	資料 1
創立記念、周年誌等		○	50 周年・70 周年記念誌	資料 1 3
B 教育の効果				
学則	◎		東邦音楽短期大学学則	資料 2
教育目的・目標についての印刷物	◎		Guide book（平成 27 年度）	資料 1
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	◎		履修ガイド（平成 27 年度）	資料 3
C 自己点検・評価				
自己点検・評価を実施するための規程	◎		東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会規程	資料 4
過去 3 年間（平成 25 年度～平成 27 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等		○	自己点検・自己評価報告書	資料 1 4
第三者評価以外の外部評価についての印刷物		○	—	
基準Ⅱ：教育課程と学生支援				
A 教育課程				
学位授与の方針に関する印刷物	◎		履修ガイド（平成 27 年度）	資料 3
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	◎		履修ガイド（平成 27 年度）	資料 3
入学者受け入れ方針に関する印刷物	◎		学生募集要項（平成 27 年度）	資料 5
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■ 平成 27 年度 ■ 授業科目名、職位、担当教員名、研究分野、教員配置（専任・兼任・兼任の別）	◎		授業科目担当者一覧	資料 6 - 1
シラバス ■ 平成 27 年度 ■ 紙媒体、又は電子データで提出	◎		シラバス	資料 6 - 2
単位認定の状況表 ■ 第三者評価を受ける前年度の平成 27 年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について		○	成績書	資料 1 5

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料	該当する資料	資料番号
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物		○	学年暦・履修系統図	資料 6-3

B 学生支援				
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	◎		学生サポートハンドブック（平成 27 年度）	資料 7
学生支援の満足度についての調査結果		○	授業改善のための学生アンケート実施報告書	資料 1 6
就職先からの卒業生に対する評価結果		○	就業先アンケート実施報告書	資料 1 7
卒業生アンケートの調査結果		○	大学・短大卒業生アンケート及びキャリアアンケート	資料 1 8
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■ 平成 27 年度入学者用及び平成 28 年度入学者用の 2 年分	◎		学園案内（平成 27 年度、28 年度）、学生募集要項（平成 27 年度、28 年度）	資料 1 資料 5
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等		○	入学式及びオリエンテーションのお知らせ	資料 1 9
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等		○	A O スクーリング	資料 2 0
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料		○	学生オリエンテーション資料	資料 2 1
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式		○	個人調査書	資料 2 2
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■ 過去 3 年間（平成 25 年度～平成 27 年度）		○	就職先一覧表	資料 2 3
GPA 等の成績分布		○	成績書	資料 1 5
学生による授業評価票及びその評価結果		○	授業改善のための学生アンケート実施報告書	資料 1 6
社会人受け入れについての印刷物等		○	社会人入学者募集チラシ	資料 2 4
海外留学希望者に向けた印刷物等		○	—	
FD 活動の記録		○	FD 研修資料	資料 2 5
SD 活動の記録		○	SD 研修資料	資料 2 6
基準Ⅲ：教育資源と財的資源				
A 人的資源				
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書（平成 28 年 5 月 1 日現在）		○	教員個人調書	資料 2 7

<p>で作成) [書式 1]、及び過去 5 年間 (平成 23 年度～平成 27 年度) の教育研究業績書 [書式 2]</p> <p>■ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照</p> <p>[注] 学長・副学長の専任教員としての位置付け：当該短期大学の教育課程に定められた授業を担当し、かつシラバスに掲載されていること</p>				
非常勤教員一覧表 [書式 3]		○	非常勤教員一覧	資料 2 8
<p>教員の研究活動について公開している印刷物等</p> <p>■ 過去 3 年間 (平成 25 年度～平成 27 年度)</p>		○	研究紀要	資料 2 9
<p>専任教員の年齢構成表</p> <p>■ 第三者評価を受ける年度 (平成 28 年 5 月 1 日現在)</p>		○	専任教員年齢表	資料 3 0
<p>科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表</p> <p>■ 過去 3 年間 (平成 25 年度～平成 27 年度)</p>		○	科学研究費補助金等級	資料 3 1
<p>研究紀要・論文集</p> <p>■ 過去 3 年間 (平成 25 年度～平成 27 年度)</p>		○	研究紀要	資料 2 9
<p>教員以外の専任職員の一覧表 (氏名、職名)</p> <p>■ 第三者評価を受ける年度 (平成 28 年 5 月 1 日現在)</p>		○	事務系職員一覧	資料 3 2
<b>B 物的資源</b>				
<p>校地、校舎に関する図面</p> <p>■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途 (室名) を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等</p>		○	校地、校舎に関する図面	資料 3 3
<p>■ 図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等</p>		○	図書館データ	資料 3 4
<b>C 技術的資源</b>				
学内 LAN の敷設状況		○	学内 LAN のシステム設計	資料 3 5
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図		○	コンピュータ教室の図面	資料 3 6

D 財的資源				
「計算書類等の概要（過去3年間）」 「資金収支計算書の概要」[書式1]、「活動区分資金収支計算書（学校法人）」[書式2]、「事業活動収支計算書の概要」[書式3]、「貸借対照表の概要（学校法人）」[書式4]、「財務状況調べ」[書式5]、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[旧書式1]及び「貸借対照表の概要（学校法人）」[旧書式2]	◎		決算報告書	資料8
資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度） 計算書類（決算書）の該当部分	◎		決算報告書	資料8
活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 平成27年度 計算書類（決算書）の該当部分	◎		決算報告書	資料8
消費収支計算書・消費収支内訳表 ■ 過去2年間（平成25年度～平成26年度） 計算書類（決算書）の該当部分	◎		決算報告書	資料8
中・長期の財務計画	◎		中期計画	資料9
事業報告書 ■ 過去1年間（平成27年度）	◎		事業報告書	資料10
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成28年度）	◎		事業計画	資料11
寄附金・学校債の募集についての印刷物等		○	寄附金の募集に関する文書	資料37
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○	決算報告書	資料8
基準IV：リーダーシップとガバナンス				
A 理事長のリーダーシップ				
理事長の履歴書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）		○	理事長の履歴書	資料38
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○	学校法人実態調査表	資料39

<p>理事会議事録</p> <p>■ 過去3年間（平成25年度～27年度）</p>		○	<p>理事会決議録</p>	<p>資料40</p>
<p>寄附行為</p>	◎		<p>寄付行為</p>	<p>資料12</p>
<p>諸規程集</p> <p>組織・総務関係</p> <p>組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程</p> <p>人事・給与関係</p> <p>就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準</p> <p>財務関係</p> <p>会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係</p> <p>学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p> <p>■ 規程名は省略せず個々の名称を全て列挙する。</p>	◎	○	<p>諸規程集</p> <p>【組織・総務関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（学）三室戸学園組織及び事務分掌規程</li> <li>・（学）三室戸学園稟議規程</li> <li>・（学）三室戸学園文書取扱規程</li> <li>・（学）三室戸学園公印規程</li> <li>・（学）三室戸学園個人情報保護規程</li> <li>・（学）三室戸学園個人情報保護委員会規程</li> <li>・（学）三室戸学園情報公開規程</li> <li>・（学）三室戸学園公益通報者保護規程</li> <li>・（学）三室戸学園ネットワーク等管理運用規程</li> <li>・（学）三室戸学園消防計画（防火防災対策委員会）</li> <li>・同防災対策マニュアル</li> <li>・東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別委員会規程</li> <li>・SD研修実施規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書選書基準</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書管理・廃棄基準</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書館寄贈資料受入基準</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学委員会規程</li> </ul> <p>【人事・給与関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（学）三室戸学園就業規則</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学</li> </ul>	<p>資料41</p>

		<p>期大学教職員任免規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(学) 三室戸学園役員報酬支給基準</li> <li>・(学) 三室戸学園給与規程</li> <li>・(学) 三室戸学園給与規程細則</li> <li>・(学) 三室戸学園役員退任慰労金規程</li> <li>・(学) 三室戸学園教職員退職金支給規程</li> <li>・(学) 三室戸学園旅費規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員選考規程</li> </ul> <p><b>【財務関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(学) 三室戸学園經理規程</li> <li>・(学) 三室戸学園固定資産管理細則</li> <li>・(学) 三室戸学園資金運用細則</li> <li>・(学) 三室戸学園監事監査規程</li> <li>・(学) 三室戸学園物品管理細則</li> <li>・(学) 三室戸学園科学研究費補助金取扱規程</li> <li>・(学) 行動規範</li> <li>・(学) 競争的資金の不正使用に関する取扱規程</li> <li>・(学) 競争的資金取扱規程</li> </ul> <p><b>【教学関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学学長選任規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員選考規程</li> <li>・東邦音楽短期大学教授会規程</li> <li>・東邦音楽短期大学入学者選抜規程</li> </ul>	
--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東邦音楽短期大学奨学金規程</li> <li>・(学) 三室戸学園ハラメント防止規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 FD 委員会規程</li> </ul>	
B 学長のリーダーシップ				
学長の個人調書 ■ 教員個人調書 [書式 1] (平成 28 年 5 月 1 日現在) ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間 (平成 23 年度～平成 27 年度) の教育研究業績書 [書式 2]		○	学長の個人調書	資料 4 2
教授会議事録 ■ 過去 3 年間 (平成 25 年度～平成 27 年度)		○	教授会議事録	資料 4 3
委員会等の議事録 ■ 過去 3 年間 (平成 25 年度～平成 27 年度)		○	委員会等の議事録	資料 4 4
C ガバナンス				
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間 (平成 25 年度～平成 27 年度)		○	監査報告書	資料 4 5
評議員会議事録 ■ 過去 3 年間 (平成 25 年度～平成 27 年度)		○	評議員会決議録	資料 4 6

- 「(1) 記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- 一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名(評価校独自の名称等)を記載する。
- 準備できない資料(例えば、取り組み自体を行っていない場合等)については、「該当なし」と記載する。
- 提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」には URL も記載する。
- 準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成 27 年度のものとする。ただし、第三者評価を受ける平成 28 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成 28 年度のものを備付資料として準備する。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成 27 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とする。

## (2) 様式 5 &lt;提出資料一覧表&gt;

記述の根拠となる資料等	提出資料	該当する資料	資料番号
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果			
A 建学の精神			
建学の精神・教育理念についての印刷物	◎	学園案内（平成 27 年度）	資料 1
B 教育の効果			
学則	◎	東邦音楽短期大学学則	資料 2
教育目的・目標についての印刷物	◎	学園案内（平成 27 年度）	資料 1
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	◎	履修ガイド（平成 27 年度）	資料 3
C 自己点検・評価			
自己点検・評価を実施するための規程	◎	東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会規程	資料 4
基準Ⅱ：教育課程と学生支援			
A 教育課程			
学位授与の方針に関する印刷物	◎	履修ガイド（平成 27 年度）	資料 3
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	◎	履修ガイド（平成 27 年度）	資料 3
入学者受け入れ方針に関する印刷物	◎	学生募集要項（平成 27 年度）	資料 5
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■ 平成 27 年度 ■ 授業科目名、職位、担当教員名、研究分野、教員配置（専任・兼担・兼任の別）	◎	授業科目担当者一覧	資料 6-1
シラバス ■ 平成 27 年度 ■ 紙媒体、又は電子データで提出	◎	シラバス	資料 6-2
B 学生支援			
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	◎	学生サポートハンドブック（平成 27 年度）	資料 7
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■ 平成 27 年度入学者用及び平成 28 年度入学者用の 2 年分	◎	学園案内（平成 27 年度、28 年度）、学生募集要項（平成 27 年度、28 年度）	資料 1 資料 5
D 財的資源			
「計算書類等の概要（過去 3 年間）」	◎	決算報告書	資料 8

「資金収支計算書の概要」[書式 1]、「活動区分資金収支計算書(学校法人)」[書式 2]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 3]、「貸借対照表の概要(学校法人)」[書式 4]、「財務状況調べ」[書式 5]、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[旧書式 1]及び「貸借対照表の概要(学校法人)」[旧書式 2]			
資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表 ■ 過去 3 年間(平成 25 年度～平成 27 年度) 計算書類(決算書)の該当部分	◎	決算報告書	資料 8
活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 平成 27 年度 計算書類(決算書)の該当部分	◎	決算報告書	資料 8
消費収支計算書・消費収支内訳表 ■ 過去 2 年間(平成 25 年度～平成 26 年度) 計算書類(決算書)の該当部分	◎	決算報告書	資料 8
中・長期の財務計画	◎	中期計画	資料 9
事業報告書 ■ 過去 1 年間(平成 27 年度)	◎	事業報告書	資料 10
事業計画書/予算書 ■ 第三者評価を受ける年度(平成 28 年度)	◎	事業計画	資料 11
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス			
A 理事長のリーダーシップ			
寄附行為	◎	寄付行為	資料 12

## &lt;備付資料一覧&gt;

記述の根拠となる資料等	備付資料	該当する資料	資料番号
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果			
A 建学の精神			
創立記念、周年誌等	○	50周年・70周年記念誌	資料13
B 教育の効果			
C 自己点検・評価			
過去3年間（平成25年度～平成27年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	○	自己点検・自己評価報告書	資料14
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	○	—	
基準Ⅱ：教育課程と学生支援			
A 教育課程			
単位認定の状況表 ■ 第三者評価を受ける前年度の平成27年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	○	成績書	資料15
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	○	学年暦・履修系統図	資料6-3
B 学生支援			
学生支援の満足度についての調査結果	○	授業改善のための学生アンケート実施報告書	資料16
就職先からの卒業生に対する評価結果	○	就業先アンケート実施報告書	資料17
卒業生アンケートの調査結果	○	大学・短大卒業生アンケート及びキャリアアンケート	資料18
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	○	入学式及びオリエンテーションのお知らせ	資料19
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	○	AOスクーリング	資料20
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	○	学生オリエンテーション資料	資料21
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	○	個人調査書	資料22
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）	○	就職先一覧表	資料23

GPA等の成績分布	○	成績書	資料15
学生による授業評価票及びその評価結果	○	授業改善のための学生アンケート実施報告書	資料16
社会人受け入れについての印刷物等	○	社会人入学者募集チラシ	資料24
海外留学希望者に向けた印刷物等	○	—	
FD活動の記録	○	FD研修資料	資料25
SD活動の記録	○	SD研修資料	資料26
基準Ⅲ：教育資源と財的資源			
A 人的資源			
専任教員の個人調書 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教員個人調書（平成28年5月1日現在で作成）〔書式1〕、及び過去5年間（平成23年度～平成27年度）の教育研究業績書〔書式2〕</li> <li>■ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照</li> </ul> [注] 学長・副学長の専任教員としての位置付け：当該短期大学の教育課程に定められた授業を担当し、かつシラバスに掲載されていること	○	教員個人調書	資料27
非常勤教員一覧表〔書式3〕	○	非常勤教員一覧	資料28
教員の研究活動について公開している印刷物等 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）</li> </ul>	○	研究紀要	資料29
専任教員の年齢構成表 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）</li> </ul>	○	専任教員年齢構成表	資料30
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）</li> </ul>	○	科学研究費補助金等綴	資料31
研究紀要・論文集 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）</li> </ul>	○	研究紀要	資料29
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）</li> </ul>	○	事務系職員一覧	資料32

<b>B 物的資源</b>			
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	○	校地、校舎に関する図面	資料 3 3
■ 図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等	○	図書館データ	資料 3 4
<b>C 技術的資源</b>			
学内 LAN の敷設状況	○	学内 LAN のシステム設計	資料 3 5
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	○	コンピュータ教室の図面	資料 3 6
<b>D 財的資源</b>			
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	○	寄附金の募集通知等	資料 3 7
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 25 年度～平成 27 年度）	○	決算報告書	資料 8
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス			
<b>A 理事長のリーダーシップ</b>			
理事長の履歴書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 28 年 5 月 1 日現在）	○	理事長の履歴書	資料 3 8
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（平成 25 年度～平成 27 年度）	○	学校法人実態調査表綴	資料 3 9
理事会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 25 年度～平成 27 年度）	○	理事会決議録	資料 4 0
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SD に関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品	○	諸規程集 【組織・総務関係】 ・（学）三室戸学園組織及び事務分掌規程 ・（学）三室戸学園稟議規程 ・（学）三室戸学園文書取扱規程 ・（学）三室戸学園公印規程 ・（学）三室戸学園個人情報保護規程 ・（学）三室戸学園個人情報保護委員会規程	資料 4 1

<p>管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係</p> <p>学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p> <p>■ 規程名は省略せず個々の名称を全て列挙する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（学）三室戸学園情報公開規程</li> <li>・（学）三室戸学園公益通報者保護規程</li> <li>・（学）三室戸学園ネットワーク等管理運用規程</li> <li>・（学）三室戸学園消防計画（防火防災対策委員会）</li> <li>・同防災対策マニュアル</li> <li>・東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別委員会規程</li> <li>・SD研修実施規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書選書基準</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書管理・廃棄基準</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書館寄贈資料受入基準</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学委員会規程</li> <li>【人事・給与関係】</li> <li>・（学）三室戸学園就業規則</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程</li> <li>・（学）三室戸学園役員報酬支給基準</li> <li>・（学）三室戸学園給与規程</li> <li>・（学）三室戸学園給与規程細則</li> <li>・（学）三室戸学園役員退任慰労金規程</li> <li>・（学）三室戸学園教職員退職金支給規程</li> <li>・（学）三室戸学園旅費規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員選考規程</li> <li>【財務関係】</li> <li>・（学）三室戸学園經理規程</li> </ul>	
--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(学) 三室戸学園固定資産管理細則</li> <li>・(学) 三室戸学園資金運用細則</li> <li>・(学) 三室戸学園監事監査規程</li> <li>・(学) 三室戸学園物品管理細則</li> <li>・(学) 三室戸学園科学研究費補助金取扱規程</li> <li>・(学) 行動規範</li> <li>・(学) 競争的資金の不正使用に関する取扱規程</li> <li>・(学) 競争的資金取扱規程</li> <li>【教学関係】</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学学長選任規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程</li> <li>・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員選考規程</li> <li>・東邦音楽短期大学教授会規程</li> <li>・東邦音楽短期大学入学者選抜規程</li> <li>・東邦音楽短期大学奨学金規程</li> <li>・(学) 三室戸学園ハラスメント防止規程</li> </ul> <p>東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 FD 委員会規程</p>	
B 学長のリーダーシップ			
<p>学長の個人調書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教員個人調書 [書式 1] (H28.5.1 現在)</li> <li>■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間 (平成 23 年度～平成 27 年度) の教育研究業績書 [書式 2]</li> </ul>	○	学長の個人調書	資料 4 2

教授会議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）	○	教授会議事録	資料43
委員会等の議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）	○	委員会等の議事録	資料44
C ガバナンス			
監事の監査状況 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）	○	監査報告書	資料45
評議員会議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）	○	評議員会決議録	資料46

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育効果】

### ■ 基準Ⅰの自己点検・評価の概要

本学の設置母体である学校法人三室戸学園は、中学校、高等学校、短期大学、大学・大学院を設置しており、開学以来、学園全体を通じて「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」を建学の精神としている。建学の精神を実践するために、東邦音楽短期大学においては、「音楽に関する理論及び実技を授け、文化国家の形成者としてふさわしい教養としての音楽を身につけた文化人、及び有能な音楽家並びに音楽指導者を育成し、以って我国文化の創造進展と人類の福祉に貢献すること」を教育目的として定め、目的達成のために、教育研究体制を整備してきた。

この教育目的に基づき、本学では、次のような4本の教育方針の柱を掲げている。

#### 教育方針（4本柱）

1. 一貫教育の実践
2. 少人数制による教育
3. 国際化の推進
4. 地域社会との交流

建学の精神は、対外的には、本学ホームページ、学生募集要項、学園案内（ガイドブック）に明示されており、学内に対しては、学生サポートハンドブックに、学園沿革と共に明示されている。また、本学独自の担任制教育プログラムである「東邦スタンダード」において、入学後の初年次教育として、本学沿革と、建学の精神について学習させる機会を設けており、広く学内外に示されている。

また、教育目的や教育内容及び目指す人材育成を明確にするために、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つのポリシーを策定し、ホームページや学園案内、学生募集要項等に広く公表し、周知を図っている。

学習成果は、全科目統一して厳格な出席管理を行った上で、定期試験によって到達度を測定している。平成25年度には、学習環境整備のために、プレセメスター制という形で、一部科目を対象にセメスター制を試行し、平成26年度から、セメスター制の完全実施をしている。履修に関しては、CAP制を設け、学生の学習体制を整えるための支援をしている。評価については、平成26年度よりGPA制度を導入し、それに伴い、評価の表示をS, A, B, C, Dの5段階に改定した。

シラバスの記載の方法に関しては、学習内容をより具体的に示すことができるようにフォームを改定し、当該時の学習内容のみではなく、それに必要な予習・復習を明確に提示するようにしている。シラバスには、科目ごとの試験の方法や学習成果の明示をしている。シラバスの記述に関しては、教務委員会を中心のワーキングチームを組み、全教員の記載点検を行い、記入上の不備や記載漏れをチェックするシステムを取っている。実技試験については、全学的に「アカデミックスケール」という形で課題が一覧に示され、各専攻の学習内容が明らかにされている。実技の実践的な発表の場としては、本学園に設置されている大学と共同で開催される定期演奏会への出演や、病院等におけるボランティアコンサート、卒業演奏旅行などがあり、学習効果を内外に示す機会として本学の特色となっている。

学習成果の獲得状況に対する満足度を調査するために、卒業生に対して「学修満足度調

査」を実施し、学習環境整備に対して、検証を始めている。

建学の精神に基づく教育目的、カリキュラムを含む教育環境整備を見直す体制として、本学では、PDCA サイクルを意識し、内部の質的保証に努めている。ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを見直す体制としては、教授会、教育改革推進会議などで定期的に確認している。また、授業評価アンケートを全ての学科目、実技科目において実施し、その結果を各教員にフィードバックし、各自自己点検と改善策を提出させる形で、授業改善に生かしている。

建学の精神については、新入生に対して、本学独自の担任制教育プログラム「東邦スタンダード」において、周知徹底する授業を行っているが、この「東邦スタンダード」は、入学から卒業までの学習支援プログラムであるため、入学後も、ディプロマポリシーに向けての学習支援に大いに活用し、人材育成を継続していく。

現行のカリキュラムが、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーに対応した内容になっているか、各部会（ピアノ部会、声楽部会、管弦打楽器部会、一般楽理部会）での意見をまとめ、今後も教務委員会を中心に継続して改善していく。

カリキュラムの構造、科目の配列は、現行でもわかりやすい状態に分類されて履修ガイドに掲載されてはいるが、さらに明確化をするためのカリキュラムツリーの検討を進める。また、それらの PDCA サイクルの推進のために、FD 研修会など教員研修において周知を図る。

## [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

### [区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

#### ■ 基準 I-A-1 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学の建学の精神は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」であり、この精神は、開学以来、本学の設置母体である学校法人三室戸学園に設置されている、中学校、高等学校、短期大学、大学・大学院に一貫して定められている。この建学の精神は、専門教育である音楽の能力を高めることは言うまでもなく、さらに、情操豊かな人格を形成する点に重点があり、「卒業時に、学生に何ができるようになるか、どのような人間形成をしていくか」を教育の力点に置きながら教育改革に取り組んでいる。その建学の精神を実践するために、東邦音楽短期大学においては、「音楽に関する理論及び実技を授け、文化国家の形成者としてふさわしい教養としての音楽を身につけた文化人、及び有能な音楽家並びに音楽指導者を育成し、以って我国文化の創造進展と人類の福祉に貢献すること」を教育目的として定め、目的達成のために、教育研究体制を整備してきた。この建学の精神及び教育目的に基づく実践は、本学の開学以来長きにわたり芸術教育と人間教育の両面で伝統を築き上げてきたが、現在までに、多くの卒業生が音楽界や教育界をはじめとして、広く社会で活躍していることが、その大きな成果と受け止めている。

具体的な取り組みとして、本学では、次のような4本の教育方針の柱を掲げている。

#### 教育方針（4本柱）

1. 一貫教育の実践

2. 少人数制による教育
3. 国際化の推進
4. 地域社会との交流

建学の精神は、対外的には、本学ホームページ、学生募集要項、学園案内（ガイドブック）に明示されており、学内に対しては、学生サポートハンドブックに、学園沿革と共に明示されている。学園案内には、建学の精神について、わかりやすい言葉で、解説をしている。また、本学独自の担任制教育プログラムである「東邦スタンダード」において、入学後の初年次教育として、本学沿革と、建学の精神について学習させる授業を設けており、新入生への周知を図り、広く学内外に示されている。また、教員に対しては、 Semester ごと教員オリエンテーションの折に、周知徹底を図っている。

また、教育目的や教育内容及び目指す人材育成を明確にするために、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つのポリシーを策定し、ホームページや学園案内、学生募集要項等により広く公表し、周知を図っている。これらの媒体を通じ、学生が、入学前に目的を確実に持ち、入学後は、卒業に向けてどのような姿勢で学習をするべきかをイメージできるよう周知を図ると共に、「東邦スタンダード」においても、繰り返し、卒業までの学習に対する支援を行っている。

建学の精神については、教授会、教育改革推進会議などで点検確認を行い、FD・SD研修会などで教職員に周知徹底を図っている。

#### (b) 課題

建学の精神については、新入生に対して、本学独自の担任制教育プログラム「東邦スタンダード」において、周知徹底する授業を行っているが、この「東邦スタンダード」は、入学から卒業までの学習支援プログラムであるため、入学後、ディプロマポリシーに向けての学習支援に効果を上げるべく、内容の精査をしながら、今後の活用の検討を継続して行く。

建学の精神は、教育の根幹を成すものであるが、学生が日常的な学習との関連性をイメージできるように、FD研修会、SD研修会等を通じて教職員の意識の向上を図る。

#### ■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

建学の精神は、開学以来本学の教育の基となっていており、専門性を高める中で、人格形成を目指すという現代の教育に非常に適合したものであるため、基本方針については、特に改善すべき点を見出さない。但し、常にFD・SD研修会等を通じて周知を図る中で、建学の精神に沿った教育体制がとれているかを点検し、それに基づいたカリキュラム構成をするために、検討を継続して行く。

#### 【関連資料】

<提出資料 1 学園案内（平成 27 年度、28 年度）>

<提出資料 7 学生サポートハンドブック（平成 27 年度）>

<備付資料 41 規程集「教授会規程」「教育改革推進会議規程」>

<本学 HP 学園案内><https://www.toho-music.ac.jp/juniorcollege/guide/ideology.html>

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

### ■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

#### (a) 現状

東邦音楽短期大学では「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成の完成を目途とする」という建学の精神に基づき、また教育基本法及び学校教育法に従い、教育目的と人材の養成に関する目的を明確に示している。

本学の教育目的は、東邦音楽短期大学学則第1条に以下のとおり定めている。

「本学は、音楽に関する理論及び実技を授け、文化国家の形成者としてふさわしい教養としての音楽を身につけた文化人、及び有能な音楽家並びに音楽指導者を育成し、以って我国文化の創造進展と人類の福祉に貢献することを目的とする。」

本学では上記の建学の精神と教育目的を踏まえた上で、音楽科の各専攻において、学生が目指す将来目標を尊重し、それに沿った実践的な専門教育を行い、演奏家、指導者、音楽制作者その他、音楽を通して社会に貢献し、実践的に幅広く活躍できる人材の育成を教育の目的としている。

建学の精神と教育目的、人材の養成に関する目的をふまえたうえで、本学ではカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを次のように定めている。

#### 【カリキュラムポリシー】

深い教養と豊かな人間性を備えた音楽家を養成するとともに、音楽に関する実践活動を通して社会で活躍するために必要とされる多彩な科目を置き、教養ならびに専門知識を広く深く学べるようにするとともに、一人ひとりの実力や個性、希望に応じてふさわしい目標を立て、きめ細やかな教育を行えるカリキュラム編成を行っている。

#### 【ディプロマポリシー】

カリキュラムに定められた所定の単位を修得することはもとより、設定されている学校行事・ボランティア活動等を通して協調性や社会性を身につける。2年間の幅広い教育・研究を通して、東邦音楽短期大学が目指すバランスの取れた心豊かな人間力を持ち、音楽的実践活動を通じて、社会に貢献しようとする者を育成し、輩出する。

以上のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは、本学の教育目的とそこから期待される学習成果を明確に示したものである。学習成果については基準 I-B-2 において述べる。

東邦音楽短期大学は、平成 24 (2012) 年度に専攻、コースについて大幅な見直しを行い、1 学科 5 専攻に改編した。5 専攻の内容は、「声楽専攻」、「器楽専攻（ピアノコース、ピアノレスナーコース、管弦打楽器コース）」、「コンポーザグアーティスト専攻」、「電子オルガン専攻」、そして「音楽教養専攻」である。

このうち音楽教養専攻は、今日の生涯学習社会、高齢化社会に対応し、音楽を学びたい社会人のニーズに応じて門戸を大きく開放するものである。それに伴い、音楽の基礎力を養う科目（「音楽教養基礎講座」など）や音楽の教養講座（「楽曲の楽しみ方」「作曲家の人生と作品」など）を新たに設けるなどカリキュラムの改善も行っている。

「器楽専攻」の中で「ピアノレスナーコース」は本学の特色あるコースの一つであり、ピアノ指導者になるための即戦力を養うことを目的としている。本学の教育目標には学生

が目指す将来目標を尊重し、それに沿った実践的な専門教育を行うことがうたわれているが、このコースはピアノ指導者になるという明確な目標をもつ学生向けに特化した実践的な教育内容を持ち、モデル受講生を指導する実習なども含まれている。

また、平成 27 (2015) 年度には「コンポーzingアーティスト専攻」のカリキュラムを大幅に見直し、各分野で活躍するゲスト講師からプロの現場を学ぶ「THE プロフェッショナル」、作曲やアレンジの手法を研究し、音楽の多様性への応用力を養う「サウンドクリエーション」など、卒業後の実践に直接結びつく科目が新設された。レコーディング実習、ライブ実践なども行われている。

各専攻とも、本学の建学の精神に基づいた教育目的に沿って具体的なヴィジョンを持って教育にあたっている。

声楽専攻：歌曲からオペラまでレパートリーを広げ、世界基準の音楽を学ぶ。

器楽専攻（ピアノコース）：基礎技術を学び、個性を活かした音楽表現と豊かな人間性を育む。

器楽専攻（ピアノレスナーコース）：さまざまな体験学習を通して、ピアノ指導者になれる即戦力を養う。

器楽専攻（管弦打楽コース）レッスンで技術に磨きをかけ、合奏を通してバランス感覚を養う。

コンポーzingアーティスト専攻：自分の思い描く世界を音で創作し、作曲思考や技術、そして表現者としての心を学ぶ。

電子オルガン専攻：基礎トレーニングをもとに、レベルに併せた指導を通じて演奏技術、アレンジ力、即興力を高める。

音楽教養専攻：学生一人ひとりの興味に応じて、さまざまな方向から音楽の知識を深める。

これらの内容は入学時の各専攻オリエンテーションで学生に伝えられているほか、学園案内、本学園ホームページによって周知を図っている。

また、毎年教員及び学生に配布、掲示される「東邦音楽短期大学アカデミックスケール」には、実技試験の課題などが示されており、段階ごとの到達目標がわかるようになっている。

なお、建学の精神に基づいた本学の教育目的を教員と学生が理解しやすいよう、平成 26 (2014) 年度から「履修系統図（カリキュラム・マップ）」を作成し、教員、学生に配布した。履修系統図は教育目的のそれぞれの項目に該当する授業科目を図表でわかりやすく示したもので、上記の「カリキュラムポリシー」に含まれる 3 つの内容、すなわち、「深い教養と豊かな人間性を備えた音楽家を養成する」、「音楽に関する実践活動を通して、社会で活躍するために必要とされる多彩な科目を置き、教養ならびに専門知識を広く深く学べるようにする」、「一人ひとりの実力や個性、希望に応じてふさわしい目標を立て、きめ細やかな教育を行う」を、3 つの「身につける力」に分類し、学年ごとに該当する科目をわかりやすく示した。また、各科目とも上記のディプロマポリシーとも結びつけられている。

カリキュラムマップの 3 つの「身につける力」のうち、最初の「深い教養と豊かな人間性を備えた音楽家を養成する」に該当する科目の中には、本学独自の「東邦スタンダード

I A/B・II A/B」がある。この科目は平成 24（2012）年度に大学、短大ともに新設された必修科目であり、短大では短大生としての学び方から将来像の設計、社会人になるために必要な力まで、人間としての総合力を養うことを教育目的としている。この科目は今や、建学の精神ならびに本学の教育目標に掲げられた人格教育、人間教育を達成するために本学の教育に必要不可欠なものとなっており、他のすべての授業科目の土台といえるものである。

教育目標が達成されるためには、それぞれの授業科目が具体的で明確な到達目標をもつことが必要であることから、各科目の到達目標を明確化するシステムも整えている。平成 25（2013）年度からシラバスを大幅に改善し、シラバスに「授業の概要と目的」、「成績評価の方法と基準」などを詳細に示す欄を設け、「授業計画」の欄にも毎回の「到達目標」を具体的に記す方式とした。各授業担当者がシラバスを提出後、複数の教員が内容を点検するシステムも整備されている。

以上、教育目的とその明確化に関わる内容について述べてきたが、本学では、教育目的をさまざまな形で学内外に公表している。建学の精神に基づいた教育目的については、上記に記したとおり東邦音楽短期大学の学則第 1 条に掲げている。この教育目的は「学生サポートハンドブック」及び本学園ホームページに明記されており、人材の養成に関する目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーなどについても本学園ホームページ等に記載されている。建学の精神及び教育目的等については、毎年度初めに開催される「全教職員新年度会」で理事長（学長）の年度方針のなかでも具体的な言葉で示されるとともに、その内容を学内に掲示して全教職員への周知を図っている。また、前期、後期の最初に行われる「教員オリエンテーション」においても理事長（学長）、教務部長等が建学の精神に基づいた教育目的・目標に必ず触れ、教職員に周知を図っている。

学生に対しては、担任制学習プログラム「東邦スタンダード」において、初年次教育として、教員が建学の精神や教育目標等を伝える授業を行っている。

学外に対しては、「東邦音楽短期大学 Guide Book」（学園案内パンフレット）等の刊行物、本学園ホームページ等に教育目的等を明記し、周知を図っている。

建学の精神に基づいた教育目的等は、前述のとおり人格形成、人間形成を根幹に据えたものであり、今後社会情勢がますます変化し複雑多様化しても基本は変わらないと考えられるが、常に点検を行い、なおいっそう社会の要請に応じられるよう検討を重ねていくことが必要と考えられる。本学は、教授会、教育改革推進会議等で教育目的等を定期的に点検している。また、教育目的に基づいた具体的な教育内容の改革にも、意欲的に取り組んでいる。

#### (b) 課題

建学の精神から教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーといった流れが一貫したものとなるよう、カリキュラムマップをより精密化するとともに、カリキュラム自体についても、教育目標を達成するために足りない科目はないかなどについて毎年検討を重ねていく必要がある。

また、建学の精神や教育目標に対して、各専攻（コース）の教育目標は現在のところ簡潔に要約された形で記されているが、学生のためにより具体的に示すことが必要である。

専攻間で共通の事項については、同じ表現で統一した方がよい。

これらは学園案内や本学園ホームページだけでなく「学生サポートハンドブック」や「履修ガイド」などにも載せて、学生の理解度を高める必要がある。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。〕

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

基準 I-B-2 の項でも述べたように、本学では建学の精神に基づいて教育目的を定め、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー等によって教育の到達点、すなわち学習成果を明確に定めている。

これらを基本としながら、短大の各専攻はそれぞれの教育目標、すなわち学習の到達点を明確に示し、学生に伝えている。授業科目全体を視野に入れた2年間での学習成果については、カリキュラムポリシーに基づいた「カリキュラムマップ」を作成し、各科目から得られる成果を図式化した。また、各科目のシラバスにおいても、「授業の概要と目的」、「成績評価の方法と基準」の欄を設けるとともに、「授業計画」の欄にも1回ごとに「到達目標」を具体的に記す方式を取ることによって、学習成果を明確に示している。本学の大きな教育目的は、これらの学習成果を総合することによって達せられると考えられる。

定められた学習成果が実際に達成されたかどうかを計るために、本学では単位認定の評価基準として S、A、B、C、D の5段階評価を取り入れており、C以上を合格としている。また、この5段階評価の評価内容とともに、平成26(2014)年度からはGPA制度も導入している。GPAの導入により、専門科目から一般教養科目までを総合した学習成果を数値で知ることができるようになり、建学の精神にあるとおり、音楽の技術や知識に加え、人格形成、人間形成に必要な総合力を示すことができる程度まで可能となったと考えられる。

○成績評価とGP（平成27(2015)年度）

点数	評価	評価内容	GP
100点～90点	S	特に優れた成績	4
89点～80点	A	優れた成績	3
79点～70点	B	良好な成績	2
69点～60点	C	合格と認められる成績	1
60点未満	D	合格と認められない成績（不合格）	0

上記の5段階評価及びGPA制度は学生の学習成果を数値で示すものであるが、このほか本学では、学生自身の自己評価システムを活用している。具体的には、前項でも述べた本学独自の必修科目「東邦スタンダード」において、半期ごとに作成する「ポートフォリオ」（振り返りシート）がそれにあたる。ポートフォリオでは目標の達成度をS、A、B、C、Dの5段階で自己評価し、その理由、理由を踏まえて今後改善したいことなどを具体的に記述する形式となっている。当初ポートフォリオは「東邦スタンダード」についてのみ問うものであったが、平成27(2015)年度から、基礎教育科目（「外国の言語と文化」を含む）及び専門教育科目、「総合教育科目」等すべての授業科目についても同様に5段階評価と

「興味、関心の深まった科目名、内容、エピソード等」、「今後改善したいこと、今後の課題等」という項目を設けて記述させることにした。その結果、学生たちが総合的に学習成果を自己評価するシステムが構築された。これらは「東邦スタンダード」のクラス担任等が点検し、次年度の教育に活用されている。

また、平成 26 年度から「学修時間調査」として、短大の授業・レッスン以外での学生の自主的な学修時間について調査し、授業以外の時間も含めた総合的な学習成果を分析するための資料として活用している。また、毎年実施している「授業アンケート」も、学生自身が学習の到達度を自己評価する手段の一つとして有効と考えられる。その結果は毎年「授業改善のための学生アンケート実施報告書」として発行され、公表されている。

音楽を専科とする本学では、学習成果は何より「演奏」や「創作」の実践として実を結び、演奏会などを通して外に発信されている。定期演奏会及び卒業演奏会では、成績上位者が本学のコンサートホールでの演奏の機会を与えられるほか、各専攻のコンサートも数多い。コンポーザングアーティスト専攻の学生は、学外ライブ実践なども授業の一環として行われている。

学習成果については常に検討が行われなければならないが、本学は、教授会、教育改革推進会議等で、教育内容などの改革とともに学習成果についても定期的に点検を行っている。学習成果を分析し、学習成果をいっそう高めるためのカリキュラムの改善、授業内容の充実などにも意欲的に取り組んでいる。

#### (b) 課題

上記のように常に学習成果の検討が行われ、学習成果と連動したカリキュラムの改善は今後も課題となっている。とくに、本学には高度な専門技術を身につけたい学生と、社会人を中心とした「音楽教養」のように音楽の基礎を楽しみながら学びたいという学生とがおり、目標設定や音楽的能力にかなり大きな隔りがある。そのためすでに述べたように社会人向けの基礎養成講座を設けるなどの工夫をしてきたが、今後も、音楽理論やソルフェージュ科目のクラス分け方法、教養講座の充実など、学習効果をより高めるための改善を継続的に検証し、検討していく必要がある。

### [区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している]

#### ■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学では、学校教育法、短期大学設置基準などの関係法令の変更については、教授会や各委員会で適宜確認している。非常勤講師に対しては、各専攻における部会において、法令変更や順守に関する説明を行っている。

学習成果の査定は、定期試験（筆記・実技試験、課題提出）及びその他の試験（授業内小テスト）により実施されている。査定方法・評価基準は科目ごとに定められ、シラバスに明記されている。

また、平成 17 年度から毎年、本学で実施されている全ての授業・レッスンについて「授業改善のための学生アンケート」が実施されている。アンケート結果の集計が各担当教員に報告され、各教員はそのデータを自己分析して文書にまとめている。それら全ての情報

が毎年、「授業改善のための学生アンケート実施報告書」として印刷・製本され、教員に配布されている。

このように、本学では、各教員が、学生の査定された学習結果と学生からのアンケートからの双方の情報をもとに、教育の質の保証に向けて教育内容を検討できる体制が整備されている。本学において、教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクルは、実現していると言える。

#### (b) 課題

先に述べたように、学習成果の査定・学生アンケートは共に適切に実施されており、教育の質の向上・充実に役立っている。また、アンケート結果に従って、各教員が現状の説明と今後の改善策を分析し、レポートしたものを冊子にまとめて公表することによって、授業状況を振り返ることはできている。しかし、その改善点について、次年度の授業にどのように反映されているか、どのような成果や変化があったかを検証する体制には至っておらず、各教員の判断に委ねている面がある。

各教員の判断を尊重しつつも、教育の質の向上を大学全体としてさらに推し進めていくため、学生アンケートについても必要な改善を図っていく。

### ■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

建学の精神に基づき、アドミッションポリシーからディプロマポリシーに至る流れを明確にするために、カリキュラムは、常に見直しながら、カリキュラムマップの作成を綿密化する。本学の特徴的な専攻である社会人を中心とした音楽教養専攻の学生への対応プログラムを更に検討し、本学の目標とする教育と、社会人学生の満足度を連動されながら高めていく。

学生による授業評価アンケートは、適正に運用されているが、そのデータを基にした改善の検証を進めるために、全学的な取り組みとして検討を重ねていく。

#### 【関連資料】

<提出資料 1 学園案内（平成 27 年度、28 年度）>

<提出資料 3 履修ガイド（平成 27 年度）>

<提出資料 7 学生サポートハンドブック（平成 27 年度）>

<備付資料 41 規程集「教授会規程」「教育改革推進会議規程」>

<本学 HP>

「教育理念」<https://www.toho-music.ac.jp/juniorcollege/guide/ideology.html>

「専攻・コース紹介」<https://www.toho-music.ac.jp/juniorcollege/course/>

「教育情報」<https://www.toho-music.ac.jp/juniorcollege/guide/education.html>

#### [テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している]

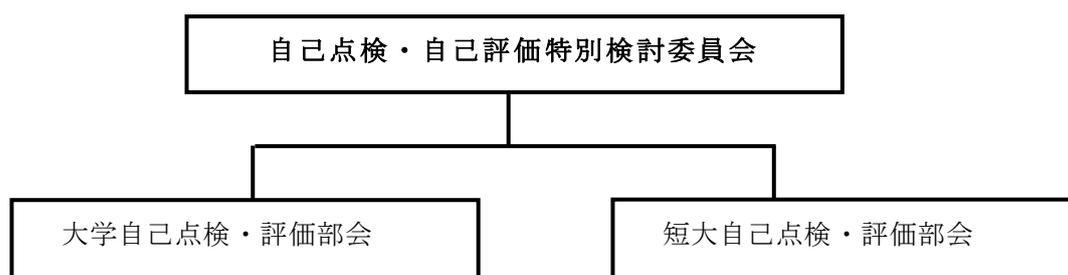
### ■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

## (a) 現状

自己点検・評価については、東邦音楽短期大学学則に「本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う」ことを規定し、「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会」を設置している。

委員会は、学長を委員長とし、委員会の下に大学自己点検・評価部会と短大自己点検・評価部会を設置している。また、委員は教務部長、学生部長のほか、各専攻等から選出された教員及び事務職員により構成している。

## ■ 自己点検・評価の組織図



本学では、学則の規定に基づき、学長を委員長として平成 5（1993）年度から日常的に自己点検・評価を行っている。その結果は「自己点検・評価報告書-東邦音楽大学・東邦音楽短期大学の現状と課題」第 1～第 8 号としてまとめられている。これらは教職員に配布され、さまざまな教育改革や教員の意識改革に繋がられている。

本学は、小規模短期大学であり、かつ音楽の単科であるため発足当初から大学と短期大学が合同で自己点検・自己評価を実施し、これを「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学の現状と課題（自己点検・評価報告書）」としてまとめ、学内の教職員に配布するとともに図書館に配置している。なお、学外への配布等については、関係機関に配布、最新号はホームページで公表している。

第 1 回目の報告書は平成 10 年 3 月に、以降平成 14 年 6 月、平成 17 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 21 年 3 月、平成 23 年 3 月、平成 25 年 3 月、平成 27 年 3 月に発行している。

「自己点検・評価報告書」第 1～8 号における自己点検評価実施項目は次のとおりである。

1	第 1 号 [平成 5 年 (1993) ～平成 9 (1997) 年度] (1) 大学・短大の建学精神 (2) 教育の理念 (3) 教育活動 (4) 国際交流 (5) 社会との連携 (6) 教員の組織体制と研究活動 (7) 施設・設備の現状と課題 (8) 図書館の利用状況 (9) 卒業生とのコミュニケーション (10) 運営・管理 (11) 自己点検・自己評価の体制とその活動 (12) 大学・短大の年譜
2	第 2 号 [平成 10 年 (1998) ～平成 13 (2001) 年度] (1) 大学・短大の建学精神 (2) 教育の理念 (3) 学生の受け入れ (4) 教育活動 (5) ウィーンアカデミー (6) 国際交流 (7) 社会との連携 (8) 教員の組織体制と研究活動 (9) 総合芸術研究所 (10) 大学図書館 (11) 卒業生とのコミュニケーション (12) 施設・設備の現状と課題 (13) 運営・管理 (14) 自己点検・自己評価の体制とその活動 (15) 大学・短大の年譜

3	第3号〔平成14年（2002）～平成16（2004）年度〕 (1)建学の精神、理念、目的(2)組織・制度(3)学生の受け入れ(4)教育活動(5)ウィーンアカデミー(6)国際交流(7)社会との連携(8)教員の研究活動と研究誌(9)総合芸術研究所(10)大学図書館(11)卒業生とのコミュニケーション(12)施設・設備の現状と課題(13)運営・管理(14)自己点検・自己評価の体制とその活動(15)大学・短大の年譜
4	第4号〔平成17年（2005）～平成18（2006）年度〕 (1)学生の受け入れ(2)教育活動組織・制度(3)国際交流(4)社会との連携
5	第5号〔平成19年（2007）～平成20（2008）年度〕 (1)教育の内容（FD骨子、履修状況、演奏旅行、学生による授業計画）、(2)学生支援（入学支援、学習支援、進路支援）
6	第6号〔平成21年（2009）～平成22（2010）年度〕 (1)社会連携(2)キャリア支援(3)財政と経営
7	第7号〔平成23年（2011）～平成24（2012）年度〕 (1)社会連携(2)キャリア支援(3)財政と経営
8	第8号〔平成25年（2013）～平成26（2014）年度〕 (1)教育改革の推進(2)社会連携(3)キャリア支援

第三者による点検・評価（認証評価）を受けるため、学内において事業の洗い出しから資料の作成等様々な過程において、全教員がそれらの業務に直接または間接的に関わっている。このことが点検・評価に対する教員の意識を高め、短期大学の改革・改善に向けての啓発性を高めている。

本学では、平成17（2005）年度から、学生による「授業アンケート」を全科目について行っており、各教員がその結果をもとに、科目ごとの現状の分析と今後の改善策を提出している。その内容はアンケート調査の結果とともに「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめられ、教職員に配布されるとともに、授業改善や教育改革のための資料として活用されている。特に、平成27年度から設置された教育改革推進会議においては、これらの報告書を参考にしながら、教育改革等に取り組んでいる。

以上のことから、本学はその教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について滞りなく自ら点検評価を行ってきたとして評価できる。

#### (b) 課題

自己点検・評価の運用には、全教員が関与し、適正にされているが、小規模短期大学であり、教員が複数の業務を兼務しながら自己点検・評価の運用にも当たっているため、煩雑に陥らないように、整理をしながら今後も継続し取り組んでいく。授業評価については、アンケート結果が次年度の改善に生かされるための検証をする体制を整える。教員の研究業績に関しては、評価の体制を整える。

## ■ テーマ 基準 I -C 自己点検・評価の改善計画

本学では、自己点検・自己評価特別検討委員会を設置しているが、今後も、継続的に評価・点検をし、課題の抽出と改善をしていく。授業評価については、各教員が、アンケート結果に基づき、「現状の報告」と「今後の改善策」を分析しているが、その後の改善状況については、検証する体制を整える。授業アンケートは、全教員のデータを冊子にまとめているが、今後はペーパーレスな処理を検討する。教員の研究業績に対する評価体制を整える。

### 【関連資料】

〈備付資料41 規程集「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会規程」〉

〈備付資料14 自己点検・自己評価報告書〉

〈備付資料16 授業改善のための学生アンケート実施報告書〉

〈本学 HP〉

「教育情報」<https://www.toho-music.ac.jp/juniorcollege/guide/education.html>

## ■ 基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

本学では、これまで教育改革を進め、PDCAサイクルを意識しながら、点検検証を継続しており、現在も、教育環境整備のために、進行中である。建学の精神については、建学の精神に基づいた教育目的達成に対し、教授会、教育改革推進会議等において検証をし、具体的な教育内容に関しては、教務委員会を中心に検討をしていく。建学の精神から教育目標、カリキュラムポリシーへ、といった流れが一貫したものとなるよう、教務部長をリーダーとして検証し、カリキュラムマップをより精密化する。建学の精神や教育目標に対する各専攻（コース）の教育目標の具体的な表記をアカデミックスケールと対応する形で整えていく。授業改善については、改善が実行されているかを検証する。

### ◇基準 I についての特記事項

(1)以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

①本学では、各コースの学習成果を学内外に示す機会として、演奏会を始めとする実践的な発表の場を積極的に設けている。学生に成果発表の機会を設けることは、学習意欲や学習成果を向上させるために大変有効である。

### 【平成27年度 本学学生が出演した主な演奏会】

日時	行事名	開催場所
4月29.30日	第48回東邦祭	東邦音楽大学
5月2.3.4日	ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン2015	東京国際ホール
6月3.5日	第50回西部地区吹奏楽研究発表会	所沢ミューズ
6月16.17日	ふじみ野市立小・中学校音楽鑑賞教室	東邦音楽大学グラント

		ザール
6月19日	Rising Artist Concert Vol.16	ヤマハホール
6月26日	青梅市音楽鑑賞教室	福生市民会館
7月25日	第187回定期研究発表演奏会(ソロ)	東邦音楽大学グランツ ザール
8月29日	2音大クラシックコンサート	ウエスタ川越 大ホー ル
9月19日	第5回大学ビッグバンド・ジャズ・フェス ティバル	ウエスタ川越 大ホー ル
10月4日	第10回トライアルコンサート(オーケス トラとの共演)	東邦音楽大学グランツ ザール
11月7日	ふくしま復興祈念特別演奏会 in 郡山	郡山市民文化センター
11月21日	第188回定期研究発表演奏会(合唱)	東邦音楽大学グランツ ホール
11月27日	第189回定期研究発表演奏会(オーケスト ラ)	目黒パーシモン大ホー ル
12月6日	第6回音楽大学オーケストラ・フェスティ バル	ミューザ川崎シンフォ ニーホール
12月15日	第190回定期研究発表演奏会(ウィンドオー ケストラ)	ウエスタ川越 大ホー ル
3月6日	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 卒業代 表演奏会	東邦音楽大学グランツ ザール
3月25.26日	第5回音楽大学フェスティバルオーケス トラ	東京芸術劇場コンサ ートホール ミューザ川崎シンフォ ニーホール

②本学の教育方針の1つである「一貫教育の実践」として、附属の学生と短大・大学生が合同で演奏する機会を設けている。東邦祭、附属中高定期演奏会、自主公演などで、合同演奏がなされている。

附属生にとって、短大・大学生からの学びや刺激が大きいことはもちろん、短大・大学生にとっても演奏家、指導者としての責任感を育む良い経験の場となっている。

③「少人数制教育」の利点で、教員と学生と一緒に演奏する機会も多く見られる。プロの演奏家の演奏、練習を身近で見聞きする経験は貴重で、よい教育となる。

④「地域社会との交流」の実践として、文京区の市民のための50周年記念館ホールでのサタデーコンサート(無料)の実施。

また病院や福祉施設などにおけるボランティアコンサートも、年々要請が増加している。リトミックインストラクターや介護職員初任者研修などの資格を活かして、幅広いボランティア活動を行うことができる。

【平成27年度 本学学生が出演した主なボランティアコンサート】

日時	行事名	開催場所
5月21日	第226回大塚病院院内ミニコンサート/ピアノソロ・連弾	東京都立大塚病院
5月27日	第222回シビックコンサート/声楽	文京シビックセンター
6月15日	貞静幼稚園 音楽鑑賞会/サクソアンサンブル	貞静幼稚園 園内
9月5日	文京カレッジコンサート/サクソアンサンブル	文京シビックセンター
9月24日	第229回大塚病院院内ミニコンサート/声楽	東京都立大塚病院
10月28日	第227回シビックコンサート/エレクトーン	文京シビックセンター
11月7日	大塚福祉作業所いっぽ祭り/フルートアンサンブル	大塚福祉作業所
12月9日	第229回シビックコンサート/ハンドベル	文京シビックセンター
12月10日	第232回大塚病院院内ミニコンサート/ハンドベル	東京都立大塚病院
2月24日	第231回シビックコンサート/ピアノソロ・連弾	文京シビックセンター
2月25日	第233回大塚病院院内ミニコンサート/ピアノソロ・連弾	東京都立大塚病院

⑤本学併設のエクステンションセンターで催される様々な講座を受講すると、短大の単位取得に置き換えられる。幅広い知識を身に付ける機会が提供されている。

(2)特別の理由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。  
特になし。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### ■基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学は、そのディプロマポリシーを「カリキュラムに定められた所定の単位を習得する

ことはもとより、設定されている学校行事・ボランティア活動等を通して協調性や社会性を身に付ける。2年間の幅広い教育・研究を通して、東邦音楽短期大学が目指すバランスの取れた心豊かな人間力を持ち、社会的実践的活動を通じて、社会に貢献しようとする者を育成し、輩出する。」と定め、学則に則り短期大学学士（音楽）の学位を授与している。

またその詳細については学位授与規程に定めている。学生に対する卒業要件等の周知については、毎年年度の最初に実施している学生オリエンテーション、配布物、学生個々に対する指導等を通じて周知徹底している。

シラバスは、学園ホームページ上で常時閲覧可能であることに加え、学生・教員にはCD-ROMによる提供も行っている。シラバス執筆要領に基づき、授業の「概要」と「目的」、履修時の留意点と心得、教科書及び参考文献、成績評価の「方法」と「基準」、授業計画・各回の授業内容、到達目標、特に各回の予習、復習時に留意すべき事項を細かく掲げ、詳細かつ明確な情報提供がなされている。

本学では平成25年度から一部の科目での先行導入を経て、平成26年度から、すべての科目において Semester制（半期完結型履修形式）を実施している。また GPA (Grade Point Average) 制度の導入をしており、学生自身が、学習意欲を高め、履修登録した科目の学習に自主的・積極的に取り組むことができるようにしている。また、CAP制（年間履修科目の上限）も導入して、学生自らが充実した科目履修をし、十分な予習、復習のできる体制を採っている。成績評価については「試験等の評価はS・A・B・C・Dをもって表しC以上を合格とする」と学則に定めており、各学生に配布する「履修ガイド」により明示されている。また成績評価の基準については、学生オリエンテーションおよびシラバスの中で学生に周知されている。

本学では、学生による授業評価の一環として「授業改善のための学生アンケート」を実施している。アンケートの回答は、「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめられ公表されている。アンケート結果は各教員にフィードバックされ、更なる改善が図られている。

本学では、入学者受け入れの方針として、平成24年度に音楽科としての「アドミッションポリシー」を定めており、毎年度学内で確認を行っている。受験生の様々なニーズに応えるべく、多様な入学試験制度を設けており、入学者選抜にあたってはアドミッションポリシーを基に、専攻・コースごとの入試の課題などを定め、その内容についても毎年度点検している。

本学では、各専攻の教育課程の学習成果に実際的な価値を持たせるため、独自のカリキュラムとしてクラス担任制による必修授業「東邦スタンダード」を実施している。この科目は音楽専門の教員が自らの体験とFD研修等で得た知見をもとに、音楽短期大学で学ぶことを通じて学生一人一人が自らの学びを深め、社会の中での将来の自分を考えていくもので、本学における教育課程に実際的な価値を持たせる基幹となっている。

本学では学生が学習に安心して専念し、心身ともに安定した状態で学生生活を送ることができるよう、音楽短期大学の特徴を生かした組織と体制のもと、きめ細やかな学生指導を実施している。学生指導、厚生補導に関する協議を行うための組織として学生委員会を置き、教務学生担当職員、学生相談室、カウンセラー室等、関係各所と綿密に連絡をとりながら学生支援にあたっている。

本学では学生の卒業後の進路・就職についての支援を目的として「キャリア支援センター」を設置し、専任職員を配置している。また、クラス担任制をベースに担任担当教員を中心にキャリア支援委員会を組織しており、卒業後の進路・就職状況の把握分析、インターンシップ推進を通じて社会の変化に対応した進路相談のあり方等の議論を行っている。また、短大1年生を対象に、就職のための社会性の強化や技術習得を目的とする「キャリアデザイン」を開講している。

本学では、入学者受け入れの方針については、アドミッションポリシーに本学の求める学生像を具体的に明記し、本学の人材育成方針を十分に理解できるよう明確に提示している。また、入学者受け入れの方針のみならず入学後の教育方針「カリキュラムポリシー」、卒業に向けた「ディプロマポリシー」も同時に提示し、関連性を持って理解することを可能としている。これらについては、学生募集要項をはじめ本学ガイドブック、ホームページ、オープンキャンパス、キャンパス体験、各種講座、講習会、大学説明会、学校訪問等を通じて、広く情報提供が図られている。入学対象者等からの問い合わせ窓口としては「広報入試センター」が設置され、様々なニーズに対応している。

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

### ■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

#### (a) 現状

本学の建学の精神は、学園全体を通して「音楽芸術研鑽の一環教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目指すこと」であり、大学及び短期大学においては、「音楽芸術に関する知識を授け文化国家の形成者にふさわしい音楽を身につけた文化人を養うとともに、その理論・技能及び応用の教授並びに研究を成し、有能なる音楽家及び音楽教員を育成すること」をその目的としており、この目的達成のため、1. 一貫教育の実践、2. 少人数による教育、3. 国際化の推進、4. 地域社会との交流を教育方針としている。これら建学の精神や教育理念、教育方針については、本学ホームページ、学園案内等の刊行物において常時掲載するとともに、学生や教職員並びに広く一般に周知させている。

本学の短期大学のディプロマポリシーは、「カリキュラムに定められた所定の単位を習得することはもとより、設定されている学校行事・ボランティア活動等を通して協調性や社会性を身に付ける。2年間の幅広い教育・研究を通して、東邦音楽短期大学が目指すバランスの取れた心豊かな人間力を持ち、社会的実践的活動を通じて、社会に貢献しようとする者を育成し、輩出する。」である。

このディプロマポリシーは、カリキュラムに定められた所定の単位を修得し、進級基準をクリアすることを要するものであり、単に単位の取得ということに留まることがないように、学校行事・ボランティア活動等への参画を推進し、演奏者としての教育だけではなく、聴衆者としての教育も心がけると同時に、協調性や社会性を身に付けられるように配慮している。2年間の教育を通してバランスのとれた心豊かな人間力をもつ音楽家の育成や輩出を目指すものである。

本学では、学則第18条に則り、短期大学士（音楽）の学位を授与しており、また本条を

受け、その詳細については学位授与規程に定めている。本学卒業のためには、2年以上在学し、62単位以上を習得しなければならないが、学生に対する卒業要件等の周知については、毎年年度の最初に実施している学生オリエンテーションにおいて詳細に説明し、各学生に対して配布している「履修ガイド」や、卒業要件や東邦音楽短期大学学則については「学生サポートハンドブック」に、さらに本学ホームページにも示して学生の科目履修のための便宜を図っている。また、全教員を対象に新年度会（毎年4月1日開催）や教員オリエンテーションにおいて、学長、教務部長及び各専攻の主任からそれぞれ説明等を実施し周知を図っている。

本学は、音楽科のみの短期大学であるが、声楽専攻、器楽専攻、コンポーザングアーティスト専攻、電子オルガン専攻、音楽教養専攻から成っている。学科、専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応したものとなっており、卒業のための単位の授与については、学則第15条において授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与えることとしており、学修の評価については、同第16条において、その2項において試験等の評価はS・A・B・C・Dをもって表しC以上を合格とするとしている。また成績評価の基準については、毎年4月に実施される学生オリエンテーションでの教務委員会委員や教務学生担当による説明や、詳細なシラバスのなかで成績評価の基準の項目で具体的に掲げている。

資格取得の要件についても、社会に貢献できるリトミックインストラクター、社会福祉主事（任用）、同行援護従事者養成研修一般課程、ケアクラーク等の資格を含め、この点についてもシラバスで明確化している。

また、演奏旅行（必修科目）やウィーンへの短期留学（選択制）などの経験やボランティア活動等も含めて、学位授与の方針が社会的にも国際的にも通用性のあるものとなっている。

なお、学位授与の方針は、教授会、教育推進会議等でその妥当性や質等について、定期的に点検を行っている。

#### （b）課題

卒業要件については、学生に対して十分にその徹底を図っているが、学生自身が音楽短期大学としての本学の建学の精神等を踏まえた学生の特色を生かして卒業後の活躍ができるようにその内容のより一層の周知徹底が要される。

### [区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確にしている。]

#### ■ 基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価

##### （a）現状

本学のカリキュラムポリシーは、「①深い教養と豊かな人間性を備えた音楽家を養成する。②音楽に関する実践活動を通して社会で活躍するために必要とされる多彩な科目を置き、教養ならびに専門知識を広く深く学べるようにする。③一人ひとりの実力や個性、希望に応じてふさわしい目標を立て、きめ細かな教育を行う。」であり、これに基づきカリキュラム編成を行っている。

カリキュラムポリシー①に対応し、専門性に基づいたジェネリックスキルの育成のため

に、1年次に東邦スタンダード I A/B、キャリアデザイン、インターンシップ(含む2年次)、現代の心理学(発達心理を含む)、ひとを読み解く科学を、また国際理解と音楽による文化交流のための科目としてドイツ語圏異文化コミュニケーション 1/2・英語圏異文化コミュニケーション 1/2・イタリア語圏異文化コミュニケーション 1/2 を置いている。

さらに、様々なイベントやボランティア活動等への参加を通じて、他者を思いやる心や課題を発見する気持ちを育む科目として、ヒューマンコミュニケーション 1/2(各1年次、2年次配当)を置いている。カリキュラムポリシー②に対応し、基礎的な専門知識と技能を育てる科目として和声学やソルフェージュを、より専門的な知識と技能を図る科目として THE プロフェッショナルや伴奏法、アンサンブル、電子オルガン即興演奏等を、社会に貢献できる知識と技能に関する科目としてレッスンマネジメントやリトミックを、社会に貢献できる科目としてリトミックインストラクター、介護職員初任者研修、等を置く。カリキュラムポリシー③に対応し、専門別演奏技術や表現力・音楽制作技術の知識と技能に関する科目として専攻実技、副科実技等を置いており、学科・専攻課程を体系的に編成している。

本学では、専門教育と教養教育の関連を明確にしてカリキュラムの有効性を高めるため、平成22年度より必修科目として「東邦入門講座」という科目を新たに導入し、さらに本科目を発展的に昇華・充実させた「東邦スタンダード」という科目を設置している。本科目は、音楽の短期大学での学習の質を高め、学生がカリキュラムを有効に活用することができるようにサポートしながら、卒業後の将来像を描く—いわゆるキャリアデザイン—の要素も含めた上で、本学の学習の目標を明らかにし、音楽に貢献することができるような音楽人の輩出をその目的とするものである。

また各学年の履修状況については、規模の小さい音楽短期大学という特徴を生かして、それぞれ担当する教員が常時把握するとともに「レッスン記録簿」にも記載している。出席状況が問題となる学生については、教務部長や学生部長等の教員が直接に対面し、適宜、実情を把握しながら、履修に関する指導を実施している。さらに学生が、履修時において、不明点や不安点が出てきたときに即座に対応できるように、全教員について「オフィスアワー」を設けており、適宜きめ細かい指導が可能となる体制を採っている。学科・専攻課程は、学位授与の方針に対応したものとなっている。さらに履修系統図や各学年・専攻での具体的な履修例の図をホームページや学生への配布資料として提示して、学生各自が効率的な履修をすることができるようにしており、学科・専攻課程は、学位授与の方針に対応したものとなっている。

平成25年度からはプレセメスター制という形で一部科目を対象にセメスター制を試行し、平成26年度から、すべての科目においてセメスター制(半期完結型履修制度)を実施している。また本学ではグローバル時代における国際的な評価の仕組みである GPA (Grade Point Average) 制度の導入をしており、学生自身が、学習意欲を高め、履修登録した科目の学習に自主的・積極的に取り組むことができるようにしている。また、CAP 制(年間履修科目の上限)も導入して、学生自らが、充実した科目履修をし、十分な予習、復習のできる科目履修の体制を採っている。

本学では、成績評価については、学則第16条第2項により「試験等の評価は S・A・B・C・D をもって表し C 以上を合格とする、としており、各学生に配布する「履修ガイド」に

より明示されている。また成績評価の基準については、毎年4月に実施される学生オリエンテーションでの教務委員会の各担当教員や教務学生担当の職員によるガイダンスや、シラバス中の成績評価の基準の項目で明示されており、上記 GPA 制度や CAP 制と併せて厳格に成績評価を行っている。

シラバスは、平成 25 年度から Web シラバスとして、学生及び教員が閲覧できる体制を採るとともに、学生・教員には CD-ROM による提供もし、その便宜を図っている。教務委員会の下、シラバス執筆要領を作成し全科目のシラバスの作成を行っている。シラバスでは①授業の「概要」と「目的」、②履修時の留意点と心得、③教科書及び参考文献、④成績評価の「方法」と「基準」、⑤授業計画・各回の授業内容、到達目標、各回の予習、及び復習時に留意すべき事項を細かく掲げ、詳細な情報と学習内容を明示することにより、本学の特色のひとつである少人数での授業において、さらに円滑に授業を行うことに寄与している。

なお、本学では通信による教育課程は有していない。

学科・専攻課程の教育課程の担当科目の教員の配置については、各教員の研究業績、科目の内容とその専門性について十分に検討された上で行われている。

学科・専攻課程の教育課程の見直しについては、平成 24 年度に従来の 8 専攻（ピアノ、声楽、管弦打楽器、作曲、ソングライティング、デジタルパフォーマンス、エレクトロニックオルガン、ピアノレスナー）を 5 専攻（声楽、器楽、コンポーザングアーティスト、電子オルガン、音楽教養）に改編したところであるが、その際は、教授会等で様々な観点から議論した上で、学長のリーダーシップのもとにその改編を行った。

今後も社会のニーズを見極めながら学内で検討し、必要な見直しを行うこととしている。

#### (b) 課題

本学では前述の詳細なシラバスや履修系統図により、学生の良質な履修環境の維持を図っているが、幅広い教養を有する音楽人育成のため、またきめ細かい指導を行うため、全教職員が更なる教育内容の改善を図っていくことが必要である。

### [区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

#### ■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学では、入学者受け入れの方針として、平成 24 年度に音楽科としての「アドミッションポリシー」を定めており、毎年度学内で確認を行っている。

本学は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」を建学の精神として、「音楽を身につけた文化人や心豊かな人間の育成、そして社会で活躍できる優れた人材を送り出す」教育理念に基づいた教育を使命・目的としているおり、その上での「アドミッションポリシー」であり、学力と豊かな人間性を備えた者、音楽の修得に意欲を持つ者、将来、それぞれの分野で社会貢献しようとする者の入学を求めている。このアドミッションポリシーは、「短期大学案内（ガイドブック）」、「学生募集要項（入学試験要項）」及び、ホームページに掲載し志願者に告知している。

本学は、平成 24（2012）年度に、従来の 8 専攻（ピアノ、声楽、管弦打楽器、作曲、ソングライティング、デジタルパフォーマンス、エレクトロニックオルガン、ピアノレスナ

一) を5専攻3コース(声楽、器楽/ ピアノコース・ピアノレスナーコース・管弦打楽器コース、コンポーザングアーティスト、電子オルガン、音楽教養)に改編した。

改編にあたっては、「短期大学は、単に大学の短縮版ではない」ことを基本認識として、音楽を深く学ぶと同時に、社会に役立つスキルも高める事を念頭に社会人基礎力や高齢化社会を見据えた生涯学習及び介護福祉を主なキーワードに据えて行った。

改編後の専攻について、特に新たに開設した「音楽教養専攻」においては、これまでの専攻とは異なり、専門的な知識・技術を追求する事に特に重点を置くのではなく、好きな音楽を学びたい者、これから本格的に音楽を学ぼうとする者、音楽に関する教養を専門的に深めたい者、職業又は実生活に必要な音楽能力を身に付けたい者を対象とし、年齢も幅広い層を対象者とした志願者を見据え、教育内容も社会人等に学びやすいカリキュラム編成にするとともに、学納金についても大幅に軽減し、より就学しやすい環境に改めた。

また、取得可能な資格として介護職員初任者研修やリトミックインストラクター等の資格を取得できるようにした。コンポーザングアーティスト専攻においては、学外の専門スタジオを活用した学外実習を新たに導入し、一流アーティストとの共演も実践しながら教育内容をより充実したものとした。

各専攻の修学内容や学習環境、施設、学生生活における支援体制などに関する情報や、入学金、授業料等の学納金、各種奨学金に関する情報は、学園案内をはじめとする志願者向けの資料として明確に提示されているほか、ホームページにも詳細に明示されている。

その他、オープンキャンパス、キャンパス体験、受験対策講座、高校生のための入門講座、社会人説明会などにおける説明会、高等学校への学校訪問による説明会、また附属校との高大接続など、多くの取り組みの中で、志願者並びに保護者等関係者に全体及び個別相談会を通し説明を行っている。

本学では、受験生の様々なニーズに応えるべく、多様な入学試験制度を設けており、入学者選抜にあたってはアドミッションポリシーを基に、専攻・コースごとの入試の課題などを定め、その内容についても毎年度点検している。

入学試験は、推薦入試(指定校推薦、自己推薦、卒業生推薦)、一般入試、AO入学者選抜、特別入学試験(社会人、帰国子女、外国人留学生)、附属高等学校入学試験を実施している。

入学者受け入れの方針は「学生募集要項(入学試験要項)」に、実技、楽典、ソルフェージュ、小論文、面接(AOは面談)などの課題と共に明確に示し、入学試験の実施により、入学前の学習成果の把握と評価を行っている。

各入学試験においては、実技の習熟度を診断するための専攻実技試験、音楽の基礎常識を把握する楽典(平成28年度入試より音楽教養専攻を除いた全専攻で実施)の他、本学入学者受け入れ方針に沿ったテーマを提示した小論文試験を課し、面接試験においては、各専攻の特色を踏まえた質疑応答を行っている。

AO入学者選抜においては、エントリーシートにより志願者の適性を確認した後、実技診断、小論文試験、面談試験を行う中で、最終的な本学での学習への適性を判断している。

入学者選抜の方法は上記に示した入学試験であり、入学者受け入れの方針に対応するため、オープンキャンパス、キャンパス体験、社会人説明会、入門講座などにおいて、本学教員による体験レッスンや、入学相談、個別相談を実施し、志願者へのきめ細やかな指導

を行うと同時に、適切なアドバイスを行う機会を設けている。

A0 入学者選抜では、1 回の A0 入学選抜（予備診断）で適性が診断されなかった場合も、次回の A0 入学選抜までの期間に課題を課す事で、受験生のフォロー体制を実践している。また、A0 入学選抜合格から入学までの期間もスクーリングを行う事によって、入学対象者自身のモチベーションを高く保ち、入学者受け入れ方針に沿った教育を継続できる対応を実践している。

また、受験スキルアップ講習会においては、志願者の習熟度の把握や受験に必要な要素を明示し、受験準備への学習アドバイスをするなど多角的な取り組みを行っている。入学試験の方式、日程についても、入試委員会を中心として、講習会委員会、教務委員会、学生募集ワーキングチーム等で検討された内容を基に、教授会で決定し、実施する体制をとっている。

#### (b) 課題

新入学生数は平成 23 年度までは減少の一途を辿っていたが、平成 24 年度の専攻改編後から少しずつ復調の兆しが見え、特に社会人の入学生が増加した事もあり定員を満たすに至った。

しかしながら、安定した定員を確保するためにも、社会の動きが速い現代においては、今後も社会のニーズに合った対応が課題となる。豊かな日本を創造していくためにも、音楽を本格的に学ぼうとする音楽短期大学志望者が増える道を探り、教育機関という立場を逸脱する事無く柔軟に改革して行く必要がある。

平成 28 年度入試から音楽教養専攻を除いた全ての入試に楽典を付加したが、受験生の動向を精査しながら受験スキルアップ講習会や受験対策講座などの強化を図り、受験準備段階での志願者への対応が必要である。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]**

#### ■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学では、教育課程の学習成果に具体性を持たせている。平成 25 年度のプレセメスター制（半期完結型履修）試行と、平成 26 年度のセメスター制完全実施に至る過程で、シラバスの記述内容をより詳細なものとする改善を併せて実施した。シラバスには「授業の概要と目的」「授業の方法と形式」「履修時の留意点と心得」「成績評価の方法と基準」「授業計画・内容・到達目標・準備学習」が詳細に記述され、各科目における学習成果の達成に至る道筋を可視化している。

学習成果を達成可能にするために、各セメスター15回の授業それぞれに「到達目標」と「準備学習（各回の授業に際して求められる予習と復習）」が明示されており、学生はこれをもとに着実に学習成果を積み上げていくことができる。

学習成果を一定期間で達成可能とするため、セメスター制において半期ごとに目標設定を明確化していることと併せ、CAP 制を導入し、1 年間に履修できる単位数に 40 単位の上限を設けて無理のない授業時間で確実に学習成果を達成するよう履修指導を行っている。また、平成 26 年度より GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、学生が自ら学ぶための

体制づくり、支援を行っている。

本学では、各専攻の教育課程の学習成果に实际的な価値を持たせるため、独自のカリキュラムを有している。クラス担任制として専任教員による必修授業「東邦スタンダード」を実施、大学における「学び方の学び」とともに、音楽短期大学で得られた能力を学生各々が社会の中で生かしていくことを念頭に置き、各学年に応じた授業を毎週行っている。これらは単なる就職試験対策にとどまらず、音楽専門の教員が自らの体験とFD研修等で得た知見をもとに、音楽短期大学で学ぶことを通して学生一人一人が自らの学びを深め、社会の中での将来の自分を考えていくもので、本学における教育課程に实际的な価値を持たせる基幹となる教育プログラムである。また別途、音大生としての自分を客観視し、その強みを整理した上で、自らの夢や目標を実現するための就職活動スキル向上を目指した、「キャリアデザイン」を開設している。

「東邦スタンダード」では、短大1年生には初年次教育の視点をより多く取り入れ、短大2年次生に対してはキャリア支援の視点を徐々に濃くする等、卒業後を見据えた授業展開を行っている。下記実例は平成27年度前期、短大1年次生に開講されている「東邦スタンダードIA」（前期科目）の具体的授業内容である。

【東邦スタンダードIA（短大1年次生対象）授業内容】

回数	各回のタイトル	内容
1	学生生活における危機管理	火事や自然災害などの非常時に備え、日頃から危機管理の意識を持ち、いざという時にあわてず冷静に判断し行動できるよう、非常時における避難方法を解説。防災の心得を理解する。
2	東邦スタンダードとは	学習法、マナー・コミュニケーション、図書館の活用法など学生生活の充実に重点をおき構成されたカリキュラムであることを解説。学びの楽しさ、新しいことを知る喜びを共有する。
3	防犯講話（大塚警察署）	学生生活を安全に送るための防犯上の心構えを得ると同時に、大麻（薬物）の危険性と犯罪について解説する。
4	高校生から短大生へ～短大での学び方～	短大での学び方を説明する。自分自身でよく考え、主体的に取り組む姿勢を理解する。事前学習、復習の重要性を理解し、その学習サイクルを早期に確立する。
5	学生生活とマナー・コミュニケーション	学生生活を互いに快適なものにするためのマナーやコミュニケーションについて理解を深める。
6	消費生活講話	消費者センターからの情報を踏まえ、悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう、学生委員長がその心得を講義する。
7	情報検索・図書館の活用法	情報検索・図書館の活用法や正しく迅速な資料検索の方法などを学ぶ。
8	ネット検索の仕方	CiNii（国立情報学研究所の学術情報データベース）などの利用法をはじめ、ネット検索の有効な活用法について理解を深める。
9	インターネットのマナー	近年問題となっているインターネットを利用する際のマナーや、インターネットにひそむ危険性とその対処方法について学ぶ。

10	新聞・雑誌の活用法	紙媒体としての新聞や雑誌を取り上げ、情報収集の方法について学ぶ。
11	読書のすすめ	読書の楽しみとその効能について考える。
12	OB・OG 講演会	東邦音楽短期大学を卒業し、現在仕事に就いている先輩の講演から、学生時代にどのような目標を定めて勉強していたのか、音楽の仕事の楽しさや難しさなど、様々な話を聞き、将来を考えるためのヒントを得る。
13	将来をイメージする	夢や抱負を「目標」としてまとめ、グループで発表し、自分が思い描いていることを言葉や文章で表す。自分の将来像を描き、それに向かって今何をすべきかを明確にする。
14	夏休みの目標設定	夏休みに充実した成果が得られるよう、具体的な目標を定める。
15	前期の振り返り	4月に設定した前期目標がどの程度達成できたかを検証し、ポートフォリオに記入する。このほかに、レポート課題も提出する。

このほか、音楽短期大学として独自性のある主な科目について、以下にその学習成果の査定に関連する具体的事例を記す。

「合唱」、「合奏」、「室内楽」の授業では、成果発表の場として、定期研究発表演奏会を団体ごとに毎年開催している。専攻実技（独奏）では、短大1年次生後期の実技試験の成績により選抜し、大学3年次後期実技試験で選抜された大学生と一緒に、本学ホールにて定期演奏会を開催している。また、東邦音楽大学管弦楽団と共演できるトライアルコンサートを開催し、ソリストは1年生次生を除く全学生を対象としたオーディションにより各領域から1名ずつ選出する。

オーケストラ（管弦楽）、ウィンドオーケストラ（吹奏楽）では、指揮者をはじめ管弦打楽器専門の教員、研究員を配置し指導にあたっており、それぞれ学外のコンサートホールにて定期演奏会を毎年開催している。

「楽器の特性と機能 A/B」では、毎週各楽器の専門の講師が担当し、各々の楽器について解説する。各期末には、授業で取り扱った全ての楽器についてのレポートを課して学習成果を確認している。専門以外の楽器の解説を聞くことで、一緒に演奏する楽器の特性を理解し、アンサンブル能力の向上に役立てる。

「ピアノアンサンブルⅠA/B」では、4手連弾を行い、楽曲を通して、アンサンブルにおける必要なポイントを把握し技術を身につける。また、2人で音楽を創ることによって得られる様々な感覚を養うと共に、響きの豊かさを体感させ、技術のレベルアップを目指し、「表現すること」への意識を高めていく。「ピアノアンサンブルⅡA/B」では2台ピアノによるアンサンブルを行う。課題の楽曲を通して、正確で要領を得た読譜力を身につけ、アンサンブルにおける必要なポイントを把握し、技術を身につける。2台ピアノにおける響きの豪華さを体感し、楽器によって作り得る音響の可能性を追求する。大曲に取り組む意識と、その際の具体的な方法を身につける。「ピアノアンサンブルⅠA/B」「ピアノアンサンブルⅡA/B」ともに、学内のホールもしくは大教室で演奏会形式の発表を行い、同時に録音

記録を残すことで学習成果を確認している。

「アンサンブル（管弦打）」では、アンサンブルを通して、基本的な合奏能力の向上と、音楽的表現を学ぶ。相手を尊重しながら自分もアピールする時の「コツ」を教え、技術・表現の両面で成長をはかる。

「アンサンブル（電子オルガン）」では、室内楽、フルオーケストラ、ビッグバンドなどの様々な様式のアンサンブルを行い、スコアリーディングや簡単なアドリブを行えるよう、鍵盤を通して様々な楽器を学ばせる。

「レッスンマネジメント」ではこれまで体験してきた「レッスン」をテーマとし、将来、音楽教室をはじめとする音楽業界での仕事や音楽活動をしていく上で、最低限理解しておきたい「マネジメント」の基本事項の習得を目指し、さらに「音楽業界の理解」「音楽教室に必要な広報術」「コミュニケーション術」等の観点からアプローチし、教室運営の知識や事例を、他の音楽活動や各自のキャリア形成に応用する。

選択科目としてキャリア支援センターによるインターンシップを設定している。インターンシップ終了後は発表大会を開催している。キャリア支援委員会の教員とキャリア支援センター職員立会いのもと、学生がその成果についてプレゼンテーションを行い、受け入れ先企業・事業所からの報告書と合わせて評価を行った上で単位を認定している。

学習成果の測定は原則的に試験を通じて行っている。音楽実技に関する科目の試験では演奏や作品発表などを行うこととなり、そこでは高度な芸術性が要求されるため、本来その全てを数値化することはできない。しかし、教育課程の学習成果の測定として客観性を持たせるため、各専攻の実技試験においては原則的に担当する全ての教員が試験の採点に参加し、その平均点により評価を行っている。各科目の成績評価の方法と基準についてはすべてシラバスに明記している。

#### (b) 課題

音楽表現や演奏技術に関する学習成果の向上のためには、受動的に教わるだけでなく、学生が主体的に自らに役立つ要素を見出し、それを取り入れていくことが本来必要である。しかし、近年受動的な気質を持つ学生が増えていると言われ、学生の主体性を求めるような実技レッスンに対して、「教員は何も教えてくれない」という感想を持たれてしまう恐れもある。かといって一から手取り足取り教えてしまえば、学生の自ら学ぼうとする力を育むことはできない。音楽の高等教育機関としてその問題をいかに解決するかは大きな課題である。

本学においてその方策の一つとして展開しているものが「東邦スタンダード」である。その内容の改善を進めながら、東邦スタンダードとレッスン・授業の連携をより深めていくことにより、学生が主体的に学ぶ力を育み、音楽短期大学での学習成果を真に実質的な価値のあるものとすることができる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

#### ■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

##### (a) 現状

卒業後の評価については、平成 27 年度より取り組んでおり、5～7 月に卒業生アンケート

ト実施により卒業生の卒業後の状況把握とともに意見聴取により、今後の教育内容や学修環境改善にむけた取り組みを行っている。

卒業後の進路先からの評価についても「就業先アンケート」を平成 27 年度から実施し、集計結果を学長及び教授会に報告した。

(b) 課題

「就業先アンケート」を実施することにより、社会のニーズ把握を的確に行い、その分析を学習成果の点検に活用し、卒業後の進路拡大に活かしていきたい。

## ■テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

受験準備段階での志願者への対応について、受験生の動向を精査しながら受験スキルアップ講習会や受験対策講座などの内容を改善、強化して行く。

本学のカリキュラムの特色のひとつである「東邦スタンダード」は、内容の改善を進めながら、東邦スタンダードとレッスン・授業の連携をより深めていくことにより、学生が主体的に学ぶ力を育み、音楽短期大学での学習成果の実際的な価値を高めていく。

### 【関連資料】

〈提出資料 3 履修ガイド（平成 27 年度）〉

〈提出資料 5 学生募集要項（平成 27 年度、28 年度）〉

〈提出資料 6-2 シラバス〉

〈備付資料 41 規程集「教授会規程」「教育改革推進会議規程」〉

〈備付資料 15「成績書」〉

〈本学 HP〉

「教育情報」<https://www.toho-music.ac.jp/juniorcollege/guide/education.html>

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

### ■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、前述のように学位授与の方針となるディプロマポリシーを定めており、これに対応してカリキュラムが編成されている。教員はこれを念頭において各科目の教育目標を明確にしたうえで成績評価基準を定めている。評価は実技試験、筆記試験、作品提出、実習発表、課題提出、授業内試験等の方法で行い、その方法や評価割合は全科目シラバスに明記されている。シラバスは新年度学生オリエンテーション期間に CD-ROM で全学生および教員に配布するほか、学園ホームページ上に公開されており、いつでも閲覧、確認することができる。本学では平成 26 年度（2013 年度）から Semester 制を導入しており、各 Semester 15 回の授業を行った後に期末試験を実施して学習成果を評価している。

教員は学習成果の獲得状況を、上記のような様々な方法および期末試験によって適切に把握している。特に音楽短期大学として専攻実技の評価については、全ての学生に評価の

ための十分な時間を確保するため、各 Semester 末に約 2 週間にわたる実技試験期間を設けている。教員は毎回の専攻実技レッスンおよび副科実技レッスンにおいて学生一人ひとりの学習状況について「レッスン記録簿」に記録しており、学習成果の獲得状況を日常的に把握している。また、ソルフェージュ科目については学生の能力に応じたクラス分け編成（「ソルフェージュ 1・2」においては 3 クラス、「ソルフェージュ 3・4」については 2 クラス）を行い、毎回の授業への取り組み状況や授業内試験を通じて学生ひとりひとりの学習成果を把握しながら、Semester 毎に所属するクラスを学生の学習成果の獲得状況に合わせて見直しをする等のきめ細かな対応を行っている。

教員は「授業改善のための学生アンケート」を毎年行い、学生による授業評価を定期的に受けている。このアンケートは平成 17 年度（2005 年度）より毎年、実施している。アンケート内容は「授業の進め方」「創意工夫」「教材の適切さ」「授業の十分な準備」「話し方、板書の適切さ」「授業回数・時間」「教員の意欲や熱意」「補講対応」「質問への対応」「総合的評価」等の項目について 5 段階で評価するほか、当該科目に関して「良かった点、改善すべき点」について自由に記述できるようになっている。音楽大学として精度の高い分析を行うため「実技（個人レッスン）用」「講義・演習科目用」の 2 種類のアンケート用紙を用意し、それぞれの科目の分析に適した設問を掲載している。

「授業改善のための学生アンケート」の集計結果は、例外なく全ての担当教員に伝達される。伝達される項目は、当該科目の履修者数、回答数、各設問項目における当該科目への 5 段階評価による回答の実数と平均値、それと比較・分析するための全科目平均値、自由記述欄の記入内容である。集計結果の伝達は成績評価の提出日の後に設定されており、学生たちがアンケートに記入するにあたって、成績評価への影響について懸念を持つことがないように配慮されている。また自由記述欄は第三者によりパソコン入力のうち印字したものを教員に配布しており、筆跡等で学生が特定される可能性も排除して公正にアンケートが実施できる体制をとっている。またこれらのことはアンケート実施時に学生に告知されている。

教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。アンケートの集計結果を踏まえて各教員は当該科目の現状とその改善方法について分析、考察し、その結果を「現状の説明」「問題点」「改善の方策」の 3 点にまとめて原稿を執筆する。これらの原稿は、アンケート集計結果とともに「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめられ、全教員に配布されることに加えて、図書館において学生も閲覧可能な状態で公開されている。このように全学でアンケート結果を共有することにより、教員個人のみならず教員同士の情報交換も行いながら授業改善への取り組みを行うことが可能となっている。アンケート調査、教員のフィードバック、報告書作成と公表、そして評価結果のフィードバックという一連の検証作業は、学生が授業やレッスンを受けてどのような知識や技能を身に付け、その授業やレッスンに対してどのような評価をしているかという現状を捉え、かつ学生にとって最適な教育内容と技法について随時議論し改善・更新していく有効な手段として十分に機能している。

具体的な教員同士の情報交換・分析の場として各専門部会があり、教員は定期的開催される専門部会にて授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を行っている。専門部会は、ピアノ部会、声楽部会、管弦打楽器部会、一般楽理部会にて構成され、

東邦音楽大学・東邦音楽短期大学合同にて行われている。これに加えて各教員は日常的に情報交換、意思疎通を行っている。

また、教務委員会において、「アカデミックスケール」がまとめられ、毎年更新されている。実技レッスンに関わる教員は、この「アカデミックスケール」を軸に実技試験に向けてのレッスン内容の点検と改善を行っている。

全教員を対象としたFD研修会は、年2回開催している。FD研修会においては、我国における高等教育のユニバーサル化など高等教育機関がおかれた社会的状況や、高等教育政策の動向についての情報、学生のメンタルヘルスに関する問題等について掘り下げ、前述の学生アンケートの結果と併せて授業改善を図るための情報共有と意識の向上が図られている。これに加えて、音楽短期大学として随時行っている国内外の招聘教授による公開講座等には教員も積極的に参加しており、学生がこれらの講座を受講することによる直接的な教育効果に加えて、教員も新しい知見を得て研究を活発化させ授業内容を改善することにも役立っている。

教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。各 Semester 開始に先立って教員オリエンテーションが設定されており、そこでは前述のFD研修会が行われるのを始め、学長、役職教員より教育目的・目標についての重要事項伝達が行われる。また、各専門部会においても、各 Semester 開始にあたってそれぞれの専攻課程における教育目的・目標の確認が行われ、授業期間内においてはそれらの達成状況についての把握と考察が行われている。さらに各 Semester 末の専攻実技試験においては、原則的にその専攻に属する全ての教員が試験に立会い、各専攻課程の教育目的・目標の達成状況を評価している。

本学では教員が学生に対して履修及び卒業に至る指導をするために複数のチャンネルを有しており、きめ細かな対応がなされている。その大きな柱となるのがクラス担任制である。クラス担任制は、毎週水曜日の1時限目に行われるクラスアワーを軸としており、このクラスアワーは科目名「東邦スタンダード」として全学年で必修単位化されている（ただし社会人入学者は除く）。「東邦スタンダード」担当教員が各クラスの担任と位置付けられ、これに加えて教務部長補佐、学生部長補佐の役職教員が副担任として配置されている。

学生生活を送る上での留意事項に関する指導、学生の自主性・主体性の向上、短期大学での学修方法についての指導、情報検索の手法や図書館の活用法、社会人基礎力の養成など、この「東邦スタンダード」では短期大学での学びに必要な知識や社会において必要とされる様々な能力について幅広く扱い、卒業に至る指導に関して重要な役割を果たしている。

また、本学では全ての学生が専攻実技の個人レッスンを履修しており、その担当教員は学生に最も近い距離から履修指導、卒業に至る指導を行っている。クラス担任、副担任、専攻実技担当教員には、毎月実施される出席状況調査の結果が通知され、それを踏まえて学生に個別に面談、指導を行っている。また、非常勤も含めた全教員が学習上の様々な相談に応じる「オフィスアワー」を設けており、学生は原則的に予約なしで教員に相談することができる。

本学事務部門では、毎週月曜日にミーティングを開催し、その週の主な業務の確認をはじめ、諸会議、行事・イベントの確認など全ての職員が共通理解、共通認識を持つように

している。また、本学では全教員が出勤時に必ず事務室に立ち寄ることになっているほか、事務室内には教員が打合せ等に使う共有スペースを設けており、日常的に教員と事務職員の情報共有が行われている。また、教務委員会や学生委員会には教員とともに関係事務職員も出席し、カリキュラムや学生たちの学修上の現状と課題、あるいは学生支援に関わる情報収集・情報提供を行うことによって、委員会運営の円滑化に努めている。さらに平成27年1月には中長期的な視点で全学的な教育改革について討議する「教育改革推進会議」を新たに設置したが、ここでは教員とともに職員も構成員として配置し、教育課程の形成および編成について学長のリーダーシップのもと審議が行われている。

文京事務室教務学生担当職員は、履修ガイドやシラバスの内容、時間割等、履修に関わる情報を熟知している。教員から情報を得て学生の授業への出席状況などを集約し、その結果を毎月文書化して定例的に教員にフィードバックしていることに加えて、随時学生の状況について担当教員と情報交換を行っている。これらの業務を通じて学生の学習成果を十分に認識している。

本学は前述の必修科目「東邦スタンダード」を軸としたクラス担任制を採用しており、学生一人ひとりの学習状況をきめ細かく把握しているが、教務学生担当職員においても、授業の出席状況やカウンター業務を通じて日々学生と接し、学生へのアドバイス等を行い、学習成果の獲得に貢献している。

教務学生担当職員は、関係委員会の審議状況を把握し、また、日常の教員とのコミュニケーションを通じて、各専攻の教育目的・目標の達成状況を把握している。

本学では、学外の各種研修や学内SD研修に参加し、学生支援への職務の充実をはじめ事務能力の向上に努めている。平成27年度においてはSD研修会を3回実施した。

本学は、小規模校であり、学生と事務職員が「顔がわかる」関係にある。また、複数の事務職員は本学の卒業生であるので、学生たちにとっては「OB・OG」としての側面もあり、自らの経験を踏まえて学生に対して履修及び卒業に至るまでの支援ができる。

本学では司書資格を有する2名の職員を図書館に配置して、学生、教職員に対して図書館利用の支援を行っている。音楽短期大学としての図書館機能を発揮するために、楽譜、CD、DVD、音楽関係書籍、視聴覚機器を備えている。

図書館職員は、学生・教職員の図書の利用状況を分析し、その改善に努め、学生の学習成果向上のための支援や図書館の利便性向上に努めている。クラス担任制として行われている「東邦スタンダード」において、図書館職員が「図書館の活用法」と題して図書館の資料を有効活用する方法を講義する時間を設けている。文京キャンパス図書館の活用法のみならず、人類にとっての図書館そのものの歴史、国立国会図書館から地域の図書館に至るまで、本学以外のさまざまな図書館についての知識とその活用法、インターネット検索の方法とその留意点など、短期大学での学びに役立つ図書館情報を幅広く提供している。

内容については、クラス担任、副担任と図書館職員が事前に協議を行い、毎年改善が加えられている。

図書館の利用を活発化することに貢献しているカリキュラムのひとつに「作品ノート」が挙げられる。これは、演奏を主とする専攻（器楽専攻ピアノコース、声楽専攻、管弦打楽器専攻）の学生が、2年次後期試験曲について、その作曲家の生涯、作品の生まれた歴史的背景、作品の楽曲分析、演奏への抱負などを2000文字以上のレポートにまとめるもの

である。実技担当教員は、この「作品ノート」作成のための指導を行う過程で、図書館等の活用について助言を行っている。「作品ノート」のうち優秀と認められたものについては図書館に収蔵し、常時閲覧可能な状態で公開されている。「作品ノート」のほかにも、器楽専攻ピアノレスナーコースのピアノ指導法卒業レポート、コンポージングアーティスト専攻の卒業作品等、図書館の活用によって学習成果が高まる取り組みは多い。図書館職員は教員と連携しながらレファレンスサービスを行い、学生や教員から要望のあった書籍、資料について検討の上購入する等、図書館の利便性を向上させている。

教務担当職員は、学生の科目登録や履修状況を教務事務コンピュータ処理システムにより管理している。このコンピュータ処理システムは平成 27 年度より更新し機能を強化した。クラス担任や実技担当の教員と連携しながら、学生ひとりひとりの履修状況や出席状況について迅速に把握し対応ができる体制をとっている。また、学校運営に関しては、給与システム、経理システムなど大学の管理運営は IT を活用している。

本学では、教職員、学生、および来訪者の利便のために公衆無線 LAN を設置している。エリア内であればパスワードを入力することにより無制限に高速インターネットを利用することができる。演奏や作曲などを専攻する音楽大学においては、学生が積極的にコンピュータを活用する場面は少ないと従来は考えられていたが、それに対して本学においてコンピュータ利用促進のために成果を上げているカリキュラムのひとつが、前述の「作品ノート」である。さまざまな文献や論文に関する情報収集を行うことや、作品ノートの執筆をコンピュータで行うことなど、教員が学生にコンピュータ利用を促進するための機会として、作品ノートに関する指導が直接役立っている。また図書館においては蔵書検索用にコンピュータが利用されている。図書館内の書誌データは現段階では学内・館内利用に留まっているが、地域との連携を深めるとともに学生の情報利用の利便性を高めるため、現在文京区が推進している大学図書館利用に協力することを検討している。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。平成 27 年 11 月には将来的な教学 IR 推進のための IT 活用を視野に、コンピュータを利用したアンケートシステムについての研究会を開催した。

#### (b) 課題

現在「授業改善のための学生アンケート」や「学修時間調査」等のアンケートを行っているが、教育改革を実効性のあるものにしていくために、さらなる教学 IR の推進が必要である。様々なアンケート調査とその分析を迅速に行うために、IT を活用したアンケート調査システムなどの研究を現在進めている。

事務職員については、少数精鋭体制で、時には担当部署を越えた連携・協力体制により日々の業務を行っている。今後は、個々の職員がこれまで以上に幅広い業務を経験し、能力をさらに高めるため、業務に支障が生じない範囲で配置転換を含めその方策を図り、可能なことから順次実施する。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

#### ■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

## (a) 現状

学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを実施している。平成27年度は、新年度学生オリエンテーションを4月3日～9日、後期学生オリエンテーションを9月12日に実施した。

新年度学生オリエンテーションは、その内容を教務委員会および教務学生担当にて検討の上、履修に関わる部分では短大1年生、短大2年生それぞれに対して「履修ガイダンス」を、各専攻それぞれに分かれて「専攻別ガイダンス」を、個人個人に対して「個別履修相談」を行っている。

「履修ガイダンス」では、教務委員の教員より、卒業要件単位についての説明、各専攻それぞれの必修単位についての説明、単位修得における予習・復習の重要性についての説明、GPA制度およびキャップ制についての説明、試験規定、短期大学での履修と学習成果の獲得のための心得等を詳細に説明している。職員からは、履修登録方法についての説明、時間割についての説明等を行っている。

「専攻別ガイダンス」では、各専攻主任より入学から卒業に至る各専攻それぞれの学び方と学習成果の獲得についての講話、教務委員の教員より必修科目等を中心に履修についての説明、各専攻に特徴的な科目の内容についての説明、学生生活を送る上での諸注意、在学生による演奏などが行われている。

「履修個別相談」では、教務委員の教員が中心となり、学生の質問を受け付けるブースを設けて、個々人に対する履修相談を行っている。

後期学生オリエンテーションでは、教務部長補佐の教員より Semester制を踏まえた履修心得について、学生部長補佐の教員より、後期の学生生活を送る上での心得と諸注意、職員より後期科目の履修登録方法や科目の追加・削除等についての説明、後期時間割についての説明、併設大学への3年次編入を目指す学生に対する履修指導などを行っている。

これらのオリエンテーション期間における履修指導のほかにも、教務学生担当職員は随時履修についての相談に応じているほか、クラス担任・副担任、実技担当教員は、職員と連携しながら日常的に学生の履修状況を把握し指導を行うとともに、様々な相談にも対応している。

学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、主な印刷物として「履修ガイド」「学生サポートハンドブック」を毎年発行している。

教育改革の推進に伴い、開講科目や履修上のルールは毎年何らかの変更が行われているため、履修ガイドは内容を毎年更新して発行しており、これらの変更点については履修ガイダンスにて口頭でも説明と注意喚起が行われている。巻末には試験規定、特別科目等履修生細則が掲載されている。

「学生サポートハンドブック」には、学生生活に関わる様々な事柄について掲載されているほか、巻末には「図書館細則」「学生会会則」「東邦祭実行委員会会則」「学則（抜粋）」「学費納入心得」等の諸会則が掲載されている。「学生サポートハンドブック」の内容も、学生委員会にて検討の上毎年更新されている。

シラバスはCD-ROMで配布されているほか、学園ホームページに掲載し常時公開されている。このCD-ROMおよび学園ホームページには、シラバスのほか資料として「教員一覧」「Calendar of Academic Year（学年歴）」「履修系統図」が収録・掲載されている。

基礎学力が不足する学生に対して、短大での学習成果の獲得に向けて基礎学力を強化する科目を設けている。楽典の基礎知識を確立する科目として「音楽の基礎理論 A/B」、音楽教養専攻に入学する社会人学生を対象として「音楽教養基礎講座 I A/B【楽典】」「音楽教養基礎講座 I A/B【ソルフェージュ】」「音楽教養基礎講座 II A/B【楽典】」「音楽教養基礎講座 II A/B【ソルフェージュ】」を開講している。「和声学」「ソルフェージュ」の学習へのスムーズな接続とともに、多くの科目の修得に必要な基礎知識を学ぶ体制を整えている。

本学では、学生の学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う数多くのチャネルを有している。前述のようにクラス担任・副担任、実技担当教員が日常的に相談に乗るほか、非常勤も含めた全教員がオフィスアワーを設定し、原則的に学生は予約なしで学習上の相談をすることができる。また、教務学生担当職員も履修上の相談に随時対応しており、学習上の悩みを持つ学生については教員に相談するよう助言する等、教員と職員が連携して学習上の悩みにきめ細かく対応している。また、学習上の悩みは、その問題そのものだけでなく生活全体の様々な問題と関連していることも多い。「学生相談室」の担当教員、「カウンセラー室」「キャリア支援センター」の職員も、学生生活の相談に随時応じている。

なお、本学では通信による学習課程は有していない。

進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮として、「ソルフェージュ 1・2・3・4」における能力別クラスがある。新年度学生オリエンテーション期間に行われるクラス分け試験により 3 クラスに分かれての授業が行われている。(前述の「音楽教養基礎講座 I A/B【ソルフェージュ】」「音楽教養基礎講座 II A/B【ソルフェージュ】」を含めれば、実質的に 4 クラスとすることができる。) クラス分けについては、学生ひとりひとりの学習成果を踏まえて各セメスターで見直しが行われる。

専攻実技において優秀な成績を修めている学生には、主任教授会で専攻の上、定期演奏会、卒業代表演奏会を始めとする本学主催の演奏会や、学外の新人演奏会などへの出演等、学習成果を発表する機会を与えている。また、2 年次後期実技試験曲について学生が作成する「作品ノート」の中で、特に優秀なものについては、一般楽理主任教授の推薦を経て図書館への収蔵が行われている。

なお、経済的に困窮しかつ成績優秀な学生については、給付制の「東邦音楽短期大学奨学金」「三室戸学園創立 75 周年記念奨学金」の奨学生として採用する等の支援を行っている。

本学では、留学生については一般入試とは別に特別選抜入試を実施しており、授業料については、減免申請を受け審査の上決定し、30%の減免措置を講じている。本学の留学生のほとんどが中国語圏からの学生であることから、中国語のできる留学生担当職員を配置(兼務)して入試や入学後の学生生活についての相談に応じている。

本学はオーストリア共和国ウィーン市にある「TOHO ウィーンキャンパス」に、独自の敷地と設備を有しており、ここでの教育活動と設備は、「東邦ウィーンアカデミー」としてオーストリア共和国での法人格を取得している。短期大学には 2 年次の選択科目として「ウィーンアカデミー」があり、15 日間の研修プログラムを受講することができる(費用が別途必要)。短期間ではあるが、研修期間中は現地で住民登録の手続きを実施しており、旅行者としてではなく、ウィーンでの短期留学生として過ごすことになる。本学独自の敷地と

設備内に宿泊することにより、セキュリティ面の管理が行き届き集中して研修に臨むことができる。

(b) 課題

学生オリエンテーションや「履修ガイド」「学生サポートハンドブック」「シラバス」等の配布物の内容について、各専門部会および関係委員会で毎年検討し改善を重ねているが、近年の教育改革の推進に伴いこの作業の重要性は増している。この作業をさらに推進し、学生への周知徹底を図っていく必要がある。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では学生が学習に安心して専念し、心身ともに安定した状態で学生生活を送ることができるよう、音楽短期大学の特徴を生かした組織と体制のもと、きめ細やかな学生指導を実施している。

学生指導、厚生補導に関する協議を行うための組織として学生委員会を教授会の下に設置している。学生委員会においては、学生の厚生補導に関する事柄について企画検討を行い、関係各所と綿密に連絡をとりながらその実施にあたっている。

学生委員会は、学生部長（教授）のもとに、学生部長補佐（教授）が委員長となり、各専攻から選出された13名の専任教員から構成されている。学生委員会は学生の福利厚生と、学生が充実した学生生活を送り、学生自身の成長を図ることをその目的として、年間4回の定例会に加え、臨時的に開催し、多様な学生生活に関する施策等に関し企画及び協議を行っている。

学生指導・厚生補導を遂行する組織として、教務学生担当、複数の専任教員よりなる学生相談室、保健室及び専任職員によるカウンセラー室を置き、それぞれ専任の教職員により業務の遂行に当たっている。学生委員会においては、学生相談室、カウンセラー室の教員及び学生支援を担当する事務職員を加えて拡大的に開催されることもあり、学生支援に関わる関係各所の連携を図っている。

なお本学は音楽科のみを設置する音楽短期大学であり、授業における専門的知識・技能の修得はもとより、時間外においても個人練習や課外音楽活動を活発に行っているため、現在のところ学生からのクラブ設置の要望はない。

本学の学園祭である「東邦祭」においては、学生の有志からなる「東邦祭実行委員会」の活動に対して、学生委員会の教員及び事務局職員による支援を行っている。本行事は学生による本学最大のイベントの一つであるが、学生にその全てを委ねて実施するのではなく、学生の考えや意見を反映しながら、教員も積極的に参加・支援をするという体制をとっている。

本学には学生の自治組織として、すべての学生を会員とする「東邦音楽短期大学学生会」がある。学生会は学生相互の親睦と学生生活全般の向上を目的として、自由な芸術と創造の発展のために活動している。

本学では、学生に対してキャンパス・アメニティに配慮し、以下の施設を提供している。文京校舎 1F ホワイエに隣接して食堂（教職員及び学園本部職員共用）があり、食事だけでなく学園全体の交流の場として誰でも利用できる環境を用意している。休業日を除き毎日 9:30 から 16:30 まで営業しており、昼食の日替わりメニューの他に数種類のメインメニューが用意されている。学生は随時安価で健康に配慮した食事を選ぶことができるようになっている。

また、必要に応じて軽食もとれるようにサイドメニューも豊富に取り入れている。

社会人としての健康的な生活意識育成のため、学生生活の中で将来的な食育の重要性、健康的な生活の習慣づけができるような工夫や取組みを行っている。

本敷地内 8 号館 B1F に売店が開設され、月・水・金曜日の 10:10 から 16:20 まで営業している（除昼休み）。楽譜、音楽資料、楽器の備品など音楽短期大学として日常的に必要なとされる専門的な資料・備品のほか、一般学科教科書・参考書、音楽雑誌、新刊専門書、CD、文房具、音楽関連雑貨などの販売を行っており、学生は随時割引価格で購入することができる。身近に楽譜の海外発注などのサービスが受けられる環境を提供している。

宿舎が必要な学生に対しては、以下の通りに支援を行っている。

教務学生担当では、事務局窓口及び学生ホールにおいて、音出し可能な物件を含めたパンフレット資料を用意し紹介している。通常物件の紹介だけではなく、音楽大学の学生特有の条件である「ピアノが置ける」「防音仕様」のアパートやマンションについての情報を常に提供している。学生個々の経済的な面で無理のない範囲で自由に選択できる情報も用意し支援している。契約に関しては父母・保証人と共に決定し契約するように指導している。本学は、地下鉄丸の内線「新大塚駅」より徒歩 3 分、JR「大塚駅」より徒歩 10 分に位置し、通学に至便な立地条件にあるため、通学バスは擁していない。敷地内裏門近くに駐車場・駐輪場を設けているが、バイク・自転車・自動車による通学は駐車場のスペース、事故防止の面から自粛するよう指導しており、災害時の対応も合わせて電車や路線バス利用による通学を奨励している。

校内には学生の車輛入講は禁止している。但し、管弦打楽器専攻生で大きな楽器を運搬する場合、バリアフリー対応、障害者の通学・来訪時には、申請により庶務担当の車輛許可書を発行しての利用を認めている。

本学では学生が安定した生活を送ることが出来るよう、さまざまな生活支援及び経済的支援を行っている。

経済的支援として、最も重要な奨学金については、本学が独自に行っている給付型の奨学金と、独立行政法人日本学生支援機構および外部の団体等が貸与または給付をしている奨学金がある。希望する学生の学修状況や家庭の経済状況などを考慮した上で、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金〔一種（無利子）、二種（有利子）〕の特質を生かしつつ、学内の奨学金の幅を広げ、できるだけ学生の希望と経済状況に対応できるよう配慮しながら選考等を行っている。このほか、各自治体及び団体等が行っている奨学金制度の活用等についても学生に啓発を行っている。

奨学金の種類、給付内容、利用状況（短期大学）は以下の通りである。

#### ○奨学金の種類、給付内容、利用状況（短期大学）

(平成 27 年 11 月 1 日現在総学生数 109 人)

種類	内容	給付・貸与者	給付・貸与率
東邦音楽短期大学奨学金	年間授業料の 1/3 (給付。返還必要なし)	1 人	1 %
三室戸学園創立 75 周年奨学金	月額 2 万円 (年額 24 万円) (給付。返還必要なし)	1 人	1 %
学生支援機構奨学金	第一種 (無利子貸与)	5 人	4.6%
	第二種 (有利子貸与)	29 人	26.6%
福島育英会奨学金	月額 4 万円 (年額 48 万円) (給付。返還必要なし)	4 人	3.7%
合計		40 人	36.7%

本学において、学修状況が良好で奨学金を希望する学生は、奨学金の種類を問わなければ、奨学金の貸与は 100% 可能になっている。

なお、本学では、教務学生担当が窓口となり、自宅外生に対しては、本学近辺の学生会館やマンション・アパート等、入居先の紹介を行っているほか、首都圏 1 都 6 県 (東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県) 以外の居住地からの入学者のうち、本学に入学するためにアパート、マンション等を借用して入居する短期大学 1 年次生を対象に、年額 120,000 円の補助金を給付する「アパート等の入居に要する費用に対する補助」の制度を設けている。この補助に対する利用者数は 12 名で、出身地別利用状況は以下のとおりである。

なお、平成 28 年度より、規程を設けるとともに 2 年次にも補助することとなった。

○「アパート等の入居に要する費用に対する補助」利用状況

(平成 27 年度)

出身地	人数
北海道	1
青森県	1
秋田県	2
岩手県	1
福島県	1
長野県	3
滋賀県	1
宮崎県	1
大分県	1
計	12

また、経済的に厳しい学生については、事由を付して学長に願い出ることにより、学費の分納を認めている。

学生の健康管理については、主に定期健康診断および保健室にて対応している。学校保

健法に基づき、毎年1回全学生に対して、定期健康診断（内科・耳鼻咽喉科・眼科・歯科・X線検査・尿検査）および身体測定を実施している。これは4月の新年度学生オリエンテーション期間に設定されており、掲示および書面によって学生全員への確実な周知徹底がなされている。

定期健康診断において異常所見のあった学生に対しては、個別に呼び出し、健康相談、保健指導を行っている。これに加えて、新入生全員に対して、健康調査・アンケート（既往症や麻疹に罹患または予防接種を受けたかどうか）も実施している。

8号館1階にある保健室には、3ベッドが確保され、保健体育教諭の資格を持った教員が、健康相談、学内で発生した病気や障害の応急処置、病気休養等に対応しているほか、教務学生担当窓口においては、学内での緊急の疾病、傷害等事故発生への対応を常時行っている。医療機関の受診が必要と判断される場合においては、近隣の医療機関についての情報提供を行っている。

また、緊急時に備えて、自動体外式除細動器（AED）を文京キャンパス内において1階エントランス（守衛室）と8号館1階（中学・高等学校職員室入り口）の2箇所に計2台設置している。

法定伝染病については、学生およびその同居人が法定伝染病に罹患したとき、またはその疑いがあるときは、直ちに伝染病罹患届けを教務学生担当に提出することとしている。法定伝染病に罹患した学生は、医師の回復証明があるまで登校禁止措置をとっている。その他、インフルエンザ、ノロウイルス等集団感染の恐れがある感染症については、学生担当において状況把握を行い、感染した学生に対する登校禁止措置や、掲示による学生・教職員への注意喚起などを実施している。

また、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、学生相談室をもうけ、学生部長、教職担当の教員および教務部長補佐が担当している。さらにカウンセラー室については、月曜日の午後（14時～17時）と金曜日（9時～11時、14時～17時）に臨床心理士の資格を有する専門の職員が対応している。

本学における学生の意見・要望の把握のチャンネルには、クラス担任制、教務学生担当窓口での対応、学生相談室、実技担当教員への相談等がある。

クラス担任制は、毎週水曜日1時限目に行われるクラスアワーを軸とし、各担任教員はグループワークの実践等を通じて学生とのコミュニケーションを図っている。担任教員は定期的に研修会、自主勉強会を行っており、クラスアワーの内容に対して常に分析と改善が行われている。

教務学生担当窓口の職員は、学生生活の様々な面に対するきめ細かい対応を常時行っており、その中で醸成された、学生との信頼関係により、日常的に学生の声を汲み上げることが可能になっている。本学においては、全ての教員が出勤時に教務担当窓口に立ち寄ることになっており、職員と教員の間で随時会話をを行うことにより情報を共有している。

学生相談室に来室する学生からの意見・要望については、必要に応じて関係各所に伝達されるほか、学生委員会において状況報告を行う体制をとっている。その際、学生のプライバシーや個人情報に関しては十分な配慮がなされている。

本学は音楽短期大学であるので、全学生が実技の個人レッスンまたは小グループレッスンを必修科目として履修しており、それぞれの実技担当教員はレッスンや学修上の問題に

とどまらず、学生生活全般に対する学生の相談に随時応じている。

このように本学では、多くのチャンネルを通して学生の意見・要望を汲み上げており、その内容について教員と学生担当教員が協力して対応している。全学的な対応が必要なものに関しては、学生委員会でも分析・検討され、学生からの意見・要望を新年度学生オリエンテーションでの学生向けのガイダンスの内容に反映させる等の活用を毎年行っている。本学では留学生に対する支援のため、留学生担当の特任教授と中国語ができる職員（中国国籍）を配置している。また、留学生の授業料に対して30%の減額措置を講じている。留学生担当の特任教授と職員の支援のもと、留学生交流事業として、併設大学と合同で新入生歓迎会、学園祭への参加、留学生送別会などを実施し、留学生同士および大学内、社会との交流を行っている。

本学では、以下の各条件を満たす学生について、社会人学生として取り扱うことと定めている。すなわち、入学する年の4月1日現在において満28歳以上の者で社会人として現に勤めているか若しくは職に就いていた者（家事従事者等を含む）は「社会人学生」、同じく満50歳以上で社会人として現に勤めているか若しくは職に就いていた者（家事従事者等を含む）については「特別社会人学生」として、これらに該当する社会人学生を受け入れる体制を整えている。入学時に満50歳以上60歳未満の特別社会人入学者の授業料は30%減額、満60歳以上は40%減額し、特別社会人学生に対する支援体制を強化している。

平成24年度には5名、平成25年度には9名、平成26年度には5名、平成27年度は19名の社会人学生が入学している。各社会人学生の専攻は多岐に渡り、人数の多い18歳入学生とのバランスも良く保たれている。平成26年度入学の社会人学生においては、特に音楽教養専攻が多い。

平成27年度は、社会人対応科目として「作曲家の人生と作品Ⅰ」と「楽典の楽しみ方Ⅰ」の2科目が、また、音楽教養専攻学生のみが履修することの出来る科目として「音楽教養基礎講座ⅠA/B【楽典】」「音楽教養基礎講座ⅠA/B【ソルフェージュ】」「音楽教養基礎講座ⅡA/B【楽典】」「音楽教養基礎講座ⅡA/B【ソルフェージュ】」の8科目、計10科目が開講されている。

障害のある学生については、従前より受験生、および在学生の教育的ニーズに応じてその支援を行ってきたが、平成28年4月に「障害学生生徒支援センター」を設置し、支援体制の充実を図った。障害学生生徒支援センターでは、受験前から東邦キャンパス体験、オープンキャンパス、受験スキルアップ講習会等の個別相談に応じ、本人および保護者の教育的ニーズを把握するとともに、授業や学習環境の状況について詳細な説明につとめ、その上で要望等への対応を行っている。また、相談に至るまでの心理的バリアを払拭するために、相談窓口には「スマイルデスク」という親しみやすい愛称を付している。

設備面では、正面玄関入口と事務局前には自動ドアを設置、吹き抜けエントランスの階段には取り外し式のスロープ板を設置、2号館Bに通じる7号館にはエレベータ、バリアフリートイレを設置、学園創立50周年記念館のホールの客席通路はスロープになっており、6号館、8号館にはエレベーターを設置している。施設面では段階的にバリアフリーの範囲が拡大されているが、キャンパス全体の完全なバリアフリー化には至っていないため、職員によるきめ細かな人的支援に努めている。

なお本学には、平成28年4月現在、身体的介助を必要とする障害学生は在学していない

が、社会人学生の中には70歳以上の高齢者もあり、上述のようなバリアフリーの推進は、全ての学生やキャンパスを訪れる人々に、より学びやすい環境を提供するものであると考えている。

また、障害者支援にあたる教職員のスキルアップを図るため、学生委員会委員長(専任教員)が平成24年度(2012年)に日本学生支援機構主催・障害学生支援研修会[理解・実践プログラム]、平成25年度(2013年)に同研修会[応用プログラム]を受講した。研修会の内容は学生委員会において報告・共有され、研修資料は学生部長室に保管し教員が随時閲覧できるようにしている。

本学では社会人学生の学習を支援する体制を整えている。社会人学生規程により入学した者は、3年間もしくは4年間をかけて短期大学の卒業要件単位を取得する長期履修制度を利用することができる。希望在学期間の学費は、定められた計算式により軽減措置がとられている。平成24年度から27年度までに入学した社会人学生38名のうち33名が長期履修制度を利用しており、希望在学年数は3年間が6名、4年間が17名となっている。また、長期履修制度対象学生は、既に単位を取得済みの実技科目についても、履修料を納めるなどの一定の条件のもとに再度履修を申請することができる。ただし、この場合に追加して単位を取得することはできない。

本学では「地域との交流」を教育方針に掲げており、地域活動、地域貢献やボランティア活動等を、学生の教育及び学生生活における重要な活動として位置付けている。本学の建学の精神である「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ情操豊かな人格の形成を目途とする」に則り、現代社会の中で音楽芸術に携わる者として知的創造性を高め、人間への深い理解をもってコミュニケーションを図ることを目的として、平成7年度より教育課程の総合教育科目に「ヒューマンコミュニケーション」が設けられている。これにより、学生のような地域活動、地域貢献やボランティア活動への参画に対して、当科目においてポイントが認定され、単位が取得される仕組みとなっている。

短期大学の学生が実施した主な地域活動、地域貢献およびボランティア活動(平成26年度～27年度)は、以下の通りである。

- ・サタデーコンサート 会場：文京キャンパス 50周年記念館ホール
  - ①平成24年3月3日 エレクトロニックオルガン～ソロアンサンブル～
  - ②平成25年3月2日 エレクトーンソロ&アンサンブル
  - ③平成26年3月1日 エレクトーンソロ&デュオ
  - ④平成27年2月28日 エレクトーンソロ&デュオ
  - ⑤平成28年2月27日 エレクトーンソロ&デュオ

- ・ふじみ野市 夏の議場コンサート

平成26年7月20日 会場：ふじみ野市議会本会議場

- ・大塚病院院内ミニコンサート

- ①平成26年7月24日 会場：都立大塚病院
- ②平成26年12月18日 会場：都立大塚病院

③平成 27 年 5 月 21 日 会場：都立大塚病院

④平成 28 年 2 月 25 日 会場：都立大塚病院

・愛の家保育園夕涼み会

平成 26 年 8 月 2 日 会場：愛の家保育園ホール

・文の京カレッジコンサート 2014

平成 26 年 9 月 7 日 会場：文京シビックセンター

・シビックコンサート

①平成 26 年 10 月 22 日 会場：文京シビックセンター

②平成 26 年 12 月 17 日 会場：文京シビックセンター

③平成 27 年 10 月 28 日 会場：文京シビックセンター

④平成 27 年 12 月 9 日 会場：文京シビックセンター

⑤平成 28 年 2 月 24 日 会場：文京シビックセンター

・ふじみ野市環境フェア

平成 26 年 10 月 25 日 会場：東久保中央公園

・食と音と灯りの融合 Kawagoe REMIX

平成 26 年 11 月 2 日 会場：本川越ペペ前広場

・文京区町会連合会 60 周年記念式典・祝賀会

平成 26 年 11 月 4 日 会場：東京ドームホテル「天空」

・文京さくらまつり

平成 27 年 3 月 28 日 会場：播磨坂中央交差点

・貞静幼稚園 音楽鑑賞会

平成 27 年 6 月 15 日 会場：貞静幼稚園 園内

・一歩いっぽ祭り

平成 27 年 11 月 7 日 会場：大塚福祉作業所

## (b) 課題

本学では教職員の緊密な連携のもと学生支援を行っているが、近年の学生相談のニーズは増大かつ多様化しており、これに対応するため教職員が学生支援体制に対する最新の動向について知見を広げ、継続的なスキルアップを図っていくことが必要である。

留学生特別選抜入試について、学園ホームページの内容を外国人にとっても分かりやすくする等、広報活動をさらに活発化することが考えられる。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では学生の卒業後の進路・就職についての支援を目的として、クラス担任制をベースに大学と合同で担任担当教員を中心に 15 名の教員によるキャリア支援委員会を組織している。年間 2 回の委員会実施を基本に卒業後の進路・就職状況の把握分析を行い、インターンシップ推進を通じて社会の変化に対応した進路相談のあり方等の議論を行っている。平成 23 年度より、短大 1 年生を対象に、就職のための社会性の強化や技術習得を目的とする教科「キャリアデザイン」を選択科目としてスタートさせた。

平成 24 年度よりキャリア支援委員会のクラス担任教員による、短期大学での学びからコミュニケーションスキルや問題解決の手法など、音楽関係に限らず広く社会で活躍をするための実践的キャリア形成基礎教科「東邦スタンダード」を、必修科目として大学・短大全学年においてスタートさせた。

短大においては短期間での実績づくりを意識し、「東邦スタンダード」「キャリアデザイン」を独立教科とし、必修科目として並列実施している。

インターンシップ推進については日数等一定の条件を満たすことで 2 単位取得できる単位制とし、卒業後に活かせる職業体験の機会と位置づけ、積極的に推進している。

上記キャリア支援委員会と共に、進路・就職についての具体的支援を提供する組織として専任職員常駐によるキャリア支援センターを設置している。現在、川越・文京キャンパスに各 1 室、学生がいつでも自由に出入りできる部屋を設置し、キャリアカウンセラー 1 名を含む職員 3 名が少人数制ならではの個別相談を中心に学生対応にあたっている。

キャリア支援センターでは学生向け求人情報告知とともに、就職活動支援のために年間を通じ、就活スタートアップ、社会人としてのマナー、応募書類の書き方、面接対策など個別テーマ別に「就職ガイダンス」を実施している。又、音楽関連としてはヤマハ音楽教室・カワイ音楽教室講師採用説明会、自衛隊音楽隊採用説明会等を学内で実施しており、学生むけの参考書籍の設置、貸出し、情報収集のためのパソコン設置も行っている。

資格取得については本学が認定するリトミックインストラクターをはじめ、昨今社会的要請の強い社会福祉主事（任用）、介護職員初任者研修などの資格が、履修により費用負担なしで取得できるカリキュラムとなっている。

また、併設教育機関として「東邦音楽大学エクステンションセンター」を設置し、音楽療法技能講座、ブライダルピアニスト養成講座など音楽に関わる職業の技能修得及びその他福祉関連資格にむけた各種講座が受講可能となっている。

(b) 課題

ここ数年、一般的には景気の回復とともに就職環境も上向きと捉えられているが、多くの音大生が希望する音楽業界はもともと規模が小さく、必ずしも好況とは言えない。少子高齢化に伴う子供の人口減少は音楽教室生徒の減少に直接つながり、教室講師の需要減は講師を目指す学生達に深刻な影響を及ぼしている。

今後は、音大生といえども音楽に拘らずに社会の中で活躍の機会を得る広い視野を持つ

ことが求められ、本学においても社会性の具備と一般常識を磨くためのキャリア教育の一層の強化が課題となっている。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

#### ■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学では、音楽という極めて高度な専門性と他学問領域にはない特殊性の強い教育を提供し、優れた知識と技術そして社会性とバランスの取れた人間性を身につけた音楽人を社会に輩出することを目途としている。そのために、特に入学者受け入れの方針については、アドミッションポリシーに本学の求める学生像を具体的に明記し、本学の人材育成方針を十分に理解できるよう明確に提示している。また、入学者受け入れの方針のみならず入学後の教育方針「カリキュラムポリシー」、卒業に向けた「ディプロマポリシー」も同時に提示することにより、入学者が入学前に本学でどの様な教育を受け、どの様に社会で貢献、活躍できる人材になれるかを、関連性を持って理解することを可能としている。

これらについては、学生募集要項をはじめ本学ガイドブック、ホームページに明記しているが学内外で実施されるオープンキャンパス、キャンパス体験、各種講座、講習会、大学説明会、学校訪問等において担当教職員が説明し広く情報提供が図られている。

また、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては、入学後に配布、解説されるシラバスの中にも「履修系統図」とともに提示され、入学者の学習サポートの一端を担っている。

入学対象者等からの問い合わせ窓口としては「広報入試センター」が設置され、当該部署にて担当者が電話、メール等の問い合わせに対応している。さらに各種学内イベントでは個別進学相談窓口を設け個々に対応できる体制を整備している。

「広報入試センター」では「学生募集ワーキングチーム」とともに入試に関する情報公開・発信及び本学の教育活動の情報発信を中心に学生募集業務（企画・運営）を行い、事務本部では教務担当が中心となって「入試事務本部」が設置されている。

「入試事務本部」では入試委員会とともに、願書受付から入試の準備と実施、判定資料作成、判定結果通知までの入試運営全般を担当している。また、入学までの学習準備、履修指導、学生生活指導も担当している。

入試事務本部は教務担当を兼務しているため、業務は入試運営全般及び入学許可から入学までのスケジュール案内、住居相談、学籍、専攻実技教員の配属、副科実技の希望調査と配属、入学後は授業科目のクラス編成、履修指導と登録、シラバス解説と時間割編成指導、個別履修指導等多岐にわたってオリエンテーションにて実施している。それにより、入学者はスムーズに入学後からの学生生活と授業に進むことが出来るように配慮されている。履修指導、学習指導、学生生活指導においては教員組織である教務委員会、学生委員会等と連携して実施されている。

A0 入学者選抜で入学が決定した入学者へは、入学までに演奏技術と理論等のレベルアップ及び学習意欲のアップを図るためスクーリングを行っている。また、社会人受け入れを積極的に取り組んでいる本学としては、この入学までのケア（演奏技術の認識と向上、入学後の学習計画と学生生活のシミュレーション）と入学後のケア（学習計画と指導、履修

指導と計画)が重要な教育サービス提供の一つと考えている。

本学は音楽短期大学であることから、当然入試においても実技課題の習熟度が重要視される入試(配点)となっている。しかし、演奏技術の優劣のみで入学者を選抜するのではなく、音楽を通して社会に貢献できる人材になろうという強い意欲、演奏技術だけでは見出せない音楽への強い興味と音楽を通じた経験、実体験を見出すことも重要であると考えている。入試選抜においては、演奏技術と表現の向上の裏づけとなる基本的演奏技術の習熟度を実技、音楽理論の基礎知識を楽典、音楽に取り組む姿勢と意欲、将来へのビジョンを面接、論理的思考力と文章構成力を小論文、高校生生活での取り組みや活動を調査書(A0入学者選抜ではエントリーシート)、等にて総合的に判断して公正に判定している。特にA0入学者選抜の予備診断では公正性、客観性を確保するため、チェックシートを活用し実技は60分、面談は30分という時間を費やしてエントリー者の持っている様々な能力や意欲を見出し受け止めることとしている。

#### (b) 課題

本学では、短期大学の修業年限は2年間という短期間であることも念頭に、受験生に対して明確で具体的なアカデミックポリシー及びディプロマポリシーを示しているが、今後とも本学においてどのように学習し、どのように社会に貢献し活躍できる人材になれるかを、入学前からより一層イメージし易くなる情報提供を検討していく。また、受験生に対してのみならず保護者、高校関係者、音楽指導者等に対する情報提供も重視していく。

受験対象者の受験までの準備教育と指導サービスの提供、入学決定者の入学までの学習指導(課題提示、提出、振り返り)の拡充が必要と考える。A0入学者選抜での入学者にはスクーリングにて実施しているが、その他の入試にて入学する学生に対しても、到達目標を設定し計画的に実施したいと考える。これらの整備と実施は、入学後の教育活動と学習効果にも大きく影響するとともに、本学の教育の質と有効性と目標の向上にも寄与するものとする。

### ■テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

教学IRを推進し、現在行っている「授業改善のための学生アンケート」や「学修時間調査」等を今後さらに発展させ、様々なアンケート調査の実施とその分析を行っていく。ITを活用したアンケート調査システムなどの研究を進めるとともに、実現に目処が立ったものから順次実行に移していく。

学生オリエンテーションや「履修ガイド」「学生サポートハンドブック」「シラバス」等の配布物の内容について、各専門部会および関係委員会で検討、改善を行い、学生への周知徹底を図ることで教育改革の実効性を高めていく。

近年の学生相談のニーズの多様化に対応するため、FD、SD活動を推進する中で教職員が学生支援体制に対する最新の動向について知見を広げ、継続的なスキルアップを図っていく。

#### 【関連資料】

〈提出資料7 学生サポートハンドブック(平成27年度)〉

- <提出資料 1 学園案内（平成 27 年度、28 年度）>
- <提出資料 5 学生募集要項（平成 27 年度、28 年度）>
- <提出資料 3 履修ガイド（平成 27 年度）>
- <備付資料 16「授業改改善ための学生アンケート実施報告書」>
- <備付資料 17「就業先アンケート実施報告書」>
- <備付資料 41 規程集>
- <本学 HP>
- 「キャンパスライフ」<https://www.toho-music.ac.jp/juniorcollege/campuslife/>

## ■基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

各基準において示された課題については、各々について検討する担当部署、委員会等の体制が整備されている。平成 26 年度には、学長を長とした「教育改革推進会議」を新たに設置するなど、大学の教育課程の編成方針や休学に関する重要事項について審議し、恒常的に改善と検証を実施する体制を整えた。本学における教育改革の推進は、平成 27 年度に日本私立学振興・共済事業団の補助事業である私立大学等総合改革支援事業タイプ 1 にも選定されており、引き続きその実効性を検証しながら取り組んで行く。

また、本学の特色である教職員が一体となった学生支援を、平成 28 年 4 月の障害学生生徒支援センターの設置等の新しい体制の運営も含めて、引き続ききめ細かく実施していく。

### ◇基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

本学は平成 24 年度に、5 専攻 3 コースに改編し、よりの絞られた教育課程となった。中でも社会人学生が多く在籍する音楽教養専攻の充実の特筆すべきものがある。

本学は、社会においてリカレント教育の重要性が認識されるようになるとともに、いち早く社会人入学者の受け入れに名乗りをあげ、教育課程の整備を行ってきた。それと並行して社会人学生により学びやすい環境を提供するため、「長期履修制度」「学費減免制度」等をはじめとする学生支援の充実にも努めてきた。また、社会人対象の説明会を頻繁に開催し、詳細に情報提供と説明を行ってきた。この結果、社会人の受験者は増加傾向にある。

社会人学生は実に精力的に学業に取り組んでおり、その積極的な姿勢は社会人以外の学生達に対しても大変良い刺激となっている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### ■基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学は、附属の中学校・高等学校から併設の大学・大学院まで一体となって音楽教育を中心とした教育活動ならびに人間形成に努めている。この方針に則り、短期大学の教員は、

附属中学校・高等学校・大学・大学院の教育内容にも精通し、相互の連携をとりながら教育活動を行っている。

教員組織としては、短期大学設置基準の定める教員数を充足しており、兼任教員を含め教育課程に即した教員を確保・配置し、学生の個性に応じたきめ細かな教育を実践している。

専任教員は教授会の下部機構として各専攻別に設置された専門部会に所属し、加えて全ての専任教員は、いずれかの委員会に所属している。

教員の採用については選考規程等に基づき適切に審議・決定されており、昇任については各専攻分野の教員構成や研究業績、他の必要な要素を勘案して教授会にて審議のうえ、理事会で決定している。

また、平成27年度より大学及び短大のベストティーチャー賞を新設した。これは当該年度のクラス授業を対象に選考基準にしたがって評価し、学長の意見を反映させながら受賞者を決定するものである。受賞者に対しては、理事長が給与等の処遇に反映させることとしている。

教員の配置については、カリキュラムポリシーに基づいて教育課程の適切な運用のために、専任教員ならびに兼任教員及び非常勤教員をもって行っている。加えて、教育課程の適切な運用のために、演奏会やレッスン、授業等の充実のための補助を行う「研究員制度」を導入している。

専任教員の研究成果は「研究紀要」として毎年1回発刊公表されるほか、本学は音楽短期大学であることから、教員の主たる研究活動が、音楽演奏ソロやアンサンブル又はオーケストラ等における活動が実技研鑽と研究の場であり、その活動は「教育研究者一覧」に反映され、学外に学園ホームページを通じて公表されている。

また教育環境として、音楽実技教員はレッスン室が配分され、研究等に必要時間は、通常担当している授業・レッスンははじめとする年間の授業状況や各種学校イベントの参加実態からみて概ね確保されている状況である。

本学では、FD委員会の規程に沿って、他の委員会等の協力を得て、FD活動を行っており、授業、レッスン及び試験の在り方等の検討をすすめており、FD研修会を適宜実施している。

これらの教育研究活動を円滑に行うために、本学では小規模大学の利点を活かし、常に教員と職員とが密に協働して学校運営に当たっている。

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方法に基づいて教員組織を整備している。]

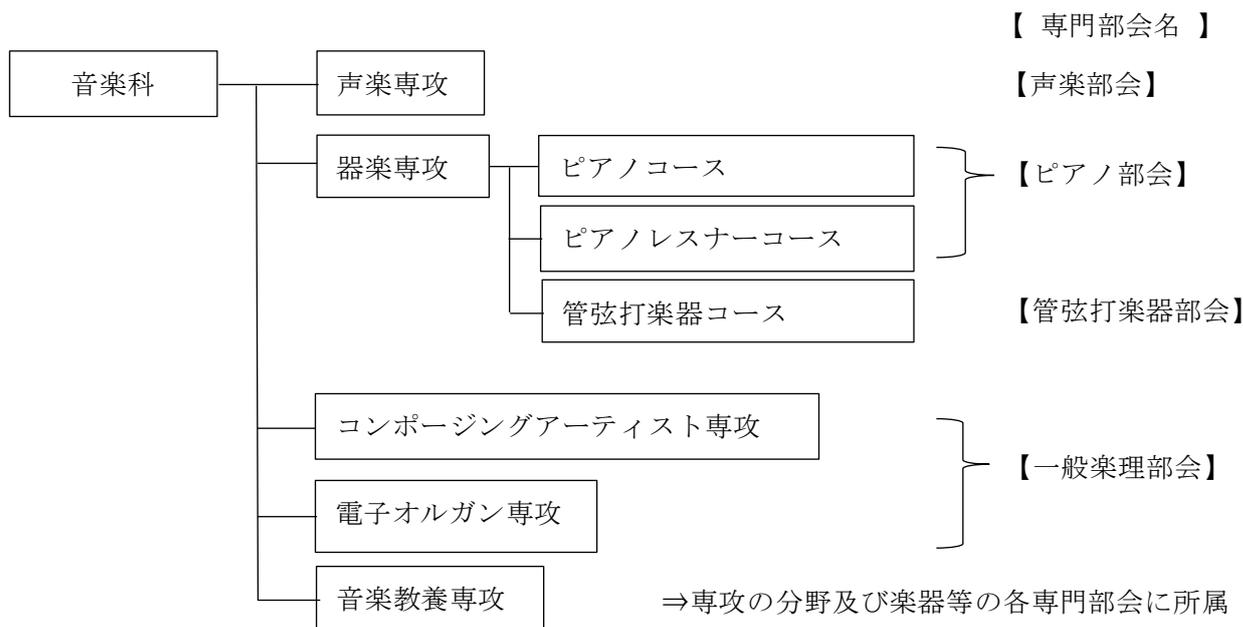
### ■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

#### (a)現状

本学は、附属の中学校・高等学校から併設の大学・大学院まで一体となって音楽教育を中心とした教育活動ならびに人間形成に努めている。この方針に則り、短期大学の教員は、附属中学校・高等学校・大学・大学院の教育内容にも精通し、相互の連携をとりながら教育活動を行っている。

本学では、各学科・専攻課程の教員組織を以下のように編成している。教授、准教授、専任講師は、教授会の下部機構である、各専攻別に構成された専門部会に所属し、教育および研究の充実を計ることを目的に組織されている。

○東邦音楽短期大学音楽科の専攻・コースと、専任教員が所属する専門部会



また、各委員会における審議に当たっては、事務局との協働体制が適切に構築されている。各委員会は、基本的に併設大学と連携して実施している。

○平成 28 年 4 月 1 日現在の委員会

名 称	役 割	構成委員数 (内短大専任 教員数)

教育改革推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建学の精神に基づく大学等の教育方針について</li> <li>・教育課程の編成方針について</li> <li>・教育方針に基づく具体的な施策について</li> </ul>	8名
教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の履修及び教務全般に関する業務</li> <li>・ヒューマンコミュニケーションの認定審査に関する業務</li> </ul>	6名(2名)
学生委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生活全般に関する業務</li> <li>・東邦祭等学生に係わる行事に関する業務</li> </ul>	12名(4名)
入学試験委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験委員会規程に関する業務</li> </ul>	10名(2名)
FD委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内容、授業方法の改善向上に関すること</li> <li>・授業評価の実施と検証に関すること</li> <li>・教員の授業改善に関すること</li> </ul>	15名(2名)
教学IR推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内容に関する授業改善のための学生アンケートの調査・分析</li> <li>・学生の学修行動に関する学修時間の調査・分析</li> </ul>	12名(1名)
講習会委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー(スキルアップ講習会を含む)、オープンキャンパスに関する業務</li> <li>・広報入試センターとの連携業務</li> </ul>	9名(1名)
キャリア支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア支援全般に関する業務</li> <li>・キャリア支援センターとの連携業務</li> </ul>	15名(4名)
図書委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館全般に関する業務、紀要等編纂発行に関する業務</li> </ul>	6名(1名)
AO委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドミッションオフィス規程に定める業務</li> </ul>	10名(2名)
自己点検・自己評価特別検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・自己評価に関する業務</li> <li>・認証評価に関する業務</li> </ul>	27名(6名)

本学音楽科の専任教員数は以下の通りであり、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

学科 等名	専任教員数					設置 基準 で定 める 専任 教員 数
	教 授	特 任 教 授	准 教 授	講 師	計	
音 楽 科	4	2	2	1	9	7

専任教員は、学位、教育実績、研究実績、演奏実績、制作物発表その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足した教員で構成している。

本学では学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（56名）を適切に配置している。本学は音楽科のみの短期大学であり、本学の使命・目的及びその教育課程を適切に運営するために、5専攻3コース（声楽専攻、器楽専攻〔ピアノコース、ピアノレスナーコース、管弦打楽器コース〕、コンポーザングアーティスト専攻、電子オルガン専攻、音楽教養専攻）を設置している。それぞれの専攻及びコースにおいては、教育方針に基づき徹底した「少人数制」教育を実施するために One to one 教育に必要な教員組織を専任教員、非常勤教員等により編成し、教育課程に即した教員を確保・配置し整備し、少人数教育を実践している。

また、補助教員は配置していないが、教員の指導のもとに演奏会やレッスン、授業等の補助者として幅広く活動させる「研究員制度」を導入している。研究員は、東邦音楽短期大学・東邦音楽大学・大学院を卒業した優秀な学生等を研究員として採用している。現在、研究員は、ピアノ、声楽、管弦打楽器の専攻ごとに配置され、伴奏、専攻実技、オーケストラ等においてそれぞれ重要な役割を果たしている。

## ○研究員

専攻	研究員の種類と役割
ピアノ	<p>[伴奏研究員] [実技・演奏研究員]</p> <p>① 授業に参加し、指導教員とともに演奏技術及び音楽性の向上に努める。</p> <p>② 授業・練習・演奏会が滞りないよう行われるために、演奏及びアドバイスをする。</p>
声楽専攻	<p>[声楽研究員] [実技・演奏研究員]</p> <p>① 授業等に参加し、指導教員とともに声楽技術及び音楽性の向上に努める。</p> <p>② 授業・練習・演奏会が滞りないよう行われるために、演奏及びアドバイスをする。</p> <p>③ 授業・練習・演奏会等の中で受身にならず、常に前向きに演奏し、学生に対してアンサンブルを実感させるようにする。</p>
管弦打楽器専攻	<p>[オーケストラ研究員]</p> <p>① オーケストラ、ウィンドオーケストラに参加し、指導教員とともに演奏技術及び音楽性の向上に努める。</p> <p>② オーケストラ、ウィンドオーケストラ等の授業が滞りないよう行われるために、演奏及びアドバイスをする。</p> <p>③ オーケストラ、ウィンドオーケストラ等の授業の中で受身にならず、常に前向きに演奏し、学生に対しアンサンブルを実感させるようにする。</p> <p>④ アンサンブルの演奏時に学生だけでは不足するパートを補い学生演奏による楽曲の完成度を向上する役割を演ずる。</p> <p>[実技・演奏研究員]</p> <p>① 本学の企画等において、教員の補助として企画単位でかわる。</p> <p>② 授業・練習・演奏会が滞りないよう行われるために、教員の補助をする。</p> <p>③ アンサンブルの演奏時に学生だけでは不足するパートを補い学生演奏による楽曲の完成度を向上する役割を演ずる。</p> <p>[オーケストラ研究員] [実技・演奏研究員] の担当専門楽器</p> <p>・管楽器…フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、サクソフォン、ホルン、トランペット、トロンボーン、チューバ、ユーフォニアム、</p> <p>・弦楽器…ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス、</p> <p>・打楽器</p> <p>・その他…ハープ</p>

教員の採用については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員選考規程」「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員任免規程」に基づき適切に審議・決定されている。本学は音楽短期大学であり、音楽を志す多くの学生には著名な演奏家や音楽指導者から直にレッスンや指導を受けたいというニーズがあり、そのニーズに応えるために、本学に相応しい演奏家や音楽指導者等を教員として採用することが責務であると考えている。

教員の任免については、学長は教授会の意見を聴いた上で原案を作成し、理事会の議を経て決定されるが、教授会の意見を聴く前に学長自らが候補者と面談し、本学の教育方針等を説明するとともに、候補者からレッスン、指導等に対する考え方・意見等を徴している。

また、教員の昇任については、学長は各専攻分野の教員構成や教員としての経験年数、研究業績、教育に対する姿勢・識見等を考慮して教授会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行っている。

## (b)課題

本学の研究員は、主にオーケストラ演奏の際に、その編成上不足する楽器を補うことが主目的になっていることから、今後その在り方を検討する必要がある。

**〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方法に基づいて教育研究活動を行っている。〕**

### ■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

#### (a)現状

専任教員の研究成果は「研究紀要」として毎年1回発刊公表される機会を持つほか、音楽演奏ソロやアンサンブル又はオーケストラ等の演奏・発表、公開講座等での教育研究活動を通して、音楽短期大学教員としての特性ある成果をあげている。

専任教員個々人の研究活動の状況は、本学園HPにおいて「教育研究者一覧」として、公表している。また、本学教員による演奏会や公開講座等の情報は、随時本学園HPに掲載している。

外部資金の獲得については、平成24年度から3年間、1名の教員が科学研究費補助金基盤研究C「研究課題：実証分析による20世紀の交響楽団におけるレパートリー形成とその要因の国際比較研究」を獲得した。

なお、教員の研究活動に関する規程については、「(学)三室戸学園科学研究費補助金取扱規程」「(学)三室戸学園科学研究費補助金管理規則」により、適正に管理することとしている。科学研究費補助金以外の外部資金の獲得はないが、今後、獲得があった場合は、科学研究費補助金に準じて、適切に管理することとしている。

また、本学園はコンサートホールとして、川越キャンパスに「グランツザール（座席数600）、文京キャンパスに「50周年記念館ホール（座席数110）」を有している。

これらを演奏活動や公開講座等に活用することにより、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。この中には、入場無料のコンサートとして広く公開されているものもあり、地域貢献にも資するものとなっている。

教育研究環境として、専任教員が研究を行う研究室を整備している。音楽実技担当教員

には、実技の研究が可能なレッスン室・研究室を設置し、講義担当教員についても研究室を配置している。

本学の教員の教育研究活動は、授業、レッスンのほか、学生の演奏発表指導や定期演奏会等の学園主催の行事、高大連携のための活動など、その範囲は多岐にわたるが、本学園としては、各教員について、研究や演奏活動等の時間を十分確保している。

本学の教員について、留学、海外派遣、国際会議出席等のケースが生じた場合には、就業規則、旅費規程等の学内規程に則り適切に対応することとしている。

FD 研修については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 FD 委員会規程」により、他の委員会等の協力を得て、実施している。学長が FD 委員会の委員長を務め、学長のリーダーシップのもと、東邦音楽大学と合同で FD 研修を実施している。

各教員には、「アカデミックスケール」を文書化し、年度初めに実施する教員オリエンテーションにて配布説明している。その内容は毎年更新がなされ、音楽実技の指導に携わる教員が、担当学生の指導を行うに際して、授業・レッスン内容について検討し、実技試験に至るまでの学習成果を達成するための指針としている。

また、個別にテーマを設定した FD 研修会を適宜実施している。

#### ○FD 研修会の実施状況

実施時期	内容	講師	備考
平成 23 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人間関係・学習面での困難を持つ学生への対応について」</li> <li>・こころの病～「うつ」を中心に～</li> <li>・「こころの病気」への具体的な対応</li> </ul>	高橋学生部長 田端真生子カウンセラー	平成 23 年 度教員オリエンテーションにて
平成 24 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現代社会が大学に求めているもの」</li> <li>大学のユニバーサル化/グローバル人材の育成/キャリア教育/初年次教育/学生支援</li> </ul>	高橋学生部長	平成 24 年 度教員オリエンテーションにて
平成 24 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東邦スタンダードが目指していること」</li> <li>(本学の初年次教育と教養教育の現状)</li> </ul>	高橋学生部長 末吉謙太郎 (株) インテリジェンス 人材開発コンサルタント	(FD 研修会)
平成 24 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東邦スタンダード満足度調査/分析」</li> <li>(総合科目としての内容の精査と指導法の共有化)</li> </ul>	高橋学生部長 天川勝志 (株) インテリジェンス キャリア教育コーディネーター	(FD 研修会)
平成 24 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ファシリテーターとして必要なもの」</li> <li>(授業運営の改善と方策)</li> </ul>	高橋学生部長 古川加奈子	(FD 研修会)

		(株) インテリジェンス 就職支援コンサルタント	
平成 25 年 4 月	・「現代社会が大学に求めているもの」 大学のユニバーサル化/グローバル人材の育成/キャリア教育/初年次教育/学生支援	高橋学生部長	平成 25 年 度教員オリエンテーション
平成 25 年 4 月	・「企業が求めるキャリア教育」	高橋健太郎 (株) インテリジェンス パートナー講師 古川加奈子 (株) インテリジェンス キャリア支援センター室長	(FD 研修会)
平成 25 年 6 月	・「コミュニケーション能力を培うには」	高橋健太郎 (株) インテリジェンス パートナー講師 国頭直子 (株) インテリジェンス パートナー講師	(FD 研修会)
平成 25 年 8 月	・「大学改革の流れ」について 中教審答申概要から「学士課程教育の構築」	資料配布 高橋学生部長	平成 25 年 度教員オリエンテーション
平成 25 年 9 月	・「学生の主体性を育む取り組み」	天川勝志 聖徳大学ラーニングデザインセンター講師	(FD 研修会)
平成 26 年 2 月	・「学生を動かす、その気にさせるには・・・事例研究」	天川勝志 聖徳大学ラーニングデザインセンター講師	(FD 研修会)
平成 26 年 4 月	・新たな成長指標「社会人基礎力」とは何か	高橋学生部長	平成 26 年 度教員オリエンテーション
平成 26 年 8 月	・講演「学生理解と大学教育改革」～大学の社会的役割の質的变化と教育成果の「見える化」	神奈川大学人間科学部部長 杉山崇教授	平成 26 年 度教員オリエンテーションにて

平成 26 年 9 月	・「GPA 制度の有効活用について」	加古教務部長 高橋学生部長	(FD 研修 会)
平成 26 年 11 月	・「学生アンケートから見える諸問題」	高橋学生部長	(FD 研修 会)
平成 27 年 4 月	・「本学のカリキュラムが目指すもの」 -履修系統図から見た視点-	加古教務部長	(FD 研修 会)
平成 27 年 7 月	・「完成年度を迎える東邦スタンダードの問 題点と方向性」	高橋学生部長 古川キャリア支援センタ ー長 清水慶太 (株) インテリジェンス	平成 27 年 度教員オ リエンテ ーション
平成 27 年 8 月	・講演「我が国における近年の「大学教育改 革」について」-私立大学の社会的役割の質 的变化と展望- (SD 研修と合同開催)	文部科学省大学振興課河 本達毅氏	平成 27 年 度教員オ リエンテ ーション
平成 27 年 11 月	・「地域連携の教育的意味」	中村川越統括 高橋学生部長 粕谷教授 (教職担当)	(FD 研修 会)

専任教員の関係部署との連携については、小規模短期大学の利点から、教員と職員間の意思疎通や連携も日頃から密であり、学習成果を向上させるための様々な問題解決にも協働で作業が円滑に行われている。

#### (b)課題

本学は、音楽系の短期大学であり、教員の業績の中心は、音楽演奏活動にある。今後、教員の研究業績成果の発表としてのリサイタル等の演奏会、公開講座等を本学として組織的・体系的に公表・支援する仕組みを構築する必要がある。

また、音楽という分野の特殊性から、科学研究費補助金の申請件数は少ないが、各教員に対して、積極的に外部資金獲得の意識を高めるように努める。

FD 活動については、規程を整備し、定期的に FD 研修を実施しているが、小規模の短期大学のため、当該委員会の運営については、他の会議や委員会と委員構成の多くが重複するため、他の会議等で FD 活動について審議、検討することがある。また、研修講師への依頼など迅速に企画決定する必要がある場合、学長のリーダーシップによって、企画を進める場合もある。

今後、委員会の役割を整理し、音楽系の短期大学に適した委員会運営の在り方を検討する。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、法人事務を担当する部署としては、学園本部と経理本部を設置し、大学、短期大学事務全体を担当する部署として事務本部を設置している。

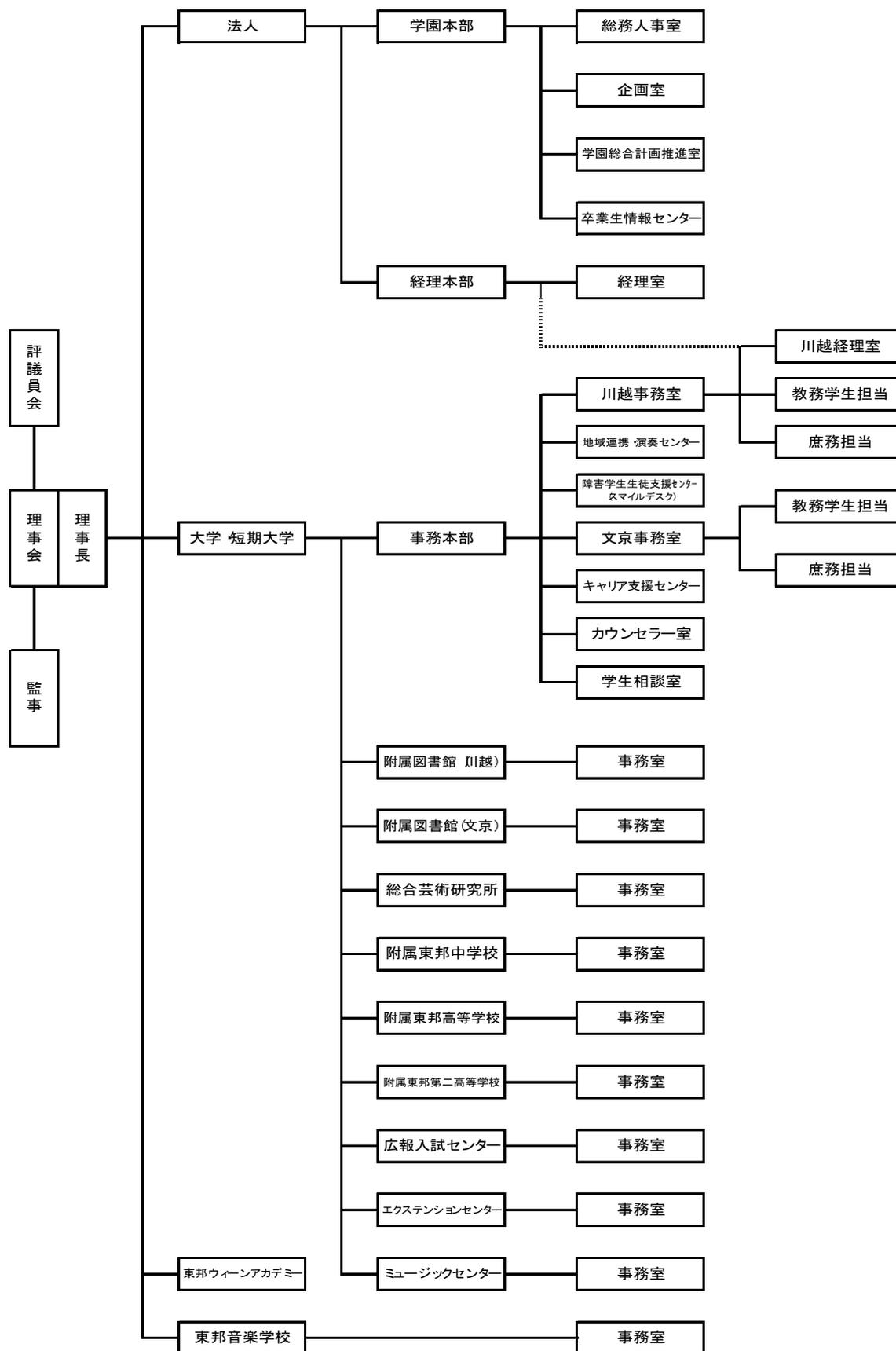
いずれの本部とも、学園に属する全ての教育機関を管轄しており、短期大学、大学院、附属中学校・高等学校を担当する文京事務室、ならびに学園本部、経理本部は文京キャンパスに、大学、附属第二高等学校の事務室は川越キャンパスに所在している。

本学では、事務組織の責任体制を以下のように明確にしている。事務組織は次ページの図のように、法人事務と学校事務（教学事務）との責任体制を明確にするために、法人に学園本部と経理本部を設置し、大学・短期大学に事務本部を設置し、これら3本部にそれぞれ統括責任者として本部長を配置している。短期大学では、事務本部長の下に文京事務室を設置し、効率的な業務の遂行を行っている。

専任事務職員は、私立大学を取り巻く現状や課題について認識するため、学内の会議等に出席するほか、文部科学省が主催する会議や、私立大学協会、その他の団体が主催する会議等に出席し、事務をつかさどる専門的な職能の向上を図っている。

また、文京キャンパスと川越キャンパスの各々にキャリア支援の事務室を配置、広報入試センター長の下に広報入試センター事務室を設置し、専門的な職能を有した専任事務職員による効率的な業務の遂行を行っている。

平成28年度 学校法人三室戸学園  
事務組織図



法人事務は、学園本部と経理本部に分かれており、学園本部には本部長の下に法人全体の人事及び理事会、評議員会等の業務を担当する総務人事室、各刊行物の発刊や学園全体の広報活動を行う企画室、施設等の整備計画を実施する学園総合計画推進室を、経理本部には予算・決算及び出納業務を行う経理室を設置している。

法人及び所属各学校の業務執行体制については、「学校法人三室戸学園組織及び事務分掌規程」に基づき職務内容及び職務権限を明確にすることで、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した事務組織が編成され、効率的かつ機能的な体制が確保されている。本学の教職員は、学校教育法や私立学校法等の法令の他に、就業規則、事務組織規程、経理規程等の学内諸規定に基づき適切に業務を遂行している。

事務組織について、文京キャンパスに所在する法人事務を担当する学園本部の下に総務人事室、企画室、学園総合計画推進室を、経理本部の下に経理室、事務本部の下に短期大学の事務を担当する文京事務室を置き、それぞれについて必要なスペースを確保し、情報機器、備品等を整備している。キャリア支援センター、広報入試センターについても、同様に整備している。

各部署には情報処理を行う PC 等の IT 機器がそれぞれ設置され、業務によって外部インターネットに繋がるシステムと、インターネットから遮断した学籍簿や学納金情報を扱う学内 LAN 接続のシステムにより構成されている。また、図書館には図書館設置の端末で蔵書検索を行うことができる学内蔵書検索システムの Limedio が導入されている。

本学では、防災対策、情報セキュリティ対策に万全を期している。火災等の災害対策については、震災等の災害対策を含めた「学校法人三室戸 学園消防計画」を毎年度作成し、9月には理事長を議長とする防火防災対策会議を開催し、火災等の予防や災害時の対応等について周知徹底を図っている。また、消防署等の協力を得て毎年避難訓練も実施している他、自動体外式除細動器（AED）についても設置している。

防犯対策等については、警備員による巡回警備のほかキャンパス内に監視カメラ等を設置し、安全確保に努めている。

情報システムについては、ネットワーク管理運用規程に基づき、情報ネットワークの適正かつ円滑な管理運用を行っている。特に、インターネット接続については、必要とされるパソコンに限定している他、インターネット接続のサーバー、パソコンには最新のウィルス対策ソフトをインストールし、定期的にアップデートを行っている。また、発信先や内容不明のメール等については安易な開封や、パソコン及びパソコン内のデータの学外持ち出しについては厳に慎むよう教職員に周知徹底している。

本学では、これまでも様々な SD 研修を実施してきたが、さらに体系的、制度的な SD 研修を行うため、平成 27 年 5 月に SD 研修実施規程を定めるとともに、SD 研修の充実・強化のために、理事長により学園本部長が SD 研修実施責任者に指名され、SD 研修のさらなる充実に努めている。また、事務職員は資質・能力向上のために学内の委員会や会議に出席し、大学の現状や課題等の把握に努めるとともに、教職員が協働するための意識の向上を図っている。

## ○平成 27 年度に実施した S D 研修会の内容

実施時期	研修概要	研修講師	受講対象者
平成 27 年 7 月	近年の教育行政の動向について 1.大学教育の質的転換について 2.高大接続の内容について 3.私立大学等改革総合支援事業	井上監事	学園本部、事務本部、経理本部、広報入試センター、キャリア支援センター職員等 10 名
平成 27 年 7 月	高等教育改革について ・大学教育の質的転換 ・高大接続 ・他	井上監事	学園本部、事務本部、経理本部、広報入試センター、キャリア支援センター職員 18 名
平成 27 年 8 月	・講演「我が国における近年の「大学教育改革」について」－私立大学の社会的役割の質的变化と展望－	文部科学省大学振興課河本達毅氏	職員 10 名

事務職員は、毎週月曜日の朝に、部署単位でその週の業務を確認する連絡打合せを行っている。その際に、今週の業務等について、周知を図るほか、日常的な業務の進め方、進捗状況、改善内容などを関係職員に伝え、必要に応じて協議を行っている。

事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。本学は小規模かつ単一学科の短期大学であることから、常に教員と職員とが協働して学校運営に当たっている。事務職員は、各教員の教育活動が円滑に実施されるよう、年間の教育課程や授業計画等の策定のためのサポートを行う他、日常的教育活動等においても連携を密にしており、教職員の間ので良好な信頼関係が構築されている。

## (b)課題

本学は、小規模短期大学であり、法人全体としても事務職員数が限られているため、人事異動など長期計画による能力開発や人事配置が課題となっている。

## 〔区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている〕

## ■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

## (a)現状

教職員の就業に関しては、学校法人三室戸学園就業規則に定められおり、教職員の採用の際に配布し周知している。

教職員の就業は諸規程に基づいて管理している。

音楽短期大学の特色として、平日の勤務時間外や土曜・日曜・祝祭日等に音楽イベント、オープンキャンパス等の種々の行事が行われることに対応し、早出、遅出等の時差出勤や土曜日、日曜日等の出勤に対しての交替勤務制・個人別振替休日制などの勤務体制を整備

している。止むを得ず超過勤務を必要とする場合、それぞれの所属長の命令・監督の下に実施している。また、超過勤務を行った職員については、超過勤務手当を就業規則に基づき支給している。

健康管理の面からは、教職員については、毎年度4月下旬から5月にかけて、定期健康診断を実施している。

#### (b) 課題

本学は音楽短期大学であり、演奏会等学業成果の発表を週末や祝日に実施することが多い。また、オープンキャンパスや体験レッスンなども主として週末に実施している。そのため、適切に勤務時間を管理しながら、限られた教職員で当該行事をより円滑に運営していくことが今後の課題である。

### ■ テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源の改善計画

教員については、それぞれの分野において、教育・研究のほかりサイタル、演奏会、公開講座等の発表も積極的に行っており、また、FD研修も定期的実施している。

職員については、職場の規模が小さいため、能力開発や経験を積むための大規模な人事異動は困難である。そのため、本学におけるSD研修等の強化推進の必要性は、今後も増大していくと考えられ、講義形式の研修に加えて、討論形式等も取り入れながらSD研修のさらなる充実を図っていく。

#### 【関連資料】

<備付資料27 教員個人調書>

<備付資料28 非常勤教員一覧>

<備付資料29 研究紀要>

<備付資料41 規程集>

<本学HP>

「教育情報」<https://www.toho-music.ac.jp/juniorcollege/guide/education.html>

### [テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

#### ■ 基準Ⅲ－B－1の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学の校地面積及び校舎面積については、短期大学設置基準の規定を充足している。また運動場についても適切な面積を有している。なお、障害者に対する対応については、従前よりエレベーター及びスロープ板を設置して、車椅子使用の方や高齢者にも対応できる配慮を行っている。

本学は、音楽短期大学であることから基礎教育科目の教室をはじめ、声楽・ピアノ・管楽器・弦楽器・打楽器・コンポーザングアーティスト・電子オルガン・音楽教養のレッス

ン室、練習室を設けている。また、約 110 人収容できる音楽ホール「学校法人三室戸学園創立 50 周年記念館ホール」を有している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。各教室、レッスン室などにピアノを設置している。管楽器・弦楽器・打楽器の学生は個人の楽器を所有しているが、オーケストラの編成のために特に必要な楽器、個人で所有することが一般的ではない高価な楽器等を整備している。コンポーザングアーティストの学生については、コンピューターと連動した音楽機器・音響製品（AV 機器・マイク・スピーカー等）一式、電子オルガン専攻の学生には最新バージョンの電子オルガンを整備している。また、DVD、CD 等の使用のため、音響機器や可動式のスクリーン、プロジェクター等を整備している。

なお本学では、通信による教育課程は有していない。

図書館については、常時学生が利用できるように図書館司書（常勤 1 名、派遣職員 1 名）を配置し、対応している。また、楽譜は勿論のこと、図書、CD、DVD、雑誌、新聞等の配架及び視聴覚室、閲覧席も設置し、定員に対して十分なスペースを確保している。学生が資料を迅速的確に検索できるよう、OPAC による検索可能な専用コンピューターを 3 台設置している。

なお、平成 28 年 3 月末の所蔵件数については、61,316 冊、楽譜 21,331 点（短期大学 19,953 冊・大学院 1,378 冊）、図書 24,608 冊（短期大学 24,089 冊・大学院 519 冊）、視聴覚 15,377 枚（短期大学 14,220 枚・大学院 1,157 枚）を所蔵している。蔵書構成については、音楽系短期大学のため音楽書・楽譜資料及び視聴覚資料を重点的に所蔵している。

平成 27 年度における年間開館日数は 254 日、来館者数は 7,978（うち短期大学生は 1,732 人）である。年間の利用状況は、楽譜 6,724 冊、図書 2,514 冊（音楽書 1,739 冊・一般書 775 冊）、視聴覚 6,324 件である。

文京図書館の席数は、閲覧席 64 席、視聴覚室 32 席の計 96 席で、視聴覚機材については、オーディオコンポーネント 20 台、映像用ディスプレイ 5 台、ブルーレイディスク再生機器 3 台、LD 再生機器 3 台、VHS 再生機器 5 台を設置している。なお、受付レファレンスは年間 1,428 件で、そのうち短期大学生は 294 件である。また、音楽大学の図書館が川越キャンパスにあるため、連携を密にしてキャンパス間を行き来する学生・教員のために資料の取り置きを依頼するなどサービス向上に努めている。

購入図書選定及び図書廃棄については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書選書基準」並びに「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書管理・廃棄基準」及び「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書館寄贈資料受入基準」に則り、図書館長及び図書委員会で図書選定及び図書廃棄を実施している。

本学は、体育の授業はないが、軽スポーツ（卓球、軽体操、ダンス等）ができる適切な面積を有する体育館（室）を設けている。

#### （b）課題

図書館について従前は、館内の配架状況や利用者へのサービスは必ずしも十分とは言えず、その要因として図書館職員の専門的知識などの不足があげられていた。

このため平成25年度より、図書館スタッフを充実するとともに、図書館の改善を進め、川越キャンパス図書館と共同して図書館資料の適切な分類への変更、アルファベットごとの並べ替え、わかりやすい見出しの作成等に着手して、利用者へのサービスの充実化を図っている。これらの改善により、図書貸出冊数や楽譜利用者数、レファレンス数の増加がみられ成果を上げているが、引き続き設備の更新等、更なる利用者へのサービス向上に努めていく。

[区分 基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ－B－2の自己点検・評価

(a) 現状

本学の固定資産、消耗品等の管理運営については、「学校法人三室戸学園経理規程」「学校法人三室戸学園経理規程取扱要領」「学校法人三室戸学園資金運用細則」「学校法人三室戸学園固定資産管理細則」「学校法人三室戸学園物品管理細則」「学校法人三室戸学園金銭出納業務取扱要領」「学校法人三室戸学園契約事務取扱細則」を整備し、各規程に基づき施設管理及び物品の維持管理を実施している。

本学の火災・地震対策、防犯対策については、防火防災対策委員会の組織を編成し、「学校法人三室戸学園消防計画」に則り、毎年9月1日の防災の日に防災対策委員会会議を開催している。この委員会において、教職員の防災意識を再認識し、発生時の対応等の周知徹底を図っている。

火災等の災害対策については「防災対策マニュアル」及び「消防計画」を制定し、災害時における避難、安全確保の体制を確立し、毎年、学生に対し4月のオリエンテーション期間において、教職員と学生による防災訓練（避難訓練）を実施している。消防設備については、年4回業者による点検を実施している。

地震対策についても、火災同様に毎年、学生に対し4月のオリエンテーション期間において、教職員と学生による避難訓練を実施している。

これらの対策に加えて、食料品・飲料水・救急医療薬品類・災害時要援護者用車椅子・簡易トイレ・ハロゲン投光器・ガスコンロ・食器セット・対流型ストーブ・救急用工具セット・レスキューキット・インバーター発電機等を備蓄している。

防犯対策については、機械警備システム及び防犯カメラを設置するとともに、常駐の警備員により常時監視を行っており、万全を期している。日中時間帯は警備員によるキャンパス内巡回及び学校周辺の巡回を行っており、教職員および学生不在の夜間は、機械警備により防犯対策に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、インターネットに接続するパソコンを限定し、サーバー及びパソコンに対するウィルス対策については、最新のウィルス対策ソフトをインストールし、アップデートを定期的に行っている。また、教職員に対し発信元不明や内容に不審点のあるメール等については安易な開封をしないことや、パソコンやデータの学外への持ち出しをしないことにつき周知徹底している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全については、学内掲示により「省エネルギーの為節電等に協力してください」との表示をし、蛍光灯数の削減及びLED照明への交換、空調の適正な設定温度の周知徹底、並びに廃棄物の分別や減量に努めている。

## (b) 課題

b 施設設備の維持管理については、規程に沿って適切に行っているが、老朽化した施設設備の維持管理、更新等の対応が今後の課題である。

### ■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

図書館をはじめ、老朽化した施設設備等について、今後計画的に維持管理、更新等を行う。

また、地震、火災などの災害への防災や防犯については、今後も万全の体制で取り組む。

#### 【関連資料】

<備付資料33 校地、校舎に関する図面>

<備付資料34 図書館データ>

<本学HP>

「図書館」<https://www.toho-music.ac.jp/college/campuslife/library.html>

### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

#### ■ 基準Ⅲ-C-1の自己点検・評価

## (a) 現状

様々な音楽を学びの主体とする音楽短期大学として、特に重視する機材ならびに設備としてアコースティックピアノの設置はもちろんのこと、各種音楽演奏環境の整備充実を図っている。冷暖房と防音を完備したレッスン室や個人練習室を充実させ、各室にグランドピアノおよびアップライトピアノを目的に合わせて配備している。また電子オルガンの専攻学生に対しては、特別教室を設置し、最新バージョンの電子オルガンを多数完備し、演奏音源の高品質再生を可能とする高級音響機器の他、モニターを通して教員のパネルや鍵盤、手の動き等の演奏技術をリアルタイムで見ることができる研究環境を整備している。

また、ティンパニやマリмбаなどの大型の打楽器は専用の打楽器講義室に設置をしている他、大型楽器や特殊楽器については、演奏する楽曲に応じ、学生所有の楽器では対応できない時のために地域連携・演奏センターの管理のもと学生への貸し出しを行い、学修支援を図っている。

さらに演奏技術の向上ならびに学習成果発表のために、演奏実技試験や各種演奏会開催に必要な環境設備として、1階・2階を合わせて吹抜けとし天井を高くした本格設計のコンサートホールを設置し、スタインウェイD型フルコンサートグランドピアノを設置している。このホールの音響、照明等の機材操作は、事務局職員があたっている。

多数設置しているピアノの維持管理については、常に微妙な管理を必要とすることから、全てのピアノに対して委託専門家による定期的な点検とメンテナンスを施している。

学生の楽器に対する適切な知識習得のために、ピアノを含めてクラシック音楽で使われる各種楽器類の専門的な知識習得を目的とした授業「楽器の特性と機能」を開設し、各

楽器を専門とする教員、調律師等のメンテナンス専門家による講義を通して、様々な楽器の歴史と機能、メンテナンスについての知識を学ぶことができるようにしている。

多数保有するピアノについては、その使用年限ならびに演奏学生数の変化に応じ、その新規調達計画を、学園全体の実情に配慮しながら各年度の予算策定で最終的に理事長が決定をしている。

学内のIT・AV等のインフラについては、教室で音楽演奏等メディアの再生視聴が出来る映像機器ならびに音響機器を設置し、また講義等で使用する移動設置可能な音響機材も常備しており、教務担当職員の管理のもと必要に応じて学内貸し出しを行い、学生支援を図っている。また、学生が音楽の自習や学習のフォローをする施設としてCDやDVDなどの音楽演奏メディアを個人視聴出来るオーディオ視聴覚室を備えた図書館を設置している。

図書館では学内蔵書検索システムとしてLIMEDIOが導入されており、OPACオンラインシステムで図書館利用者が専用端末で自由に蔵書検索できる他、インターネット接続が出来るPC端末も別途配備され図書館利用者の利便性を高めている。

学生が学内で無線LANを使用出来るIT環境インフラを構築し、パスワード入力によってIT機器から高速インターネットへの接続を可能とし、利便性を高めている。

教職員が講義・説明会等で使用するIT機器について、必要に応じてMacintosh及びWindowsノートPCやプレゼン用プロジェクター機材の貸し出しを事務局の教務担当から随時できるようにしている。

学生の就職支援を行う部署にはインターネット接続が出来る専用PC端末を設置し、学生の就職活動等へのキャリア支援の利便性を高めている。

事務局業務のICTインフラでは、学内システムとしてセキュリティ確保のためインターネットと切り離れた学内LANを構築している。さらなる業務改善のために、平成27年度より今までの学内情報システムを一新、再構築し、学務系と法人系を連携統合する学内システムを構築している。

職員のICT業務使用では、担当業務に応じて学内LAN用の専用PC端末及びインターネットに接続するPC端末をそれぞれ独立して設置している。

## (b) 課題

音楽短期大学は一般大学と比べて多人数の講義が少ない一方、学生全員が受講する音楽実技レッスンでマンツーマン授業を必須とする状況のなか、学内に多数のアコースティックピアノや音響機器を備える必要がある。その維持管理には相当の注意が払われているが、使用状況および気象条件等により、全ての楽器に対して常に理想的な状態を保つことは難しいのが実情である。

### ■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

アコースティックピアノにとって維持管理は特に重要であるが、そのためには高い専門性が要求される。現状は、楽器のコンディションに対して実技試験ならびに演奏会等への個別の対応を行っているが、常時良好なコンディションを保つには課題が多い。

この課題への対応として、現在も専門知識を持つ教員と調律師等のメンテナンス専門家との会話を随時持ちながら、現状に対する意見交換と精査を行っているが、その機会をさ

らに深め、楽器のコンディションの不安定原因の推定とその対処方法について検討していく。

#### 【関連資料】

〈備付資料36 コンピュータ教室の図面〉

### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

#### ■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学園は、収入の多くが学生生徒からの納付金及び国・自治体からの補助金であり、学生数の増減が収入の増減に大きく影響している。

本学については、近年入学者数及び在籍者数ともに増加し、入学定員充足率、収容定員充足率ともにほぼ定員を満たしており、それに伴い収入も増加している。

本学園は、流動比率（流動資産/流動負債）が高いが、中長期的に安定的に経営を行うためには、毎年度の収支バランスを保つ必要がある。

しかしながら、学園全体の収支バランスについては厳しい状況にある。

このような状況の下、中期計画及び年度計画を着実に実施するため、教授会や新年度会（毎年4月1日に全ての常勤教職員が参加する行事で理事長が年度計画を説明）において、本学園の状況を共有し、その改善に努めている。

退職給与引当金は、毎年度目的どおりに引き当てている。

資産運用については、資金運用細則により運用しているが、迅速性を確保しつつ理事会への承認手続きを適切に進めていくこととしている。

平成27年度においても教育研究経費は、帰属収入の20%を超えている。

教育研究用の施設設備及び図書等については、管理部署の予算要望を踏まえ、適切に資金配分を行っている。

財務体質の改善については、文部科学省学校法人調査委員会から平成27年11月に指導・助言を受けており、理事長のリーダーシップの下、教職員全員が高い意識を持って、その改善に取り組んでいる。

なお、本学園は、平成27年度、日本私立学振興・共済事業団の補助事業である「私立大学等改革総合支援事業（タイプ1「大学・短期大学」）（タイプ2「大学」）」に採択され、教育の質の向上が認められ、補助金も増額措置された。

##### (b) 課題

本学は、入学定員及び収容定員ともにほぼ充足しているが、大学の入学定員及び収容定員を充足していないため、学園全体では、流動比率（流動資産/流動負債）が高いが資金活動収支及び事業活動収支が均衡していない。

このため、理事長のリーダーシップの下、広報入試センターが中心となり、全教職員体制で学生の確保に取り組み、教育の質を維持しつつ財務体質の改善に努める。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

### ■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

#### (a)現状

本学は、「音楽芸術研鑽の一環教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」という建学の精神の下に「文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人として有能なる音楽家および音楽人を育成するとともに、幅広い教育を通じてバランスのとれた心豊かな人間を育て、社会のニーズに応え活躍できる優れた人材を送り出す」という使命・目的を持って教育を行っている。

本学においては、建学の精神を堅持しつつ、社会のニーズを的確に把握した上で、平成24年度に従来の8専攻を5専攻に改組し、新たに「器楽専攻にピアノレスナーコース」、「コンポーザングアーティスト専攻」、「電子オルガン専攻」、「音楽教養専攻」を開設した。この改組は、短期大学の入学希望者数が、我が国全体として減少傾向にある中で、本学としても、これまでの伝統に甘んじることなく、本学の強みである「きめ細かな教育」、「高い専門性とキャリア支援」、「地理的利便性」など、また、本学の弱みである「学生数の減少」などを客観的に分析した上で行ったものである。

特に、社会人については、修業年限を超えて教育課程を履修し、卒業資格を取得できる「長期履修制度」や特別社会人入学者を対象とした学費の減免制度を取り入れ、学びやすい環境を整えた。

その結果、入学者数は、平成23年度の12名であったが、平成27年度は56名となった。

#### ○東邦音楽短期大学の入学者数

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
器楽専攻ピアノコース	6	3	9	11	4	6
器楽専攻ピアノレスナーコース	2	1	8	4	11	4
器楽専攻管弦打楽器コース	0	4	6	9	10	5
声楽専攻	1	3	4	7	6	9
コンポーザングアーティスト専攻	1	4	8	4	10	9
電子オルガン専攻	2	1	1	3	0	3
音楽教養専攻	—	7	7	4	15	10
計	12	23	43	42	56	46
うち社会人入学者	0	5	9	5	19	13

本学園の財務状況については、学園全体の入学者が漸減しており、学生の入学者増による収入の増加と経費節減による支出の抑制が喫緊の課題であると認識している。

学生の獲得については、本学園では、平成23年4月に広報入試センターを新設し、短期大学及び大学への学生獲得を一元的に実施している。

学納金については、毎年、社会の状況や他大学の動向なども勘案し、理事会において決定している。

人事計画については、短期大学設置基準の要件を満たした上で、非常勤講師や任期付教

職員制度の活用により、教育の質を維持した上で、人件費の抑制に努めている。

施設計画については、老朽化等を勘案し、川越・文京両キャンパスの整備を行っている。

外部資金の獲得については、本学のステークホルダーに対して、教育の充実を目的とした寄付を呼びかけ、その獲得に努めている。

本学は、先にも述べたように、社会のニーズに対応して、平成24年度に8専攻から5専攻に改組した。その効果もあり、入学者数の増となった。

本学は、専攻毎に適切な教員配置を行っており、必要な経費についても毎年度理事会に諮った上で適切に配分している。

経営情報については、事業報告書と合わせて、学内閲覧に供するとともに学園HPにて公開している。

#### (b) 課題

本学においては、平成24年度に行った専攻の改組の効果もあり、学生数は定員（入学定員50名、収容定員100名）を満たしているが、本学園としての経営状況を全教職員が認識して、財務の健全化にさらに努力することが必要である。

### ■ テーマ 基準Ⅲ-D 財務資源の改善計画

理事長のリーダーシップの下、中期計画及び年度計画を着実に実施するため、教授会や新年度会（毎年4月1日に全教職員が参加する行事で理事長が年度計画を説明）において、本学園の状況を共有し、広報入試センターを中心に学生の確保に全力をあげ、また、人件費を含む経費の削減に取り組み、教育の質を維持しつつ各年度の収支改善計画を実施、検証して確実に収支バランスを図るように努める。

なお、第二期中期計画（平成24年度～平成28年度 5年間）については、その計画を評価検証し、1年前倒しで第三期中期計画（平成28年度～平成32年度）を策定・実施することとした。

#### 【関連資料】

〈提出資料8 決算報告書〉

〈提出資料9 中期計画〉

〈提出資料10 事業報告書〉

〈提出資料11 事業計画〉

### ■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

それぞれの区分で示した課題については、学園全体の状況に鑑み、理事会、教授会、関係各委員会、各専門部会等の論議を踏まえて改善を図っていく。

教育研究組織については、近年の教育改革の一環として平成26年度に委員会組織の改編を行ったが、その実効性のある運営と定着を図っていく。

事務組織については、平成27年度に地域連携のための組織の改編、平成28年度に障害者支援に対応する組織の新設をそれぞれ行った。

◇基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めていることが実現（達成）できない事項。

特になし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

理事長は、昭和 58 年に就任し、また平成 5 年からは学長を兼務しており、学校法人三室戸学園の建学精神を深く理解し、長年に亘って学園の運営に当たり、その発展に大きく寄与している。

理事長は、寄附行為第 11 条に基づき、本法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、学校法人の運営全般にわたり、役員・教職員に対してリーダーシップを発揮して、日々の法人運營業務にあたっている。

また、理事長は、法人諸規則に定めるところに従い、理事会、評議員会を開催し、審議、諮問を行い、法人運営に反映させている。

理事会は法人の運営上必要な規程を整備するとともに役割・責任を自覚し、その任務を果たしている。

理事は、本学園の建学の精神を深く理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有する者の中から法令及び規程に基づいて、選任されている。

理事会運営において、今後改善すべき事項として、これまで以上に理事会での活発な議論をする環境を整える必要がある。

そのためには、審議のための資料を事前に各理事に配布することが、これまで以上に理事会での議論が行われることに繋がる。平成 27 年度から可能な限り審議資料を事前に各理事に手交又は送付することとしている。

学長のリーダーシップについては、理事長が学長を兼務していることから、法人運営の状況を踏まえた上で、教育運営の最高責任者として、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

法人規程に沿って教授会運営を行うとともに、教員とのより深い意思疎通を図るため、月例主任会や主任教授会も定期的に開催している。

教授会は、常に学生の学習成果について議論検証し、三つの方針に対する認識を共有している。

本学の委員会運営において、今後改善すべき事項として、学長が理事長を兼務していることから、学長の負担軽減を図るため、今後委員会の在り方、運営等について検討する必要がある。具体的には、学長が委員長を務めている委員会の数を減らすことも必要である。

監事については、常勤 1 名非常勤 1 名の 2 名の体制で、理事会及び評議員会へ出席して意見を述べ、また、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出していること、さらに監事監査計画書を作成し、計画的に監査業務を行っている。監事においては、今後とも継続して適正な監査業務を行うこととしている。

評議員会は、法令及び法人規則に基づき適正に組織され、運営されている。

引き続き、適正な評議会運営を行う。

ガバナンスの機能については、理事長が先頭に立って作成した本学園中期計画（平成 24 年度～28 年度）案を理事会の審議、評議員会への諮問を経て決定し、その中期計画に基づいて、毎年事業計画を策定している。毎年策定する事業計画は、当該年度の予算と連動して策定している。また、予算の策定にあたっては、各部署から提出される予算要求書を精査したうえで配分額案を作成、その後、所定の手続きを経て決定し予算執行を行っている。

なお、現中期計画（第二期）について、4 年目にあたる平成 27 年度の検証を行った結果、「Ⅰ教育研究の質の向上に関する目標」、「Ⅱ安全管理に関する目標」、「Ⅳ自己点検・評価及び学内情報公開に関する目標」については、十分達成しているが、「Ⅲ財務内容の改善に

関する目標」については、達成度が十分でないことから、中期計画を1年前倒しして、平成28年度から新たな中期計画（第三期中期計画）を策定し、これに基づいた事業計画を実行することとした。

### [テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

#### ■ 基準IV-A-1 の自己点検・評価

##### (a)現状

学校法人三室戸学園は、昭和9（1934）年11月、三室戸敬光が東京高等音楽学院の学院長に在職中に、私財を投じて東京都文京区に同学院大塚分教場を開設し、これを昭和13（1938）年2月に三室戸為光が分離独立の上継承し、学校名を「東邦音楽学校」と改称したときに始まる。

その後、学校の発展充実に併せ、昭和26（1951）年2月にこれまでの財団法人を学校法人に組織変更するとともに、同年4月東邦音楽短期大学を開設した。

本学は、創設以来「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」という建学の精神の下に、「文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人として有能なる音楽家及び音楽人を育成するとともに、幅広い教育を通じてバランスの取れたところ豊かな人間を育て、社会のニーズに応え活躍できる人材を社会に送り出す」という使命・目的をもって教育を行っている。

理事長は、昭和58年に就任し、また平成5年からは学長を兼務し、この間、オーストリアのウィーンに日本の音楽大学として初めて海外研修所「東邦ウィーンアカデミー」を開設し、また、川越キャンパスに音楽ホール「東邦音楽大学 グランツザール」を竣工するなど建学の精神に則った管理運営・教育環境の充実に取り組み、本学園の発展に大きく貢献している。

これらの貢献は、理事長が学長を兼務していることにより、管理運営の立場と教学側の考えの両方を理解し、リーダーシップを発揮できる体制が整っていることによるものである。

理事長は、学校法人を代表し、理事会、評議員会を開催するほか、毎年4月1日に全教職員を対象に「新年度会」を開催し、当該年度の教育方針や管理運営方針を説明し、その周知徹底を図っている。

翌4月2日には、全教員を対象にオリエンテーションを開催し、学生への教育方針や学生指導について、より詳しく説明をしている。

また、FD研修やSD研修などの機会を捉えて、受講者に対し本学の建学の精神に基づいた人材育成の重要性を説明している。

本学園は、学校規模から、理事長と教職員との距離感が極めて近く、理事長の学園運営方針は全教職員に伝わっている。

このように、理事長は、寄付行為第11条に定める「この法人を代表し、その業務を総理する。」任務を果たしている

理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議を経て決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、

その意見を聞いている。

理事会は、寄附行為第 15 条の規定により、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を招集し、議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。平成 27 年度の理事会の開催状況は、次のとおりである。

○平成 27 年度理事会（7 回）

開催日	議 案	理事定数	出席者数
27. 4. 1 (14 : 15)	(1) 監事の選任について (2) 人事について (3) 学校法人三室戸学園寄附行為に基づく評議員並びに理事の辞任及び選任について	6	6
27. 5. 27 (15:00)	(1) 平成 26 年度事業報告について (2) 平成 26 年度決算について (3) 学校法人三室戸学園経理規程の改正について	6	6
27. 5. 27 (17:30)	(1) 平成 26 年度の事業報告及び決算報告について (2) 平成 27 年度三室戸学園役員報酬支給額について (3) 第 2 号基本金について (4) 文京キャンパス校舎等（0 号館・2-A 号館）の耐震化に伴う改築工事について (5) 諸報告	6	6
27. 10. 16 (15 : 00)	(1) 理事の辞任について (2) 人事について (3) 平成 28 年度東邦音楽大学学則の一部改正について（学費の設定） (4) 平成 28 年度東邦音楽大学大学院学則の一部改正について（学費の設定） (5) 平成 28 年度東邦音楽短期大学学則の一部改正について（学費の設定） (6) 平成 28 年度東邦音楽大学附属東邦中学・東邦高等学校の学費について (7) 平成 28 年度東邦音楽大学附属東邦第二	6	5

	<p>高等学校の学費について</p> <p>(8) 私立大学退職金財団基準交付率の改定について</p> <p>(9) 文部科学省学校法人運営調査 (H27.7.23 実施) について</p> <p>(10) 東邦音楽大学「管楽器・弦楽器」特別特待生制度及び同入試について</p> <p>(11) 有価証券・資産の運用について</p> <p>(12) 文京キャンパス耐震改修工事の進捗状況 (平成 26 年度私立学校施設整備費補助金受領等) について</p> <p>(13) 私立大学等改革総合支援事業申請 (タイプ 1、タイプ 2) について</p> <p>(14) 事務組織の改組について</p> <p>(15) 短期大学認証評価について</p> <p>(16) 各種規程の制定及び改正について</p> <p>(17) マイナンバー制度への対応について</p> <p>(18) 諸報告</p>		
27.12.22 (15:00)	<p>(1) 文京キャンパス耐震改修工事について</p> <p>(2) 学校法人文部科学省学校法人運営調査結果について</p> <p>(3) 私立大学等改革総合支援事業申請 (タイプ 1、タイプ 2) について</p> <p>(4) 諸報告</p>	5	5
28.2.25 (15:00)	<p>(1) 評議員の辞任について</p> <p>(2) 人事について</p> <p>(3) 文京キャンパス耐震改修工事について</p> <p>(4) (学) 三室戸学園中期計画について</p> <p>(5) 各種規則の制定及び改定について</p> <p>(6) 諸報告</p>	5	5

28.3.24 (15:00)	(1)評議員人事について (2)平成27年度退職者及び平成28年度教職員人事について (3)平成27年度退職者にかかる退職金について (4)三室戸学園役員報酬支給基準規程の一部改正について (5)平成28年度三室戸学園役員報酬について (6)東邦音楽大学大学院の学則の一部改正について (7)東邦音楽大学の学則の一部改正について (8)東邦音楽短期大学の学則の一部改正について (9)中期計画について (10)平成28年度事業計画について (11)平成28年度予算について (12)平成28年度資産運用方針について (13)諸報告	5	5
--------------------	---	---	---

第三者評価の受審に際しては、受審に関する事項（受審時期等）や自己点検報告書については、理事会が最終的に確認し、その責任を負っている。

本法人は、私立学校法の規定に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を事務所に備え、希望者にはこれを閲覧できるようにしている。

また、これらの資料を本法人HPに掲載し、公開している。

一方で、理事会は、本学の発展のため、開催の都度、本法人を取巻く社会情勢（特に教育に関する環境の変化等）について意見交換を行い、学内外の情報収集に務め、情報共有をしている。

学校法人及び本学の管理運営に必要な規程は、「学校法人三室戸学園規程集」（備付資料）として整備している。

理事は、私立学校法第38条及び本寄附行為第6条の規定に基づき（1）学長、（2）評議員のうちから理事会において選任した者2～3名、（3）学園功労者・学識経験者のうち理事会において選任した者2～3名で構成されており、理事長及び理事全員が短期大学の運営に関する法的な責任を自覚し、また、建学の精神をよく理解し、法人の管理運営にも高い識見を有している。

また、寄附行為第10条2（3）の規定により、役員が学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったときは退任することを定めている。

#### (b) 課題

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、また、理事会

も短期大学を含め学校法人全般の運営に関する法的な責任があることを認識して意思決定機関としての役割を果たしているが、18才人口の減少期における学生の確保や教育改革の推進による教育の質の向上など本学においても早急に対応しなければならない課題は多い。

そういう状況下において、理事会においては、これまで以上に活発な審議、議論、意思決定を行うために、平成27年度から可能な限り事前に審議のための資料を手交・送付し、効率的な運営を図っている。

#### ■ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事長は学長を兼務しており、建学の精神及び教育理念・目的をよく理解し、リーダーシップを発揮して、学校法人の運営及び教育にあたっている。また、理事長の指揮監督の下、管理運営担当職員と教学担当教職員との連携も十分に図られている。

理事会は適切に運営されているが、(b)課題に記したように、これまで以上に活発な審議や迅速な決定を行うために、可能な限り事前に資料を配布し、効率的な理事会運営を図っていく必要がある。そのため、平成27年度からは、可能な限り関係資料を事前に配布し、理事会では効率的に審議、議論、意思決定できるよう改善を図っている。

#### 【関連資料】

<提出資料 12 「寄附行為」>

<備付資料 39 学校法人実態調査表>

<備付資料 40 理事会決議録>

#### [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

#### ■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

##### (a)現状

学長は、本学学長選任規程に基づき適正な手続きの下、「学園の設置理念に基づいた当該大学を代表するにふさわしい者」、「教育行政・学校経営に関して優れた識見と豊かな経験を有する者」、「健康で学長職務を遂行できる者」として理事会により選任されている。

学長は、平成5年の就任時から東邦音楽大学の学長も兼務しており、大学との教育連携を密にし、建学の精神に基づく教育研究の先頭に立って、短期大学の教育の質の向上・充実に努めている。

本学は、学校教育法の一部改正（平成27年4月施行）を踏まえ、学則、教授会規程を改正した。

学長が決定を行うに当たり教授会の意見を聴く事項は次のとおりであり、教授会に周知している。

## 学則第 40 条の 2

- (1) 学生の入学、卒業及び修了
- (2) 単位の認定及び学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。  
「(3) として次の事項を学長裁定で定めた。」
  - 一 教育課程の編成に関する事
  - 二 教員の教育研究業績の審査
  - 三 学生の懲戒処分及びその他の不利益処分に関する事
  - 四 その他学長が教授会の意見を聴くことが必要と判断したもの

学長は、規程の定めにより、原則として月 1 回教授会を招集し、議長となり、その運営に当たっている。

なお、本学は、教授会規程により、東邦音楽大学と合同で教授会を開催できる（教授会規程第 4 条第 5 項）こととなっており、教育研究の連携を図ることから、大学と合同で教授会を開催している。

平成 27 年度の教授会の開催状況は、次のとおりである。

開催日時	意見を聴く事項
27. 4. 15	1) 諸規程の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教授会規程の改正</li> <li>・ 入学試験委員会規程の改正</li> <li>・ 委員会規程の改正</li> <li>・ 学生懲戒規程</li> </ul> 2) 学生の異動 3) 平成 27 年度東邦短期大学指定校一覧について 4) 平成 27 年度東邦短期大学教員一覧について 5) 平成 27 年度教授会・研究科委員会一覧について 6) 平成 26 年度 G P A について 7) 部会・委員会報告 8) 平成 27 年度短大実技試験日程 9) 平成 27 年度ヒューマンコミュニケーションポイント対象行事一覧 10) 平成 27 年度「学生相談室」担当教員 11) 平成 27 年度入学状況と平成 28 年度募集目標 12) 平成 27 年度ウィーン研修日程と引率教員 13) 平成 27 年度演奏会一覧 14) 第 48 回「東邦祭」について

27. 5. 20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成 27 年度東邦音楽短期大学に東邦音楽大学から転入した学生の単位認定について</li> <li>2) 平成 27 年度東邦音楽短期大学に新入学の他大学等卒業学生の単位認定について</li> <li>3) // 他大学からの入学生の単位認定について</li> <li>4) // 他大学等卒業の特別社会人入学生の単位認定について</li> <li>5) 平成 27 年度東邦音楽短期大学転専攻者の単位認定について</li> <li>6) 平成 27 年度 教授会・研究科委員会・委員会一覧(5/1)について</li> <li>7) 部会・委員会報告</li> <li>8) A0 予備診断審査における楽典能力の診断について</li> <li>9) H27 年度 オフィスアワーについて</li> <li>10) H27 年度 短大学科 科目別受講者一覧</li> <li>11) 第 48 回 『東邦祭』終了報告</li> <li>12) 平成 27 年 教員免許状更新講習について</li> <li>13) 平成 27 年度ヒューマンコミュニケーションポイント対象行事一覧(追加)</li> <li>14) 平成 27 年度 日曜祝祭日の教室使用について</li> <li>15) 平成 27 年度演奏及び啓発活動 等</li> </ol>
27. 6. 17	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学生の異動</li> <li>2) 文部科学省学校法人運営調査について</li> <li>3) 東邦音楽短期大学平成 28 年度第三者評価受番の申込みについて</li> <li>4) H27 年度 オフィスアワー修正版について</li> <li>5) 平成 27 年度ヒューマンコミュニケーションポイント対象行事一覧(追加)</li> <li>6) 部会・委員会報告</li> <li>7) 第 1 回 A0 予備診断&lt;6/21(日)&gt;エントリー状況</li> <li>8) 学生獲得のための諸活動について</li> <li>9) 演奏及び啓発活動について</li> </ol>
27. 7. 15	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 部会・委員会報告</li> <li>2) 平成 27 年度奨学生の選考結果について</li> <li>3) 平成 27 年度学生団体申請について</li> <li>4) 平成 27 年度夏期合宿申請について</li> <li>5) 平成 27 年度ヒューマンコミュニケーションポイント対象行事の追加</li> <li>6) 後期オリエンテーションの実施について</li> <li>7) 第 2 回 A0 予備診断エントリー状況について</li> <li>8) 学生募集活動の状況について</li> <li>9) 演奏及び啓発活動について</li> <li>10) 新国立劇場運営財団との連携・協力協定について</li> <li>11) 夏期休暇中の離任地届け、緊急の場合の連絡等教員各位徹底につい</li> </ol>

	て
27. 8. 26	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) ベストティーチャー賞の制定について</li> <li>2) 学生の異動</li> <li>3) 後期教員オリエンテーションFD研修会の実施について</li> </ol>
27. 9. 30	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成 28 年度 第 1 回短期大学社会人入試合否判定について</li> <li>2) 平成 27 年度短期大学「音楽教養専攻」転専攻試験合否判定について</li> <li>3) 平成 27 年度後期短期大学（転専攻）単位認定について</li> <li>4) 平成 28 年度短期大学入試の楽典について</li> <li>5) 学生の異動</li> <li>6) 平成 28 年度短期大学学費の設定</li> <li>7) ベストティーチャー賞の新設について</li> <li>8) 平成 27 年度アカデミックスケール等について</li> <li>9) 部会・委員会報告</li> <li>10) 平成 27 年度教員免許状更新講習…終了報告</li> <li>11) 後期学生オリエンテーションの終了報告</li> <li>12) 学生募集の中間状況報告</li> <li>13) 演奏及び啓発活動の実施結果と今後の予定について</li> <li>14) 平成 27 年度 演奏旅行について</li> </ol>
27. 10. 28	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 部会・委員会報告</li> <li>2) 平成 27 年度学生募集の中間状況報告</li> <li>3) 演奏及び啓発活動の実施結果と今後の予定について</li> <li>4) 平成 27 年度 演奏旅行について</li> <li>5) 平成 28 年度 学費関連について</li> <li>6) 事務連絡…マイナンバーについて</li> </ol>
27. 11. 2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成 28 年度 東邦音楽短期大学 附属高校 A 日程入試合否判定について</li> <li>2) 平成 28 年度 東邦音楽短期大学指定校推薦入試合否判定について</li> <li>3) 部会・委員会報告</li> <li>4) 事務連絡…マイナンバーについて</li> </ol>
27. 12. 9	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成 28 年度 東邦音楽短期大学 卒業生推薦〔後期〕入試合否判定について</li> <li>2) 平成 27 年度私立大学等改革総合支援事業の選定について</li> <li>3) 部会・委員会報告</li> <li>4) 平成 28 年度学生獲得中間状況</li> <li>5) 演奏及び啓発活動の実施結果と予告について</li> <li>6) 全国芸術大学コンソーシアム(仮称)準備会の発足について</li> <li>7) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への協力に対する大学連携協定について</li> </ol>

28.1.20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 文京キャンパス耐震工事について</li> <li>2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への協力に対する大学連携協定締結について</li> <li>3) 東邦音楽短期大学 第7回AO予備診断(12/20)結果について</li> <li>4) 東邦音楽短期大学 第5回社会人入試(12/20)結果について</li> <li>5) 部会・委員会報告</li> <li>6) 平成28年度学生獲得中間状況</li> <li>7) 平成27年度ヒューマンコミュニケーション対象行事の一部変更</li> <li>8) 演奏及び啓発活動の実施結果と予告について</li> <li>9) 学生教育研究災害障害保険について</li> <li>10) 専任教員教育研究者一覧(ウェブサイト公開)の更新について</li> <li>11) 平成28年4月1日開催の新年度会について</li> </ol>
28.2.18	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成28年度教員人事</li> <li>2) 平成27年度 東邦音楽短期大学 卒業判定[第一次]について</li> <li>3) 部会・委員会報告</li> <li>4) 東邦音楽短期大学卒業代表・演奏出演者等選考報告について</li> <li>5) 平成28年度東邦音楽短期大学新入学生特待(S)(A)選考について</li> <li>6) 平成28年度第6回東邦音楽短期大学 社会人入試合否判定</li> <li>7) 平成28年度学生獲得中間状況について</li> <li>8) 平成29年度入試日程について</li> <li>7) 「学校法人三室戸学園組織及び事務分掌の一部改正(障害学生生徒支援センター(仮称)設置関係)」について</li> <li>8) 演奏及び啓発活動の実施結果と予告について</li> </ol>
28.3.2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) H27 短大卒業判定[第二次]について</li> <li>2) 科目等履修生認定について</li> <li>3) 短大の学則の一部改正</li> <li>4) 学生の異動</li> <li>5) 平成28年度学生会役員紹介</li> <li>6) 第49回東邦祭実行委員会役員紹介</li> <li>7) 学生募集関連について</li> </ol>
28.3.5	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成28年度教員人事</li> <li>2) 平成28年度教務委員会メンバー発表(3月1日付)</li> <li>3) 平成28年度学生委員会メンバー発表(3月1日付)</li> <li>4) 平成28年度東邦スタンダードクラス担任</li> <li>5) 一般後期入試合否判定報告について</li> <li>6) 転入学試験合否判定について</li> <li>7) 学生獲得状況</li> <li>8) 部会・委員会報告</li> <li>9) 平成28年度定期演奏会出演者選考報告</li> <li>10) 平成28年度アカデミックスケール</li> </ol>

	11) 平成 29 年度入試日程 12) 学生募集活動
--	--------------------------------

学長は、毎回教授会の議事録を作成し整備している。

学長は、教授会の運営をより円滑に進めるとともに教員との意思疎通を図るため、教授会の開催に先立ち、主任教授会を開催している。

主任教授会は、(1) 学長、(2) 図書館長、(3) 教務部長、(4) 学生部長、(5) 各専門部会主任教授、(6) 事務本部長、(7) 学長が必要と認めた者で構成され、教授会の議題のほか教育研究上必要な事項について、学長の諮問事項を審議している。

また、学長は、原則月 1 回月例主任会（主任教授会と同じ構成）を開催し、本学の諸課題など幅広く意見交換を行っている。

教授会規程及び専門部会規程により、教授会に専門部会を置いている。専門部会は、声楽部会、ピアノ部会、管弦打楽器部会、一般楽理部会の 4 部会があり、部会毎に定期的に部会を開催し、部会を構成する分野における教育研究に関する審議を行い、また、本学の教育方針を周知徹底するトップダウン事項の伝達や部会の意見を集約するボトムアップ機能の役割を果たしている。

また、本学には、委員会規程により、以下の会議体及び委員会を設置している。

○平成 28 年 5 月 1 日現在の委員会

委員会名	主 な 審 議 事 項
教育改革推進会議 (委員長：学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建学の精神、理念に基づく大学等の教育方針</li> <li>・教育課程の編成方針</li> <li>・教学に関する学内組織のあり方</li> </ul>
教務委員会 (委員長：教授)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の履修及び教務全般</li> <li>・ヒューマンコミュニケーションの認定審査</li> </ul>
学生委員会 (委員長：教授)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生活全般</li> <li>・東邦祭等学生に関わる行事</li> </ul>
FD委員会 (委員長：学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内容、授業方法の改善・向上</li> <li>・授業評価の実施と検証</li> <li>・教員の授業改善</li> </ul>
教学 I R 推進委員会 (委員長：学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内容に関する授業改善のための学生アンケートの調査及び分析</li> <li>・学生の学修行動に関する学修時間の調査及び分析</li> </ul>
入試委員会 (委員長：教務部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者選抜の基本方針、企画</li> <li>・試験問題の作成、入学試験の実施</li> <li>・入学後の追跡調査</li> </ul>
AO委員会 (委員長：教務部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AO方式による入学者の選抜及び関連する調査、資料の作成</li> </ul>

講習会委員会 (委員長：准教授)	・セミナー、オープンキャンパスの企画、運営
キャリア支援委員会 (委員長：准教授)	・キャリア支援全般
図書委員会 (委員長：教授)	・図書館に関する業務全般 ・紀要等の編集、発行
自己点検・自己評価特 別検討委員会 (委員長：学長)	・自己点検評価・報告書作成 ・認証評価業務全般

以上の委員会は、東邦音楽大学との合同開催として行っている。また、委員会構成員が複数の委員会に所属することから、教授会において、その運営審議を行う場合がある。

このように、学長のリーダーシップの下、教職員が一体となって、教育上の委員会を適切に運営することにより、本学の建学の精神に基づいた「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」の三つの方針を十分認識した上で、それらに基づいた学習成果の検証を行っている。

また、法人運営と教授会が常に連携し、共通認識を持ち相互理解するため、教授会には、毎回、学園本部長が陪席している。

学長は、そのリーダーシップを発揮し、平成24年度から従来の8専攻を「声楽、器楽、コンポーzingアーティスト、電子オルガン、音楽教養」の5専攻に改編した。その結果、入学生数は、平成23年度の12名から平成27年度は56名に大きく増加した。

これは、社会が求めるニーズに対応した音楽分野や社会人の生涯学習に対応したコースを取り入れたことが大きな要因である。

全国的に短期大学の学生の確保が厳しい状況下にあって、学長のリーダーシップの真価が問われるところ、専攻の再編に合わせて、実技レッスン時間の延長、 Semester制の導入、GPA及びキャップ制の導入、シラバスの改善、履修系統図の明示等教育改革を積極的に行った。

平成27年度においては、(1) オフィスアワーの設定、(2) SD研修の充実、(3) 附属高校と短大・大学との連携強化、(4) 教員の教育に関する取組みへの評価によるベストティーチャー賞の創設など数多くの施策を打ち出し、関係教職員との議論を経て、実現している。

#### (b) 課題

18才人口が漸減する状況下において、学生の確保や教育の質の向上など本学が取り組むべき課題は多い。そういう中において、学長は、リーダーシップを発揮して、専攻の再編をはじめ様々な教育改革に取り組んでおり、それらの取組みが近年の入学者の一定数の確保に繋がっている。

今後は、学長が引き続きリーダーシップを発揮できる体制を整備するため、各種委員会について、学長の軽減を図った上で支障のない委員会運営を構築する必要がある。

また、委員会の運営については、他の会議や委員会と委員構成（特に主要構成員）の多

くが重複するため、他の会議等で審議、検討することがある。また、迅速に企画決定する必要がある場合、学長のリーダーシップによって、事業を進める場合もある。

今後、学長のリーダーシップと委員会の役割を整理し、音楽系の短期大学に適した委員会運営の在り方を検討する必要がある。

#### ■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

学長は、平成5年に就任して以来、理事長及び大学学長も兼務しており、短期大学と法人との連携、短期大学と大学との連携は密に行われている。

学長が理事長、大学学長を兼務している状況を踏まえ、学長が委員長を務める委員会について、学長の負担軽減の観点から、学長が委員長を務めている委員会の数を減らすなど委員会の在り方、運営等について検討する。

また、委員会の運営については、他の会議や委員会と委員構成（特に主要構成員）の多くが重複するため、他の会議等で審議、検討することがある。また、迅速に企画決定する必要がある場合、学長のリーダーシップによって、事業を進める場合もある。

今後、学長のリーダーシップと委員会の役割を整理し、音楽系の短期大学に適した委員会運営の在り方を検討する。

#### 【関連資料】

<備付資料 41 規程集>

<備付資料 43 教授会議事録>

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

#### ■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

##### (a) 現状

監事については、寄附行為第5条に監事の人数、第7条に監事の選任、第14条に監事の職務内容が規定されている。

本学園には、2名の監事（1名常勤、1名非常勤）がおり、監事監査の任務にあたっている。

監事は、監事監査計画書を作成し、その計画に基づいて理事会、評議員会への出席、理事長・学長をはじめ各部署の責任者からのヒアリング、会計監査法人との意見交換などを適宜行っている。

また、教職員との積極的な意見交換、情報収集を行っている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務又は財産状況について意見を述べている。

監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事から提出された監査報告書は、本学園HP上において公開している。

##### (b) 課題

監事は、常勤1名、非常勤1名で監査業務を行っており、引き続きこの体制を継続したい。

【区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。】

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

(a) 現状

評議員会は、法令及び寄附行為第18条に基づき、23名で組織されており、私立学校法が定める理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織している。

	定数	実員
理事	5～7人	5人
評議員	23人	23人

評議員の構成は、法令及び寄附行為第22条により、次により選任された者で構成している。

評議員の選任条項（寄附行為第22条）	評議員数
(1) この法人の職員で理事会において選任した者	10人
(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のうちから、理事会において選任した者	6人
(3) 学園功労者・学識経験者のうちから、理事会において選任した者	7人

法令及び寄附行為第20条により、理事長において、あらかじめ評議員会に意見を聞かなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時金の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
(2) 事業計画
(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(4) 寄附行為の変更
(5) 合併
(6) 目的たる事業の成功の不能による解散
(7) 寄付金品の募集に関する事項
(8) その他理事長が、この法人の業務に関して重要と認める事項

評議員会は、法令及び寄附行為第18条により開催し、適切に議事運営が行われている。平成27年度の評議員会の開催状況は、次のとおりである。

開催日	主 な 議 案	出席者	定数
27.4.1	(1) 監事について (2) 諸報告	23	23

27. 5. 27 (16:00)	(1) 平成 26 年度事業報告について (2) 平成 26 年度決算報告について (3) 第 2 号基本金について (4) 諸報告	21	23
28. 1. 7 (13 : 30)	(1) 文京キャンパス耐震工事について (2) 学校法人運営調査委員による調査結果について (3) 諸報告	22	23
28. 3. 24 (13 : 30)	(1) 中期計画について (2) 平成 2 8 年度事業計画について (3) 平成 2 8 年度予算について (4) 諸報告	20	23

## (b) 課題

評議員会は、法令及び寄附行為に基づいて、理事会の諮問機関として適切に運営されているが、さらに開催回数を増やすなどして、今後も適切な運営を行っていく。

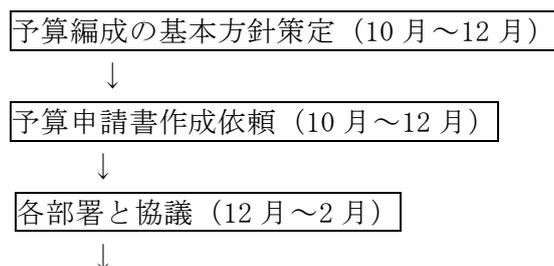
[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

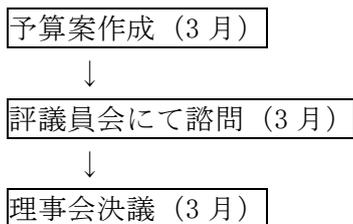
■ 基準IV-C-3 の自己点検・評価

## (a) 現状

中期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算に関しては、予算編成の基本方針策定後、各部署に予算申請書の作成を依頼し、各部署との協議等を経て予算案を作成している。その後、予算案について評議員会に諮り、理事会の議を経て決定している。

## 【予算編成スケジュール】





予算成立後、速やかに経理本部から各部署に予算の示達を行っている。

予算の執行管理については、部署業務ごとに予算実績管理を行っており、各部署に対しても定期的に予算実績資料を配布して予算執行が適切に行われるように管理している。

日常的な出納業務については、「学校法人三室戸学園経理規程」に基づき適切に処理しており、日計表により理事長に報告している。

計算書類、財産目録等は、本学園の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

また、資産及び資金の管理と運用については、経理システム、資産管理システムにより記録されており、「学校法人三室戸学園固定資産管理細則」、「学校法人三室戸学園資金運用細則」に基づき適切に管理している。

寄付金の募集については、振込みによる募集を行っており、新入生については入学後に寄付金募集趣意書を配付することにより適正に行っている。また、募金趣意書に寄付金は任意のものであることを明記している。

なお、現在、学校債は発行していない。

会計監査の体制は、私立学校法第37条第3項及び学校法人三室戸学園寄附行為第14条に基づく監事による会計監査、私立学校振興助成法第14条に基づく会計監査人による監査により整備されており、会計監査人による監査は、監事と相互にコミュニケーションをとって協力し、期中から期末まで通年的に行われることにより適切に実施されている。

経理担当者は、常に自己研鑽に努め、学校法人会計に関する知識のスキルアップを図るとともに、会計処理の不明な点等については適宜監査法人に質問して解消し適正な会計処理を行っている。その結果、計算書類等は学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

教育情報及び財務情報については、本学HPに掲載している。

#### (b) 課題

平成28年度に策定した第三次中期計画（1年前倒しで策定）は、早期の収支改善を目指すものである。その実効性を担保するうえで、様々な検討を重ねた結果、収入の増加と支出削減を同時進行する必要がある。については経費節減を図るため、予算案の作成の段階から各部署においてコスト削減意識を高め無駄な支出が無いように努めていく所存である。

#### ■ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

評議員会について、法令及び寄附行為に基づいて、理事会の諮問機関として適切に運営されているが、さらに開催回数を増やすなどして、今後も適切な運営を行っていく。

経費節減については、全教職員の意識を高めるため、予算案の作成段階から取り組む方策を構築する。

【関連資料】

〈備付資料 45 監査報告書〉

〈備付資料 46 評議員会決議録〉

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

それぞれの区分で示した課題については、今後、理事会、教授会等における議論を踏まえ、早急に改善を図っていく。

また、改善した事項については、適宜関係委員会等において検証し、その効果などについて議論をする。

改善した事項については、教職員に周知する。

平成 27 年度は、日本私立学振興・共済事業団の補助事業である「私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1「大学・短期大学」）（タイプ 2「大学」）」に採択され、教育の質の向上が認められ、補助金も増額措置された。

今後とも理事長のリーダーシップのもと、継続して本事業を獲得するよう努めていく。

◇基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし

(2) 特別な事由や事情があり、以上の基準を求めることが実現（達成）できない事項。

特になし